

鹿嶋市環境基本計画

地域の自然と共生し 地球の環境を考え
健やかに暮らせるまち かしま



2021(令和3)年3月

鹿嶋市

はじめに



鹿嶋市は、茨城県東南部に位置し、東は雄大な太平洋に、西は静かな水辺の北浦に臨む美しい自然と、悠久の歴史的な伝統を持ちつつ、鹿島臨海工業地帯を中心とする近代的な工業都市として、さらにサッカーをはじめとするスポーツ先進のまちとして発展してまいりました。

本市では、2000（平成 12）年に制定した環境基本条例に基づき、2001（平成 13）年 3 月に「鹿嶋市環境基本計画」を策定し、「自然を生かし 人が創る 快適環境のまち かしま」を望ましい環境像として掲げ、市の環境の保全と創造のために、さまざまな取組みを推進してまいりました。

近年は、地球温暖化による気候変動や生物多様性の喪失、また、廃棄物による汚染といった地球規模の環境問題への対応が求められてきています。現在、気候変動の影響が特に危惧されており、経済を維持しながらも地球温暖化を抑えるために、石油・石炭・天然ガスなどの化石燃料から脱却し、クリーンなエネルギーへの転換を軸とした脱炭素への挑戦が始まっています。また、持続可能な開発のための目標である SDGs への取組が広く社会に取り入れられてきています。

本計画は、前計画に続くものとして、今後 10 年間の本市の環境保全を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方向を示すものです。市の豊かな自然環境を守り、より良い環境を将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの使命であり、市民、事業者、行政が本計画を共有し、それぞれの役割を自覚し自主的かつ相互に連携協力することが重要であると考えております。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご審議をいただきました鹿嶋市環境審議会の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様にご心から御礼を申し上げます。

2021 年 3 月

鹿嶋市長 錦織 孝一

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 環境問題の動向	2
(1) 鹿嶋市の経緯	
(2) 世界の動向	
(3) 国と県の環境政策	
2 計画の基本的事項	12
(1) 計画の目的と位置づけ	
(2) 計画の期間	
(3) 計画の対象	
(4) 計画策定の視点	
3 基本理念と将来像	14
(1) 基本理念	
(2) 将来像	
4 計画の推進と進行管理	16
(1) 推進主体	
(2) 推進体制	
(3) 進行管理	
第2章 計画の方向	19
1 環境の課題	20
(1) 気候変動に関する取組	
(2) 自然環境に関する取組	
(3) 生活環境に関する取組	
(4) 廃棄物に関する取組	
(5) 環境学習に関する取組	
2 基本的な方向	29
(1) 基本目標	
(2) 基本方針	
(3) 計画の体系	
第3章 施策の展開	39
1 気候変動分野の施策	40
2 自然環境分野の施策	44
3 生活環境分野の施策	48
4 廃棄物分野の施策	51
5 環境学習分野の施策	55
第4章 市民・事業者・市・滞在者の自主的な行動	59
1 市民に望まれる行動	60
2 事業者に見込まれる行動	64
3 市の率先行動	68
4 滞在者に望まれる行動	69
資料編	71

第 1 章

計画の基本的な考え方

環境問題の動向を踏まえながら、計画の基本的な考え方として、位置付けや期間などの基本的事項、長期的な視点による基本理念と将来像、計画推進に関する事項を示します。

1 環境問題の動向

(1) 鹿嶋市の経緯

① 鹿嶋市の姿

現在の鹿嶋市と神栖市にあたる鹿島地域は、昭和30～40年代の鹿島開発（鹿島臨海工業地帯造成計画）により飛躍的な経済発展をとげ、1991（平成3）年に発足したプロサッカーチーム「鹿島アントラーズ」が地域の一体感をもたらしました。発展の一方で、開発に伴って生じた学校や道路、上下水道といった公共施設の整備など、生活環境面の課題解決に追われた経緯もあります。

1995（平成7）年には、全国的に広域合併が模索される中で、旧鹿島町と旧大野村が合併し鹿嶋市（以下「本市」という。）が誕生しました。本市は「スポーツのまち」「工業のまち」であり、また鹿島神宮に代表される「歴史のまち」でもあります。さらに自然環境の面では、鹿島灘や北浦、中小の河川や水路、樹林地や農地など、豊かで多様な水と緑に囲まれており、個性ある地域資源に恵まれた地域となっています。本市の観光資源における入込数の割合を見ると、鹿島神宮が5割を超え、次いで市内イベントと茨城県立カシマサッカースタジアムが多くなっています。

次に、本市の人口については、約6万7千人（2020（令和2）年4月現在）で、昭和40年代前半から急激に増加し、2015（平成27）年までは増加傾向でしたが、少子高齢化の進展などにより、2016（平成28）年に人口減に転じています。人口動向の特徴としては、通勤通学の面で隣接する神栖市とのつながりが深く、神栖市とともに県内の他都市よりも出生率が高いことから、子育てがしやすい環境であると認知されていると考えられます。

② 鹿嶋市の環境に関する取り組み

本市の環境に関する取り組みとしては、人と自然が共生できるまち、環境への負荷の少ないまちづくりを目指し、その基本となる考え方と進め方を明らかにし、現在と将来の市民の安全で健康かつ快適な生活を実現するため、2000（平成12）年4月1日に「鹿嶋市環境基本条例」（以下「基本条例」という。）を施行しました。併せて、環境の保全に関する施策の総合的、計画的な推進を図るため、基本条例に基づき、2001（平成13）年3月に「鹿嶋市環境基本計画」（以下「前計画」という。）を策定しました。

この前計画の策定から約20年の間に、少子高齢化と人口減少の進行、首都圏への一極集中、東日本大震災などの災害の多発、リーマンショックによる経済危機や国民所得の低迷、産業構造の変化、新型コロナウイルス感染症など、社会を取り巻く環境は大きく変わってきました。

2020（令和2年）7月には、鹿嶋市を含む関東甲地域の40団体（73市町村）と民間事業者2社で構成（2020（令和2）年4月時点）される「廃棄物と環境を考える協議会」において、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

前計画の主な実績

前計画の計画期間（2001（平成 13）年度～2020（令和 2）年度）において実施した主な取り組みは次のとおりです。

基本目標Ⅰ「自然と人との豊かな共生をはぐくむ まち」

計画目標 1 自然環境の特性を理解し、最適な保全を行う

- ・ 市内 3 か所の自然環境保全地域及び緑地環境保全地域において、自然保護指導員（県知事の委嘱）による巡視や自然保護意識の啓発を実施。

計画目標 2 多彩な自然をはぐくむ地形・地質を守る

- ・ 県策定の霞ヶ浦水質保全計画（第 7 期）により、市でも北浦湖岸をパトロール、アオコ発生について確認。
- ・ 洪水・津波・土砂災害のハザードマップを作成、ホームページ等で提供。
- ・ 鹿嶋市土地開発事業の適正化に関する指導要綱を制定。

計画目標 3 美しい、きれいな川・湖・海をつくる

- ・ 排水処理施設りん除去支援事業、茨城県農業集落排水施設接続支援事業、浄化槽設置補助事業等を実施。
- ・ 水質調査を実施。

計画目標 4 豊かな生態系を支える 土壌と緑を守り、育てる

- ・ 県自然環境保全条例に基づき自然保護指導員を推薦。
- ・ 県指定沼尾緑地環境保全地域の自然保護指導員による巡回を実施。
- ・ 農業振興地域整備計画による優良農地の保全。
- ・ 環境にやさしい農業ステップアップ支援事業補助、市民農園貸出を実施。

計画目標 5 自然とふれあい、その恵みを育て引き継ぐ

- ・ 県指定自然・緑地環境保全地域の保全（再掲）
- ・ かしま環境ネットワークに市で助成。水路めぐりプロジェクトなどを地域住民との協力により実施。
- ・ 宅地造成等の開発行為の技術基準に基づき緑地保全を実施。
- ・ 鹿島神宮門前町景観まちづくり計画：景観ガイドラインを作成。

基本目標Ⅱ「安全で、健康・快適な生活を守る まち」

計画目標 1 安全で健康に暮らせる環境を守る

- ・ 公害防止協定を運用、県による特定事業所への立ち入り検査に協力・同行。
- ・ 大気や水質等の環境調査を実施、光化学オキシダントを除き環境基準を概ね達成、自動車騒音の環境基準適合率は約 90%。
- ・ 農薬適正使用講習会を開催。
- ・ 霞ヶ浦問題協議会北浦流域ブロック構成委員として 5 市で啓発活動を実施。
- ・ 雨水貯留施設等設置補助金事業を実施。
- ・ 環境にやさしい農業ステップアップ支援事業補助を実施。

第1章 計画の基本的な考え方

前計画の主な実績（続き）

基本目標Ⅱ「安全で、健康・快適な生活を守る まち」

計画目標2 人と環境にやさしい利便を整える

- ・ コミュニティバスの運行を開始、全車バリアフリー対応、ダイヤ改正等により利便性を向上。
- ・ 防犯カメラや防犯灯の設置、防犯灯のLED化を実施。
- ・ 市道の整備、公共施設の新築・改修においてユニバーサルデザイン、バリアフリーを推進。
- ・ 神宮北宮中地区地区計画及び沼尾・林地区地区計画を策定し、樹林地及び草地等の維持・保全を規定。
- ・ 事業者、市民等による花いっぱい運動を実施。
- ・ 環境配慮型浄化槽の個人設置への補助を実施。
- ・ 津波避難計画策定、湖岸の洪水時避難経路を地区住民と設定、各公民館で避難所運営マニュアルを作成等。

計画目標3 歴史や文化とふれあい、地域への愛着を深める

- ・ 鹿島神宮地区地区計画において景観整備事業への補助を実施。
- ・ 「鹿島神宮門前町景観まちづくり計画」を住民参加で策定。

基本目標Ⅲ「資源を大切に、循環利用を進める まち」

計画目標1 清潔な環境づくりと資源の有効利用を進める

- ・ 「鹿嶋市まちをきれいにする条例」を施行、環境美化運動を年3回実施。
- ・ 鹿嶋市環境サポーター制度を推進。
- ・ 地域住民による資源回収を推進。

計画目標2 省エネルギーを進め、地球環境をやさしく守る

- ・ 庁舎屋上等に太陽光発電設備を設置。
- ・ 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定。

基本目標Ⅳ「互いに協力して、循環を創る まち」

計画目標1 環境情報の公開を進め、学習・活動の機会をつくる

- ・ 環境展を開催。
- ・ 小学4年生の鹿嶋RDFセンターへの校外学習、ごみを減らすための学習（社会科・総合の学習）等を実施。
- ・ 出前講座に環境に関するメニューを設定。
- ・ 中学生によるゴミ拾いボランティアを実施。

計画目標2 環境づくりに自発的に取り組む人財をつくる

- ・ 市ホームページで環境関係イベントや補助事業の情報を発信。
- ・ ボランティア活動交付金を環境関連活動団体に交付。
- ・ 「かしま環境ネットワーク」の事務室を中央公民館に設置、活動に協力。

計画目標3 環境づくりを実践する

- ・ 水質監視員の活動、北浦一周ウォーキング活動に協力。
- ・ 環境美化運動の回収ごみ量は一定程度の水準を維持。

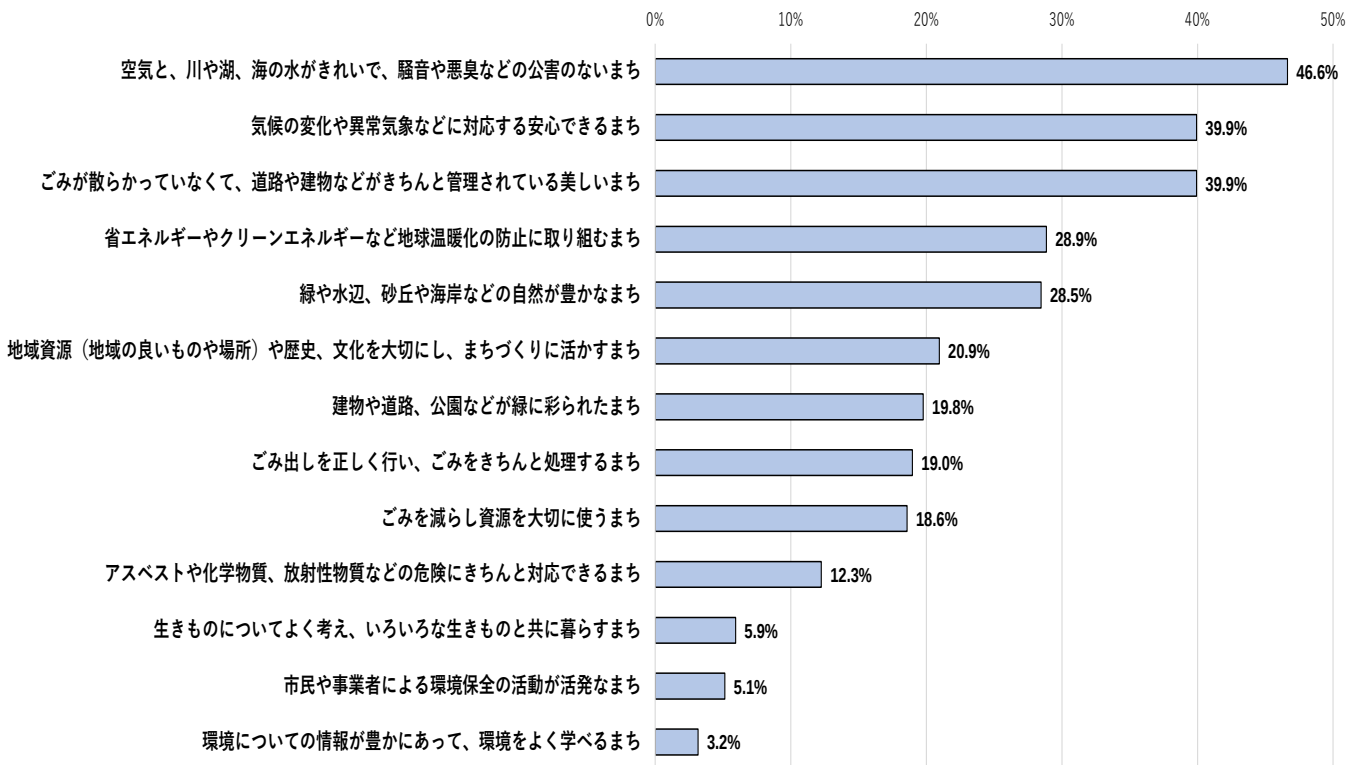
市民の意識

本計画を策定するにあたって、市域の環境や地球環境問題等に関する意識や行動の傾向を把握し、計画を効果的に推進していくため、市民、事業者、児童・生徒を対象として、アンケートを実施しました。実施の概要は次のとおりです。

対象	方法、期間	配布数	回答数	回答率
市民 市内在住の18歳以上の住民	調査票を郵便で発送・返信 2020（令和2）年 9月4日～同月23日	700 （無作為抽出）	253	36.1%
事業者 市内で営業している事業者	調査票を郵便で発送・返信 2020（令和2）年 9月4日～同月23日	100	52	52.0%
児童・生徒 市立小学校5年生 市立中学校2年生 県立鹿島高校2年生	各学校へ配布、回答を依頼 2020（令和2）年9月	494	494 うち 小学生 311 中学生 150 高校生 33	100.0%

市民へのアンケートで鹿嶋市の将来の環境に求める姿をたずねたところ、「空気と、川や湖、海の水がきれいで、騒音や悪臭などの公害のないまち」が最も多く、約5割の回答を得ました。

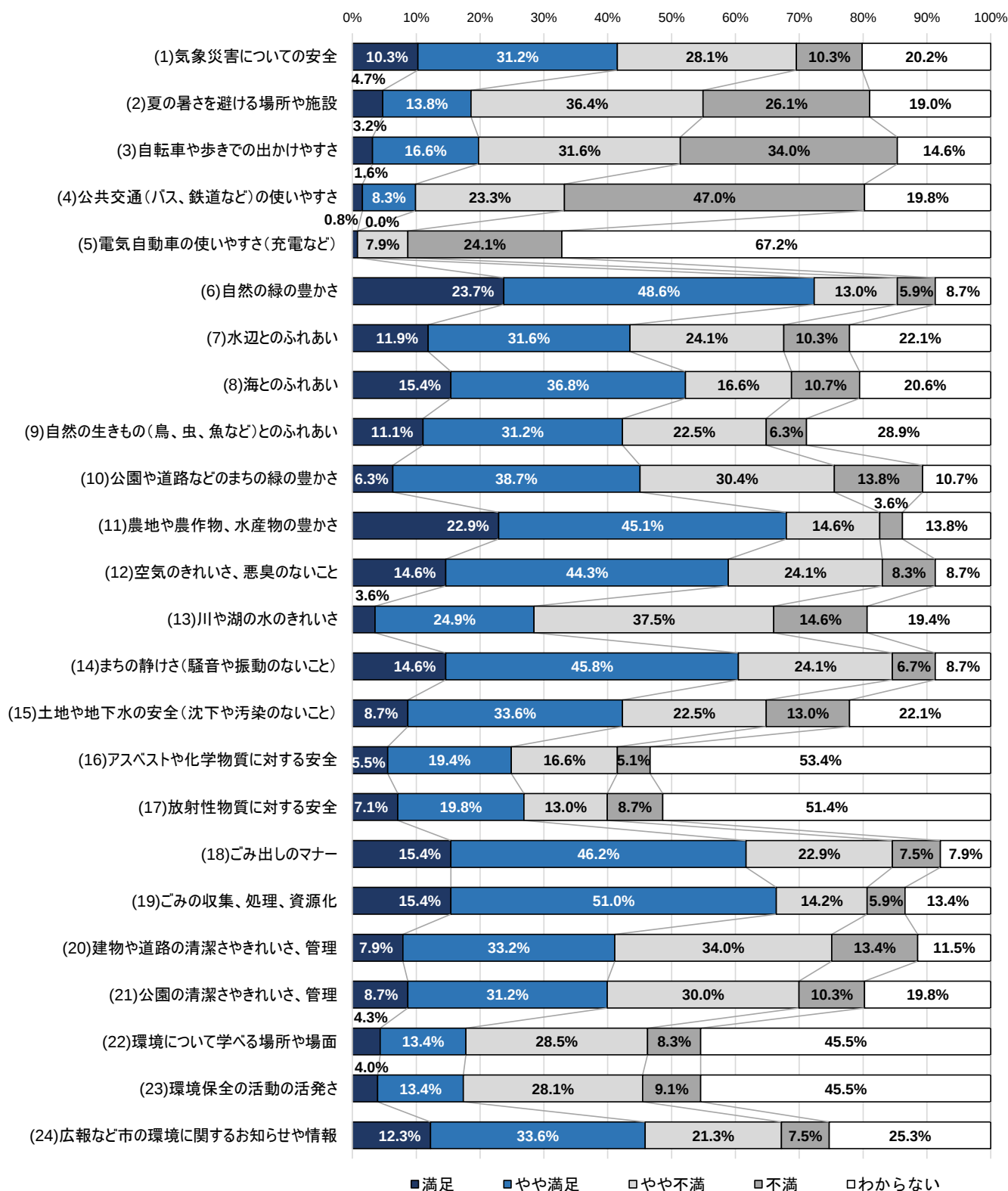
次いで「気候の変化や異常気象などに対応する安心できるまち」「ごみが散らかっていないくて、道路や建物などがきちんと管理されている美しいまち」が約4割の回答を得ました。



第1章 計画の基本的な考え方

市民の意識（続き）

市民へのアンケートで住まい周辺の環境について尋ねたところ、約7割の市民が「自然の緑の豊かさ」、「農地や農産物、水産物の豊かさ」について満足している傾向が見られました。一方で、「自転車や歩きでの出かけやすさ」「公共交通の使いやすさ」については不満を示しており、二酸化炭素排出削減を進める上で考慮すべき傾向と考えられます。



(2) 世界の動向

世界においては、経済のグローバル化が進み、科学技術の目覚ましい発展が見られる一方で、地球温暖化・気候変動や生物多様性の喪失、環境汚染等の環境問題の進行や、経済格差・貧困、社会の分断化といった問題がより深刻なものとなっています。

国連では、このような社会問題に対して、2015（平成 27）年 9 月に「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を採択し、その中で 2030 年に向けた具体的行動指針となる「SDGs（エスディーゴーズ）：Sustainable Development Goals」を打ち出しました。

SDGs（持続可能な開発目標）の 17 の目標



地球規模の環境問題では、地球温暖化・気候変動が最も重大な問題とされており、世界では「パリ協定」に基づく気候変動対策が図られています。「パリ協定」とは、気候変動枠組条約第 21 回締結国会議（COP21）（2015（平成 27）年パリ開催）において、2020（令和 2）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして採択されたもので、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つ（2℃目標）とともに 1.5℃に抑える努力を追求すること、主要排出国を含むすべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新すること、適応の長期目標の設定などが盛り込まれました。

「京都議定書」（2005（平成 17）年発効）の気候変動対策は、温室効果ガスの排出抑制を行うことによる気温上昇抑制（緩和）が中心でしたが、「パリ協定」では中長期的に避けられない影響に対する対策（適応）の強化も盛り込まれました。

第1章 計画の基本的な考え方

また、気候変動に次いで、生物多様性の喪失も大きな問題とされています。生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。生態系の破壊等により、生物種の大幅な減少に対する懸念が深刻化してきていることなどを受け、生物多様性の保全等を目的とした国際条約の「生物多様性条約」が1993（平成5）年に発効しました。

2010（平成22）年には、愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において、「生物多様性条約」の3つめの目的である「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS：Access and Benefit-Sharing）」に関する「名古屋議定書」と、2011（平成23）年以降の新たな世界目標である「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」が採択されました。

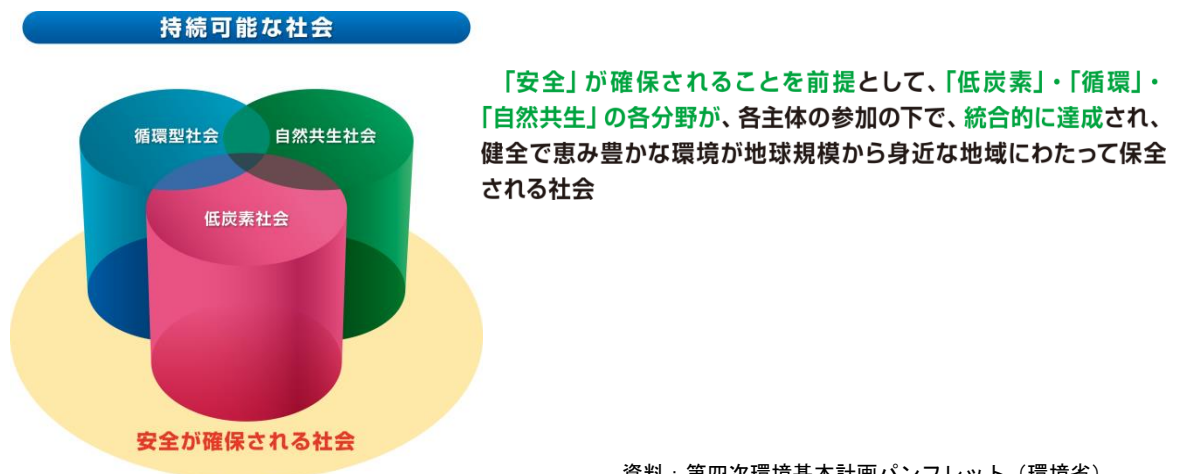
（3）国と県の環境政策

① 国の環境政策

国は、「環境基本法」（1993（平成5）年11月19日施行）により、政府全体の環境の保全に関する施策の基本的方向を示す環境基本計画を定めることとし、1994（平成6）年に第一次の「環境基本計画」を策定しました。

その後、「第四次環境基本計画」（2012（平成24）年策定）においては、環境行政の究極目標である持続可能な社会を、低炭素、循環型、自然共生の各分野を統合的に達成することに加え、安全がその基盤として確保される社会であると位置付けました。現在、低炭素分野では「地球温暖化対策計画」（2016（平成28）年策定）等を、循環分野では「循環型社会形成基本計画」（2018（平成30）年第四次計画策定）等を、自然共生分野では「生物多様性国家戦略2012-2020」（2012（平成24）年策定）等を、それぞれ推進しています。

目指すべき持続可能な社会の姿



続く「第五次環境基本計画」（2018（平成30）年策定）では、SDGsの考え方も活用しながら分野横断的な重点戦略を設定し、環境政策によるイノベーションの創出や、経済・社会的課題の同時解決を実現し、新たな成長につなげていく方向付けを行うとともに、地域の活力を最大限に発揮する地域循環共生圏の考え方を提唱しています。

地域循環共生圏とは、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と地域資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。地方自治体においては、地域循環共生圏の創造に取り組む等、自治体における多様で独自の SDGs の実施を推進することが期待されています。

地域循環共生圏のイメージ



資料：第五次環境基本計画の概要（環境省）

次に、気候変動対策としては、「パリ協定」に提出した約束草案（INDC）を踏まえ、2016（平成 28）年に「地球温暖化対策推進法」の改正とともに「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、「温室効果ガスを 2030 年度に 2013 年度比で 26%削減する」との目標を盛り込み、続く 2019（令和元）年に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定しました。更に、2020（令和 2）年 3 月には「日本の NDC（国が決定する貢献）」を国連に提出し、中期目標（2030 年度 26%削減（2013 年度比））を確実に達成するとともに、その水準にとどまることなく中長期の両面で更なる削減努力を追求するとしました。同年 10 月には 2050 年実質ゼロ（カーボンニュートラル）の脱炭素を目指すことを表明し、その挑戦を経済と産業の好循環につなげるための「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を 12 月に策定しました。

また、パリ協定の情勢を受けて、温室効果ガス排出削減（緩和策）と気候変動の影響による被害の回避・軽減（適応策）の両面から、気候変動対策を進めていくこととし、2018（平成 30）年に「気候変動適応法」の施行とともに、「気候変動適応計画」を閣議決定しました。同計画では、気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、各主体の役割や、あらゆる施策に適応を組み込むことなど、7 つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取組を網羅的に示しています。さらには、各主体の活動基盤となる気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）の開設、地方自治体に向けた地域気候変動適応計画策定マニュアルの公開などを行っています。

第1章 計画の基本的な考え方

最後に、生物多様性については、愛知目標の達成に向けたロードマップと、東日本大震災を踏まえて策定した「生物多様性国家戦略 2012-2020」を推進し、生物多様性の保全と生物多様性の恵み（生態系サービス）の活用に向けた様々な活動を展開しています。

② 茨城県環境政策

茨城県の環境政策としては、「茨城県環境基本条例」（1996（平成 8）年制定）に基づき、「茨城県環境基本計画」を策定し、推進を図っています。

現行の計画は、2013（平成 25）年度から 2022（令和 4）年度までを計画期間とする「第 3 次茨城県環境基本計画」であり、東日本大震災の影響や国の「第四次環境基本計画」（2012（平成 24）年策定）を反映した内容で、基本的な考え方は次のようなものとなっています。

将来像	豊かな自然を守り、環境と調和した生活を送ることができる県
基本目標	低炭素社会の実現 循環型地域社会の構築 自然と共生する社会の創出 みんなが参画する持続可能な社会の実現

分野	基本的な考え方
地球温暖化対策	「温室効果ガスの排出量を 1990（平成 2）年比で 2020（令和 2）年までに 25%削減する」との国の中期目標（閣議決定）を踏まえ、2011（平成 23）年 4 月に茨城県地球温暖化対策実行計画を策定しましたが、同年 3 月に発生した東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故を受けて、国がエネルギー・環境政策の見直しを進めていることから、県でも、これらも踏まえた地球温暖化対策を講じます。なお、2012（平成 24）年 4 月に閣議決定された第四次環境基本計画において、国では、2050 年までに温室効果ガス排出量を 80%削減することを目指すとしています。
地域環境保全対策	大気質や水質のほとんどの項目で環境基準を達成していますが、光化学オキシダント濃度や河川・湖沼における COD 等一部の項目で環境基準を達成できていない状況にあり、自動車騒音についても、環境基準が一部未達成となっています。これらの問題の解消に向けて対策を強化するとともに、特に大気中の微小粒子状物質(PM2.5)に関する環境基準が新たに制定されたことから、微小粒子状物質についても対策を講じます。
湖沼環境保全対策	高度処理型浄化槽の普及などにより、陸域からの汚濁負荷量の削減に努めていますが、湖内の COD や流入河川の窒素やりんなどは、依然として高い濃度で推移しています。水質浄化対策を効果的に行うため、河川・湖沼の水質データを引き続き収集・分析し、汚濁機構の解明をさらに進めるとともに、霞ヶ浦(西浦・北浦・常陸利根川)に係る湖沼水質保全計画をはじめ、洄沼や牛久沼の水質保全計画などの個別計画に基づき、各種施策を積極的に推進します。

資源の有効利用と 廃棄物の適正処理	各種リサイクル法の推進により、一般廃棄物の排出量や最終処分量は減少傾向にあります。再生利用率は全国値を下回ることから、引き続き「いばらきゼロエミッション」の推進を図るため、県廃棄物処理計画や国の循環型社会形成推進基本計画に基づき、各種施策を展開します。
生物多様性	茨城県希少野生動植物保護指針や茨城県鳥獣保護事業計画などに基づき、生物多様性の保全を図ってきましたが、里山の手入れ不足や土地の改変、外来生物の定着や気候変動などによる生態系への影響が懸念されており、総合的な保全対策が必要となっています。生物多様性基本法や 2012（平成 24）年 9 月に閣議決定された生物多様性国家戦略 2012-2020 を踏まえ、本県における生物多様性地域戦略を新たに策定し、多様な主体と連携・協働しながら生物多様性の保全に向けた各種施策を推進します。
環境学習、 環境教育	様々な分野にわたる環境問題を解決するためには、県民をはじめとする各主体が協力・連携しながら環境保全の取組を進める必要があることから、子どもから大人までライフステージに応じた環境教育の推進を図っています。これらの施策に加え、体験活動の機会の提供、協働取組の仕組みづくりなど、2011（平成 23）年に改正された環境教育等促進法を踏まえた施策を推進します。
グリーン・ イノベーション	国の第四次環境基本計画では、持続可能な社会の実現のためには環境配慮型の経済活動を進め、それによって経済発展を実現し、社会の在り方に変革をもたらす、いわゆる「グリーン・イノベーション」の推進が重要であるとしています。このため、県においても、産学官の連携を強化し、環境保全型技術の開発や環境産業の育成を図るなど国の動向を踏まえ、各種施策を推進します。
東日本大震災後の 対応	東日本大震災により発生した膨大な量の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理することに加えて、事故由来放射性物質による環境汚染など様々な環境リスクが明らかになったことから、モニタリング等監視体制の強化を図るとともに、自然災害など大規模災害の発生を想定した環境リスク管理の仕組みについても検討を行います。

2 計画の基本的事項

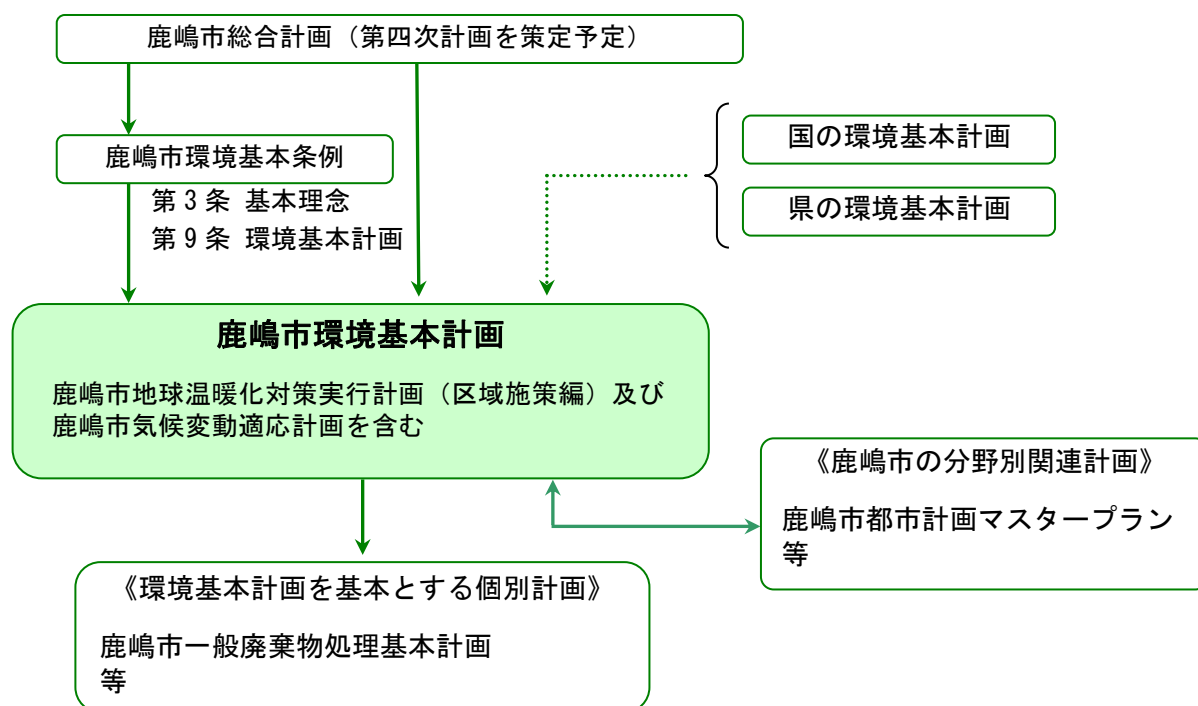
(1) 計画の目的と位置付け

「鹿嶋市環境基本計画」（以下、「本計画」という）は、基本条例第9条に規定する計画で、市民や事業者との協働のもとで環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

本市の計画体系においては、「鹿嶋市総合計画」を環境面から支える分野別基本計画に位置付けられます。他の分野別の基本計画等における環境に係る部分については、本計画の示す方向への整合を促し、相互に補完を図ります。

また、「地球温暖化対策推進法」に基づく地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）と、「気候変動適応法」に基づく地域気候変動適応計画の内容を含む計画です。

本市の計画体系から見た位置付け



(2) 計画の期間

計画期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度の10年間とし、概ね中間年度に見直しを予定します。

(3) 計画の対象

本計画の対象地域は、鹿嶋市域全体とします。

対象範囲は、基本条例第 8 条の定めを基に、国の環境基本法・環境基本計画の枠組みを踏まえて、以下のとおりとします。

分野	主な枠組み	社会像	構成要素
気候変動分野	地球温暖化対策推進法 省エネルギー法 気候変動適応法 等	低炭素社会	温室効果ガス、エネルギー、気候変動
自然環境分野	生物多様性基本法 自然環境保全法 鳥獣保護管理法 等	自然共生社会	生物生息環境、重要な野生動植物種、有害生物種
生活環境分野	各種公害対策関連法	安全・安心が確保される社会	大気質、水質、近隣環境（騒音、美観等）、地盤環境、放射性物質
廃棄物分野	循環型社会形成推進基本法 — 廃棄物処理法 — 資源有効利用促進法	循環型社会	廃棄物、資源循環
環境学習分野	環境教育等促進法 等	協働社会	環境に関する情報・啓発、学習、市民参加・協働

基本条例第 8 条 市の基本施策

第 8 条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境の保全等に関する基本的な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 公害の防止策を進め、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
- (2) 野生生物の生息又は生育に配慮し、多様な生態系の確保を図るとともに、森林、農地、谷津等の適正な保全及び地域に応じた緑化の推進を図り、人と自然との豊かな触れ合いの場を確保すること。
- (3) 鹿島灘、北浦、河川等の水辺地の環境の適正な保全及び整備を図るとともに、水と緑を生かした都市基盤の整備を推進すること。
- (4) 地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的遺産又は文化的遺産の保存等を推進し、潤い、安らぎのある環境の実現を図ること。
- (5) 地域の環境に配慮した秩序ある開発が行われるように必要な措置を講じ、良好な都市の形成を推進すること。
- (6) 廃棄物の減量化、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的利用等を推進するとともに、安全で美しい環境づくりを推進すること。
- (7) 廃棄物処理施設、公共下水道その他の環境の保全等に資する公共施設の整備を図るとともに、環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用が促進されるために必要な措置を講ずること。
- (8) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を推進するとともに、国、県、他の地方公共団体その他関係行政機関と連携し、地球環境の保全に関する国際交流を推進し、地球環境の保全等を図ること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全等に必要な施策を講ずること。

(4) 計画策定の視点

本計画は、次の視点をもって策定しています。

- 世界、地球規模の環境問題に関する現況を踏まえ、時代に即した計画とする。
- 国や茨城県の環境政策と協調して、環境問題への対応を図る。
- 地域の環境の保全と活用、生活環境等の課題解決を図り、未来あるまちづくりに資する。
- 市民・事業者・市（行政）がそれぞれの役割と責任を果たすとともに、目指すべき環境の姿を共有し、協力し合いながら環境保全に取り組んでいく。
- 市役所内の関連計画や関連施策との協力・連携を図り、特に、2022（令和 4）年度から計画期間が始まる第四次鹿嶋市総合計画の策定に向けて、環境面からの方針や取組を明らかにする。

3 基本理念と将来像

(1) 基本理念

基本条例第3条に基づき、本計画の基本理念を次のとおりとします。

1. 環境の保全等は、市民が安全で健康かつ快適な生活を営むうえで欠かせない良好な環境を確保するためのものであるとともに、この環境から受ける恩恵を将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
2. 環境の保全等は、人と自然が共生する、環境への負荷の少ない循環を基調とした、将来にわたり持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。
3. 環境の保全等は、市、市民、事業者及び滞在者がそれぞれの責務と役割分担に応じて、自発的、積極的に、相互に協力、連携のもと行われなければならない。
4. 地球環境保全は、市、市民、事業者及び滞在者が自らの課題であることを認識し、その事業活動や日常生活において、積極的に取り組まなければならない。

(2) 将来像

現在、環境保全についての基本的な共通理念として、「持続可能な社会」が国際的に広く認識されています。これは、「環境」と「開発」を、互いに反するものではなく共存し得るものとしてとらえ、環境保全を考慮した節度ある開発が可能であり重要であるという考えに立ち、現在必要な開発をしつつも、将来世代が必要とするものを継承していくことです。

国の環境基本計画においても「持続可能な社会」を目指しており、さらに直近の第五次環境基本計画では、その具体化に向けて「地域循環共生圏」を提唱しています。これは、資源循環、自然共生、低炭素、ひいては脱炭素といった環境施策のあらゆる側面を統合し、地域活性化という共通の目標を目指す総合的な概念で、その創造の要諦は、地域資源を再認識するとともに、それを活用することとされています。本市においては、例えば鹿行地域、霞ヶ浦水系の流域、茨城県といった圏域が考えられます。

これらのことを念頭におきながら、前計画から長期的に目指してきた環境像「自然を生かし、人が創る 快適環境のまち かしま」をベースに、新たな将来像として、次の望ましい環境像を掲げます。

望ましい環境像

**地域の自然と共生し 地球の環境を考え
健やかに暮らせるまち かしま**

潮来方面から鹿嶋を望む



4 計画の推進と進行管理

(1) 推進主体

計画の推進主体は、市民、事業者、市（行政）、滞在者です。

主体	基本条例に定める責務
市民	第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。 2 市民は、環境への負荷を低減するため、その日常生活において廃棄物の排出、騒音の発生、自動車の使用等を抑制し、再生資源の利用に努めなければならない。
事業者	第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴い生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理するとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。 2 事業者は、その事業活動に際して、環境の保全等に関する計画の作成、実施及び管理に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。 3 事業者は、その事業活動に伴い、製品その他の物を製造、使用又は廃棄するに際し、環境への負荷の低減に努めるとともに、再生資源その他環境への負荷を低減する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
市	第4条 市は、前条に定める環境の保全等について基本理念(以下「基本理念」という。)をもとに、環境の保全等に関し、自然的、社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。 2 市は、前項の環境の保全等に関する施策のうち、広域的な取り組みを必要とする施策の策定、実施にあたっては、対象の地方自治体等と連携してその推進に努めなければならない。
滞在者	第7条 保養、観光、レクリエーションその他の目的で本市に滞在する者は、その滞在に伴う環境への負荷の低減、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(2) 推進体制

① 鹿嶋市環境審議会

鹿嶋市環境審議会は、基本条例第 21 条の規定に基づき、市民、事業者、学識経験者、関係行政機関職員により構成される組織です。市長の諮問に応じて、環境基本計画に関すること、環境の保全等に関する基本的事項について、調査審議を行います。

② 庁内組織

市は、計画の推進、施策の実施にあたり、庁内の連絡会議を活用して、実施計画などを策定し、進捗状況の点検、担当課との調整・連携を図ります。

本計画主管課は、市民、事業者との相互情報交流や、庁内における関係各課との連絡調整を行うとともに、最新の環境情報を収集し適切な情報提供を行います。

③ 国、県、関係機関との連携

公害防止、ごみ処理、気候変動対策など広域的な課題への対応について、国や県、鹿島地方事務組合などの関係機関との連携を図ります。

④ 市民参加

計画推進における市民、事業者の参加、推進主体間の協働とネットワークづくりを図ります。

(3) 進化管理

① PDCA サイクルの運用

本計画の進化管理は、計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Act）のサイクルの考え方を取り入れ、環境の調査、施策の点検などを行い、その結果をとりまとめ、公表します。その結果を踏まえて施策・事業の進め方の改善を図り、中間年度を目安に計画の見直しを行います。

② 指標による点検・評価

本計画は、実施事業や指標の状況などをもって、計画の進捗を点検・評価します。なお、指標や目標値の見直しの必要が生じた場合には、計画の推進段階においても見直しを行います。

③ 環境報告書等による公表、評価

市は、毎年度、計画の点検、評価などについて、鹿嶋市環境審議会に報告するとともに、報告書や広報紙、市のホームページ等を通じて、市民等に公表します。寄せられた市民の意見などは、施策の立案及び推進に反映させていきます。

第 2 章

計画の方向

環境の課題を踏まえながら、取り組みを方向付けるための基本目標と基本方針を示し、計画の体系を構築します。

1 環境の課題

(1) 気候変動に関する取組

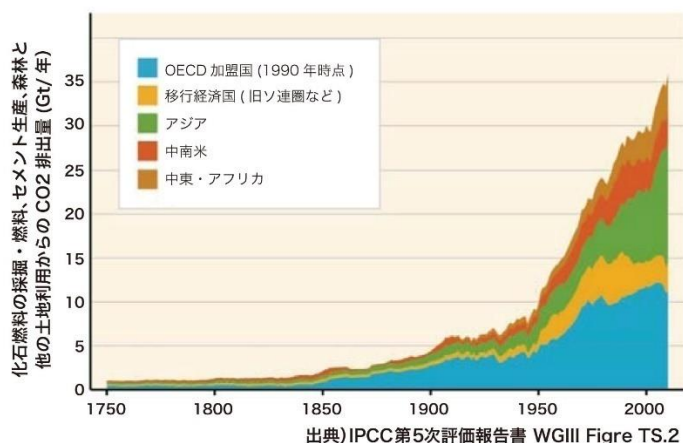
地球規模の様々な環境問題については 1980 年代から世界的な認識が広がり始めました。1990 年代には特に地球温暖化・気候変動が大きく取り上げられるようになり、その防止に向けて、国連を中心に国際的な取組が図られ、日本も京都議定書の目標を達成するなどの成果をあげてきました。

しかしながら、地球全体では、地球温暖化の要因とされる二酸化炭素などの温室効果ガスについて、排出量と大気中濃度が増え続けており、気候変動の影響が目に見える形で現れてきています。

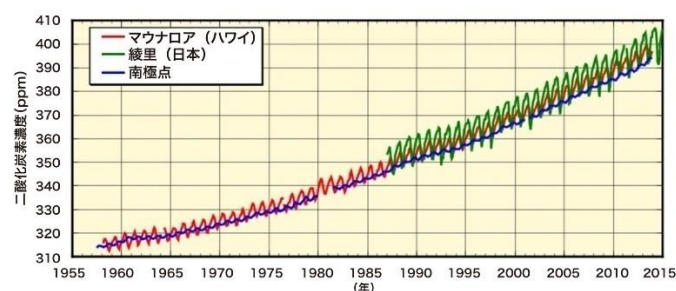
そのため、世界全体において、気候変動の進行で予想される影響に備えることや、社会・経済や暮らしの質を保ちながら温室効果ガスの排出を削減していくことが大きな課題となっています。

必要な取組	取組に向けた考え方
① 気候変動の進行で予想される影響への対応	・気候変動が進んでおり、影響が現実化している。 ・気象災害、熱中症などの健康被害、農林水産業への影響がある。 ・防災、保健、福祉等の関係部署、国県と連携して対策が必要である。
② 社会・経済や暮らしの質を保ちながらの温室効果ガスの排出削減	・気候変動の要因である温室効果ガスの 9 割以上がエネルギー消費による二酸化炭素であり、その排出削減（脱炭素）が世界共通の課題である。 ・二酸化炭素の削減（脱炭素）には、省エネルギー・効率化と、クリーンな次世代エネルギーへの転換が必要である。 ・部門分野別の二酸化炭素排出量については、事業者の努力により産業部門は大幅に削減されてきた。部門別では産業部門が約 76%を占めているが、これは県や国と比較して高い割合である。 ・全国的に共通することとして、家庭部門、業務部門の削減が急務であり、住民と接する地方自治体には意識啓発、行動促進が求められている。 ・都市や交通の構造も変わる必要があり、国土交通省は低炭素都市づくり、コンパクトシティの考え方を打ち出している。 ・二酸化炭素以外の温室効果ガス（フロン類等）も削減が必要である。

世界の二酸化炭素排出量と二酸化炭素濃度の推移

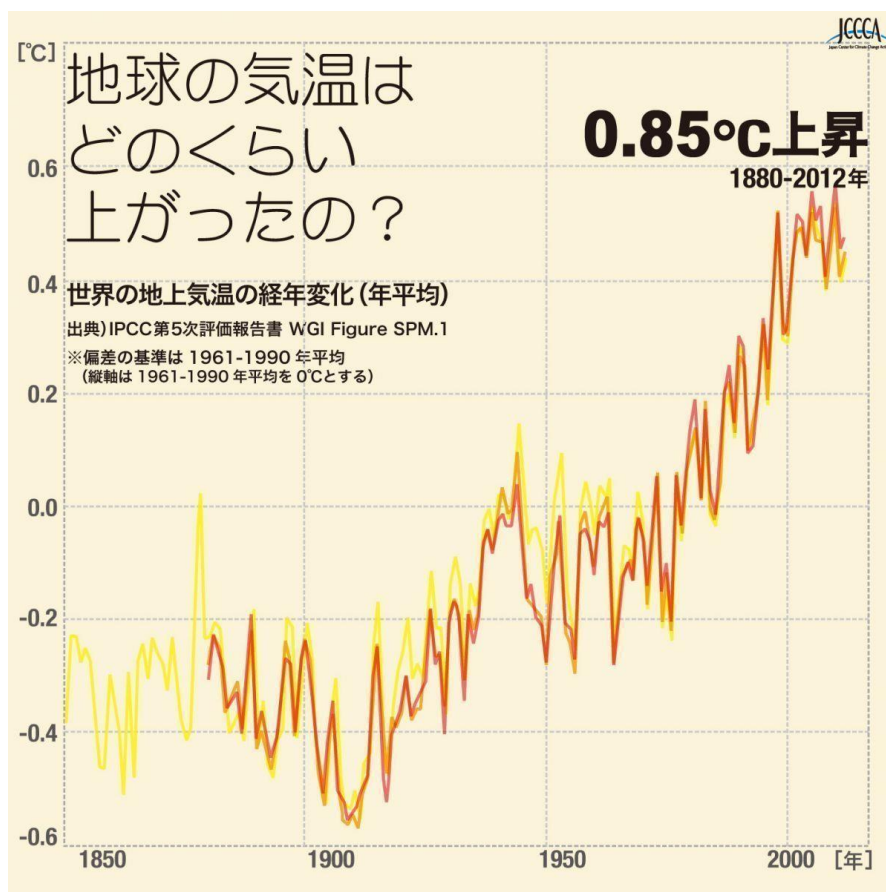
世界のCO₂排出量
(燃料、セメント、フレアおよび林業・土地利用起源)

大気中の二酸化炭素濃度の経年変化



資料：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>)

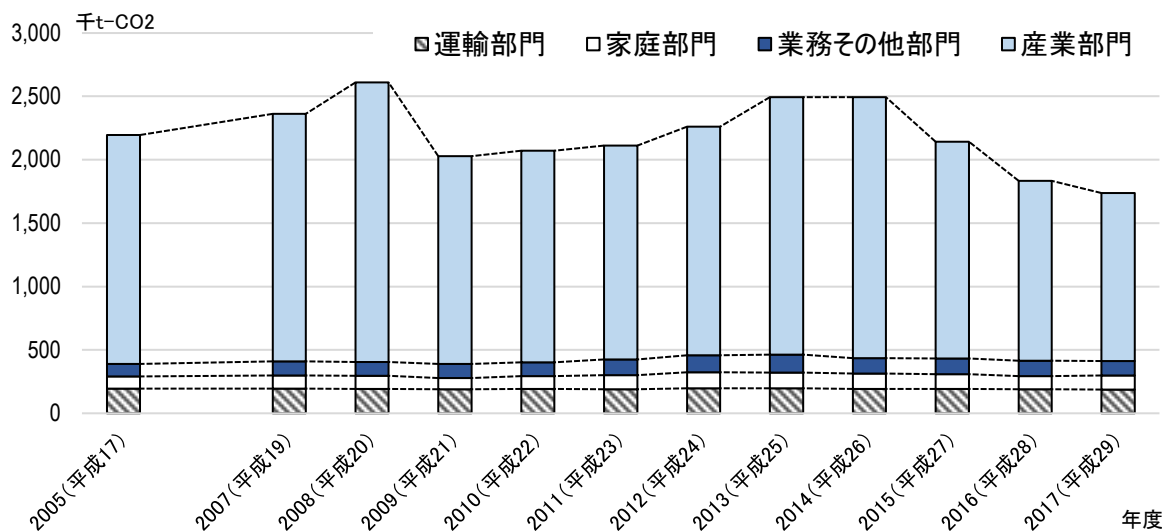
世界の地上平均気温の推移



資料：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>)

第2章 計画の方向

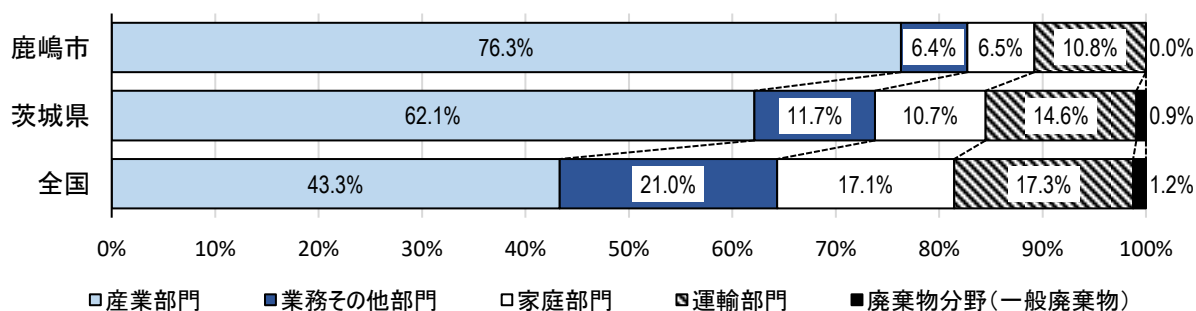
鹿嶋市域の温室効果ガス（エネルギー起源の二酸化炭素）排出量の推移



年度	鹿嶋市の温室効果ガス（エネルギー起源二酸化炭素）排出量（千 t-CO ₂ ）					
	総排出量	産業部門	業務その他部門	家庭部門	運輸部門	備考
2005（平成 17）	2,195	1,804	99	98	194	パリ協定以前の日本の基準年
2007（平成 19）	2,363	1,951	113	103	195	
2008（平成 20）	2,611	2,206	108	103	193	
2009（平成 21）	2,028	1,638	111	90	189	
2010（平成 22）	2,070	1,669	107	102	193	
2011（平成 23）	2,113	1,686	125	111	190	
2012（平成 24）	2,261	1,803	135	126	197	
2013（平成 25）	2,494	2,032	141	124	197	パリ協定以降の日本の基準年
2014（平成 26）	2,493	2,058	123	121	192	
2015（平成 27）	2,141	1,708	123	117	193	
2016（平成 28）	1,832	1,417	122	104	190	
2017（平成 29） 【2013 年度比】	1,737 【30.4%減】	1,325 【34.8%減】	112 【20.6%減】	112 【9.7%減】	188 【4.6%減】	直近の現況

資料：自治体排出量カルテ（環境省）

鹿嶋市域の温室効果ガス（二酸化炭素）排出の部門・分野の構成比（2017（平成 29）年度）



資料：自治体排出量カルテ（環境省）

(2) 自然環境に関する取組

自然環境を考える上では、私たちの暮らしやさまざまな経済活動が生態系サービス（自然の恵み）や生物多様性（自然の豊かさ）に支えられていることの認識が根底となります。地球全体で生態系・生物多様性が失われつつあり、気候変動と相まって大きな危機が懸念されています。

この認識のもとで、地域における人と自然との関係を踏まえながら、地域の特性に適した方法で、人と自然が共生する地域づくりに取り組む必要があります。

そのためには、生態系・生物多様性の主要な場となっている緑と水辺の保全と活用に努めること、道路や公園、建物などの都市の環境形成に緑を活かすこと、生物種についての問題に的確な対応を図ることなどが大きな課題となっています。

必要な取組	取組に向けた考え方
①生態系・生物多様性の主要な場となっている緑と水辺の保全と活用	- 市域の主要な生態系の場合は、大きく次の環境に分けられ、それぞれの特性に応じた保全と活用、貴重な資源を残していくことや自然の再生などが重要である。 ○鹿島神宮樹叢をはじめとした社寺林や屋敷林、斜面緑地、鹿島灘沿岸などに分布する緑 ○北浦や河川・水路の水域 ○鹿島灘の水域 ○農地
②道路や公園、建物などの都市の環境形成への緑の活用	- 事業所敷地の緑化が、緑の景観づくり、生態系保全などに活きる。 - 公共空間（庁舎、公園、道路など）の緑化が、緑の景観づくり、生態系保全などに活きる。 - 家庭における緑化（庭、軒先、家庭菜園など）が、緑の景観づくり、生態系保全などに活きる。
③生物種についての問題への的確な対応	- 絶滅危惧種など、重要な種の保護が求められている。 - 外来生物や野生化ペットなどが在来の生態系をかく乱する場合に、対応が求められる。 - 鳥獣による家屋や農業、人の健康などへの害について、対応が求められる。

第2章 計画の方向

鹿嶋市の自然的環境方針図



資料：鹿嶋市都市計画マスタープラン

(3) 生活環境に関する取組

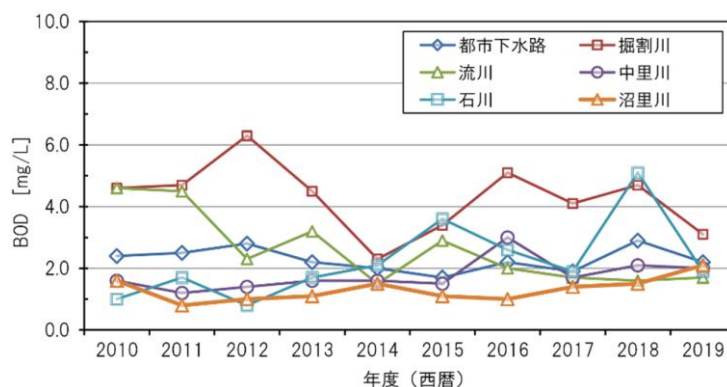
生活環境を安全に保つことは、環境保全の原点であり、持続可能な社会の根底にあるものです。本市は、高度経済成長の時代に進められた鹿島臨海工業地帯の開発によって発展したため、環境保全においては、長らく大気汚染や水質汚濁などの公害対策が主要な課題となってきました。

近年は、環境基準などの数値の面では概ね基準値内で推移していますが、その一方で、生活の身近なところには、有害性のある様々な物質や騒音・振動があり、これらの予防や対策が必要となる場合があります。また、北浦の水質汚濁は長期に渡って続いており、流域全体の広域的な課題となっています。

今後、生活環境の保全と改善を続けていくために、広域的な取組により公害防止と環境基準達成、その他の生活環境悪化や健康被害に的確に対応することが大きな課題となっています。

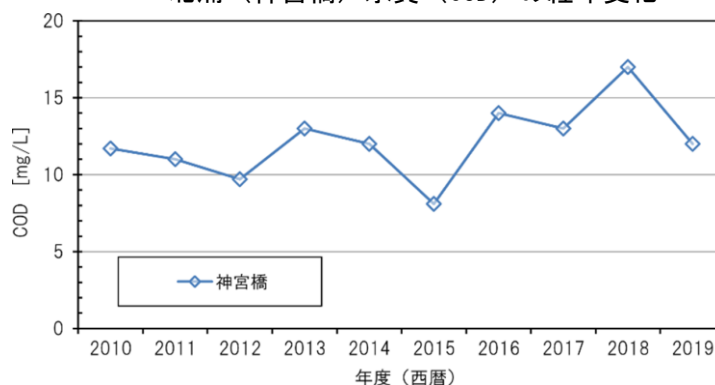
必要な取組	取組に向けた考え方
①広域的な取組により公害防止と環境基準達成	従来から続くいわゆる典型七公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）への対策について、国・県の取組と連携して継続していく必要がある。
②その他の生活環境悪化や健康被害	典型七公害の他にも、生活環境の汚染や健康被害をもたらす可能性があるものとして、アスベストなどがあり、そのような物質について、新たな問題の発生を防いでいくことが重要である。

流入河川水質（BOD 年平均値）の経年変化



資料：2020年度 鹿嶋の環境

北浦（神宮橋）水質（COD）の経年変化



資料：2020年度 鹿嶋の環境

(4) 廃棄物に関する取組

本市の家庭と事業所から出されるごみ（一般廃棄物）は、市が収集し、可燃ごみと選別後可燃物は鹿島地方事務組合が固形燃料（RDF）化してサーマルリサイクルを行い、不燃ごみ、粗大ごみは市が中間処理を行っています。資源ごみと集団回収資源については、直接資源化するものと、市が選別・圧縮梱包処理するものがあり、最終処分（埋立）は委託処分となっています。安全かつ適正にごみ処理を継続していくとともに、今後に想定される高齢者世帯などのごみ出し困難者への対応策など課題解決に取り組んでいく必要があります。

また、各所でごみの散乱などの問題が見られるため、1人ひとりが、ごみ出しや外出の際にルールやマナーを守ることが求められています。

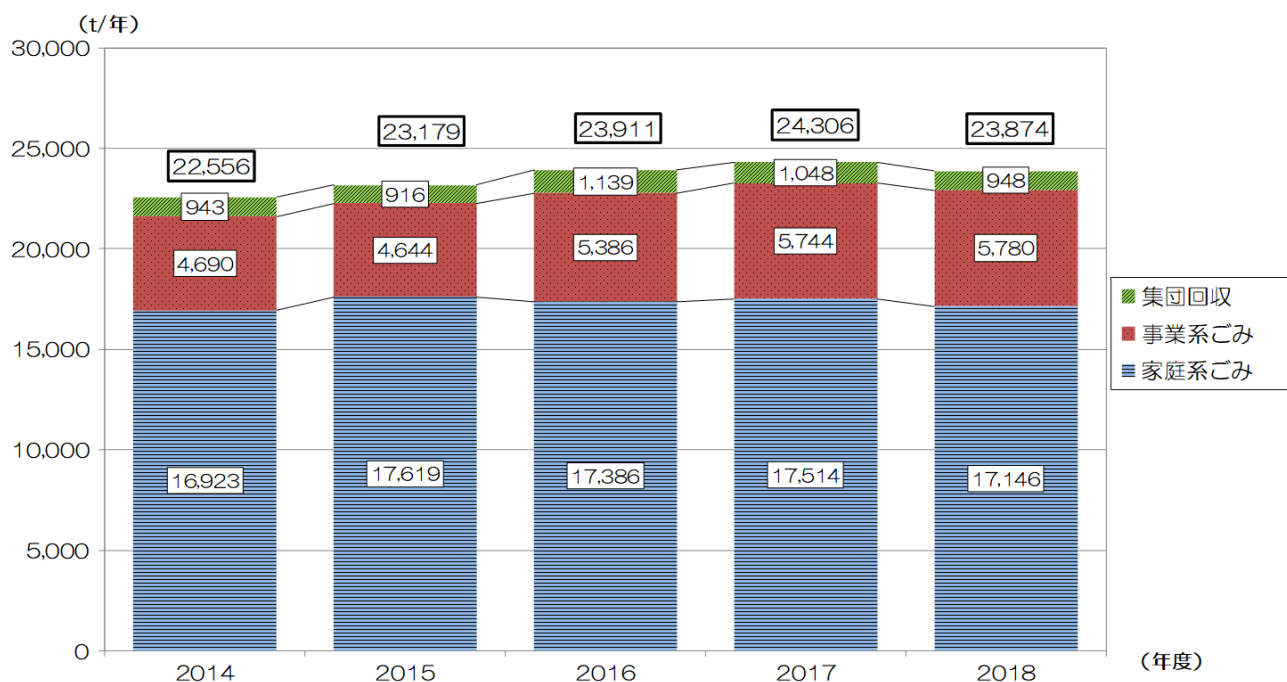
国は、ごみを減量し資源の有効利用を図っていく循環型社会の形成を目指し、循環型社会形成推進法や各種リサイクル法を整備し、社会システムを構築してきました。本市もそのことを踏まえて、ごみの減量化とリサイクルに取り組んできています。ごみ総排出量および市民1人1日あたりごみ排出量のいずれも、概ね横ばいで推移していますが、市民1人1日あたりのごみ排出量の水準は、茨城県平均と同等で、全国平均より高いところにあり、さらなるごみの排出抑制や減量化が重要となっています。また、リサイクル率は国や県よりも高い水準にありますが、近年は減少傾向が見られるほか、今後、可燃物固形燃料化を終えることから、資源リサイクルが継続できるような取り組みが求められます。

他にも、環境をきれいに保つ美化の観点から、空き地・空き家の適正管理や出先でのごみの捨て方など環境マナーに関する様々な問題の解決が求められています。

これらのことから、ごみの処理・処分を法やマナーに基づき適正に行うことと、5R（発生回避、発生抑制、再利用、修理、再生利用）をごみ処理の制度に基づき着実にすること、環境の美化に取り組むことなどが大きな課題となっています。

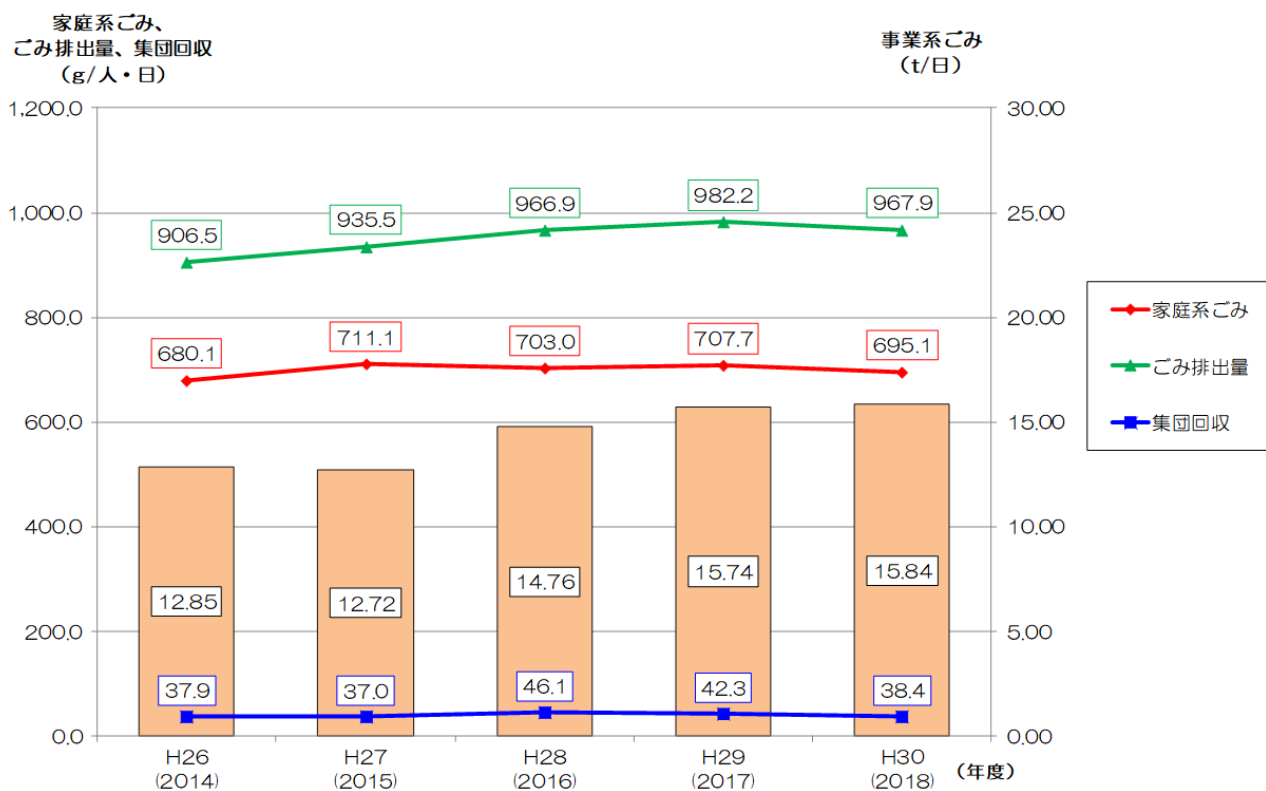
必要な取組	取組に向けた考え方
① ごみの処理・処分の法やマナーに基づく適正な推進	- ごみの収集処理を適正に行い、地域社会や制度の変化に対応していく必要がある。 - ごみ出しのルール、マナーが守られることが求められている。 - 不法投棄やポイ捨てなどによる散乱ごみの防止が求められている。
② 5R（発生回避、発生抑制、再利用、修理、再生利用）のごみ処理の制度に基づく着実な推進	市民・事業者・市が連携して、5R（発生回避、発生抑制、再利用、修理、再生利用）に取り組む必要がある。 ※5Rとは、ごみを減らす手順として、次の頭文字をとったもの。 Refuse:ごみになるものを家庭に持ち込まない（発生回避） Reduce:家庭で出るごみを減らす（発生抑制） Reuse:そのまま使えるものは何度も使う（再利用） Repair:修理してもう一度使用する（修理） Recycle:資源として使う（再生利用）
③環境の美化	- 環境をきれいに保つ観点から、美化活動が求められている。 - 空き地・空き家の不適正な管理が見られる。 - 一人ひとりの環境マナーが重要である。

鹿嶋市のごみ排出量の推移



資料：鹿嶋市一般廃棄物処理基本計画

1人1日あたりの排出量及び1日あたりの排出量の推移



※棒グラフは1日あたりの事業系ごみ排出量

資料：鹿嶋市一般廃棄物処理基本計画

(5) 環境学習に関する取組

気候変動を筆頭に、現在の環境問題の根本は、人々の毎日の暮らしや経済における資源利用、エネルギー利用、土地利用などにあることから、人が生きていくことと表裏一体で、幅広く、複雑なものとなっています。そのため、環境問題の改善・解決には、市民や事業者の改善意識と取組が不可欠です。

また、将来にわたって安全で快適な環境を確保し、持続できる地域を創っていくためにも、市民や事業者が自ら地域や環境について学んで考え、協力し合い、みんなで取り組んでいく必要があります。

このことから、上に示した全ての環境課題を通じて、一人ひとりの意識・意欲に継続的に働きかけて環境の学びを助けること、地域環境の教材であり、まちづくりにも通じる地域資源と文化を共有し継承と活用に努めること、市民や事業者による環境保全活動を活発にすることなどが大きな課題となっています。

必要な取組	取組に向けた考え方
①一人ひとりの意識・意欲に継続的に働きかけて環境の学びを助けること	- 自主的な行動・活動のためには、適格な情報を知ること、学ぶ意欲があること、学びの機会や場があることが重要である。 - 学校における次世代の環境学習も重要である。
②地域の環境を知る教材であり都市の個性の要素である地域資源と文化を共有し、継承と活用に努めること	環境保全がまちづくりと連携し、個性を活かしたまちの発展に資するため、地域の環境を知って保全・活用に取り組む観点から、地域資源の継承と活用、歴史や文化の継承と活用といったアプローチが重要である。
③市民や事業者による環境保全活動を活発にすること	- 民間（NPO・個人）の自主的な環境保全活動について、市からも活動を促し助けていくことが求められている。 - 環境保全活動に取り組む事業者、市が交流し、協働できるネットワークや体制が重要である。

鉢形九反田池の再生



資料：鉢形九反田池管理委員会 報告

2 基本的な方向

(1) 基本目標

長期的に目指す環境像に向けて、環境の課題に基づき、各分野の基本目標を次のように設定します。

基本目標 1【気候変動分野】

低炭素に取り組み、気候変動に適応するまち

地球温暖化による気候変動が人類の危機といわれる程の大きな問題となっており、世界全体が地球温暖化の防止（緩和策）と気候変動の影響やリスクへの対応（適応策）に取り組むことが求められています。緩和策の中心となるのは、二酸化炭素の排出削減です。

そのため、国・県の取組と連携して、2050年の脱炭素（カーボンニュートラル）実現を見据えて低炭素に取り組み、気候変動に適応するまちを目指します。

また、「日本の温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比約26%削減」という国の中期目標に沿って市域の温室効果ガス排出削減目標を設定することにより、気候変動分野の取組を地方自治体地球温暖化対策実行計画（区域施策編）として位置付けるとともに、地域気候変動適応計画としても位置付けます。

指標	基準	目標	考え方
市域の温室効果ガス排出量（エネルギー起源二酸化炭素）	2013（平成25）年度 産業部門：2,032 業務その他部門：141 家庭部門：124 運輸部門：197 (千t-CO2)	2030（令和12）年度 産業部門：1,163 業務その他部門：85 家庭部門：76 運輸部門：138 (千t-CO2) 削減率（2013年度比） 産業部門：-42.8% 業務その他部門：-40% 家庭部門：-39% 運輸部門：-30%	鹿嶋市は産業部門が全体の8割近くを占め、産業部門の排出削減により2016年度で国中期目標の2013年度比26%を超える削減率となったことから、部門別に目標を定めることとする。 ○業務その他・家庭・運輸の各部門については国目標の部門別内訳に従う ○産業部門については、国の目標値を達成していることから、省エネ法の努力目標を参考として直近の現況（2017年1,325千t-CO2）から前年比1%づつ省エネを行う削減量を想定する。

関連する SDGs



施策の展開 -- 40 ページ参照

基本目標2【自然環境分野】

生物多様性を確保し、自然と共生するまち

自然の豊かさを表す生物の多様性が、地球全体で失われつつあることが、気候変動と並ぶ大きな環境問題となっています。

本市は北浦と鹿島灘という大きな水域に囲まれ、陸域にも多くの緑と水辺があることから、人と自然が調和して共存していく関係が求められています。

そのため、地域の特性を活かして、生物多様性を確保し、自然と共生するまちを目指します。

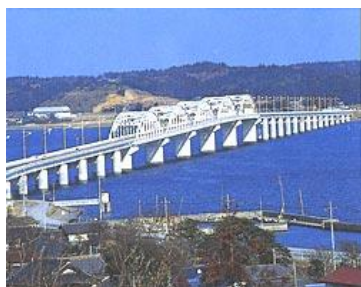
指標	基準	目標	考え方
市民1人あたり公園面積	2019(平成31)年 9.7m ² /人	維持	鹿嶋市公園条例に定められる整備水準(10m ² /人)をほぼ満たしている現状を維持。
地域制緑地面積(国定公園、 県自然環境保全地域、保安 林、緑地保全地域)	2019(平成31)年 187.4ha	維持	国・県と連携して自然環境保全の指定の維持を目指す。
花いっぱい運動参加者数	2018(平成30)年度 1,350人	1,500人	令和元年事務事業評価シート目標値。

関連するSDGs



施策の展開 -- 44 ページ参照

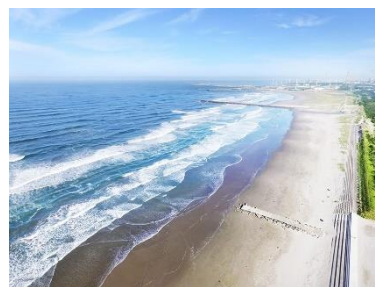
北浦



ハマナス自生南限地



下津海岸



基本目標3【生活環境分野】

健全な生活環境を守るまち

本市は臨海部の工業地帯開発で発展したため、長らく公害対策が主要な課題となってきましたが、近年、大気調査結果は数値的にはほぼ問題が見られなくなっています。一方で、健康に影響するような様々な物質や騒音・振動は身近にあり、北浦の水質も長期的広域的な課題として継続しています。

そのため、国・県との取組と連携して、健全な生活環境を守るまちを目指します。

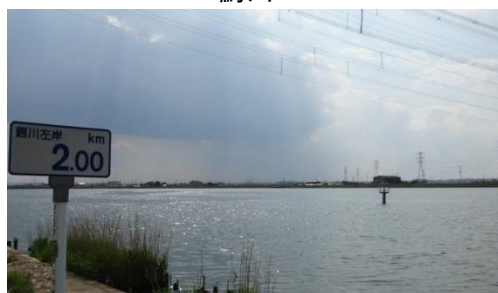
指標	基準	目標	考え方
環境基準	大気：概ね達成 水質（北浦）：未達成 騒音（自動車）：概ね達成	大気：改善 水質（北浦）：改善 騒音（自動車）：改善	国・県と連携して環境基準値の改善を目指す。本来であれば達成が望ましいが、広域の長期的問題であるため改善とした。
汚水衛生処理率	2018（平成 30）年度 89.3%	2034（令和 16）年度 92.7%	鹿嶋市一般廃棄物処理基本計画目標。

関連する SDGs

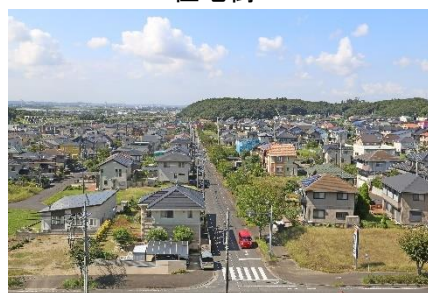


施策の展開 -- 48 ページ参照

鰐川



住宅街



基本目標4【廃棄物分野】

資源を有効利用する循環型社会のまち

今日までの、石油を始めとした様々な天然資源の大量消費が、世界各地での環境汚染や自然破壊、地球温暖化などの様々な環境問題につながっており、資源利用と経済システムの在り方が世界規模で問われる時代となっています。また地域レベルでは、廃棄物の減量化、処理システムの更新、高齢化等の社会の変化への対応などが必要となっています。

そのため、市民・事業者、近隣自治体などと連携して、資源を有効利用する循環型社会のまちを目指します。

指標	基準	目標	考え方
市民1人1日あたりごみ排出量	2018(平成30)年度 967.9g/人・日	2034(令和16)年度 795g/人・日	鹿嶋市一般廃棄物処理基本計画目標。
事業系可燃ごみ1日あたり排出量	2018(平成30)年度 14.01t/日	2034(令和16)年度 13.31t/日	鹿嶋市一般廃棄物処理基本計画目標。
事業系不燃ごみ1日あたり排出量	2018(平成30)年度 1.83t/日	2034(令和16)年度 1.46t/日	鹿嶋市一般廃棄物処理基本計画目標。
不法投棄発生件数	2018(平成30)年度 226件	0件	令和元年事務事業評価シート目標値。

関連するSDGs



施策の展開 -- 51 ページ参照

ごみ分別アプリ



フードバンクの取組



海岸漂着物



基本目標 5【環境学習分野】

みんなで力を合わせる環境創造のまち

今日の複雑な環境問題は、暮らしや経済と表裏一体のものであり、改善・解決には市民や事業者の取組が不可欠となっています。また、まちづくりにおいて安全で快適な環境をつくっていくためにも、市民・事業者それぞれが環境について学び、考え、協力し合って環境づくりに取り組んでいく必要があります。

そのため、市民・事業者・市が連携し、みんなで力を合わせる環境創造のまちを目指します。

指標	基準	目標	考え方
環境サポーター登録者数	2019(令和元)年度 670 人	毎年度 700 人	令和元年事務事業評価シート目標値。 主要な参加型の取組の状況を見ていくもの。
海岸一斉清掃参加者数	2019(令和元)年度 1,300 人	維持	人口減少・高齢化を踏まえて維持を目指す。主 要な参加型の取組の状況を見ていくもの。

関連する SDGs



施策の展開 -- 55 ページ参照

鹿嶋市環境サポーター統一行動(2018)



第 35 回鹿嶋市海岸一斉清掃



小学生環境学習



(2) 基本方針

基本目標のもとに、環境の課題を踏まえて、環境施策の展開を図るための基本方針を次のように設定します。

① 気候変動分野の基本方針

国・県の取組と連携して、「低炭素に取り組み、気候変動に適応するまち」を実現していくために、次の基本方針によって施策の展開を図ります。

基本方針 1-1…… 気候変動の影響への適応

地球の気候変動が進んでおり、日本でも豪雨や猛暑など目に見える形で、その影響が現れ始めていることから、気候変動に適応していく取組（適応策）の必要性が高まっています。そのため、危険性が高まっている豪雨などの気象災害と、熱中症などの健康被害について、本市でも対策の強化に取り組みます。また、長期的には農業や漁業への影響なども危惧されることから、国や県、関係機関などと協力して状況の把握を行い、適切な対応に努めます。

基本方針 1-2…… 温室効果ガス排出量の削減

気候変動の問題に対して、国が掲げる温室効果ガス削減目標の達成を目指し、本市でも温室効果ガスの削減（緩和策）に取り組む必要があります。温室効果ガスのほとんどはエネルギー消費に由来する二酸化炭素であるため、二酸化炭素の排出削減を主眼にして、様々な場面における省エネルギーの推進と、二酸化炭素排出の少ないクリーンな次世代エネルギーへの転換、都市や交通の構造においてもエネルギー対策につなげる低炭素都市づくりを進めるなど、地域としても率先的な行動に取り組みます。また、フロン類など二酸化炭素以外の温室効果ガスについても、国や県に連携して対策に取り組みます。

② 自然環境分野の基本方針

地域の特性を活かして、「生物多様性を確保し、自然と共生するまち」を実現していくために、次の基本方針によって施策の展開を図ります。

基本方針 2-1…… 緑と水辺の保全と活用

市域には、異なる生態系の場が分布し、生物多様性を支えていることから、樹叢などの比較的自然に近い状態にある緑地と農地、北浦・鰯川や中小河川・水路など河川環境、鹿島灘沿岸の海岸環境などについて、保全制度の活用、所管する関係機関などとの協力・連携により、それぞれの環境の特性に応じた保全と活用に取り組みます。

基本方針 2-2……都市の緑の創造

事業所敷地の緑化、公共空間（庁舎、公園、道路など）の緑化を進め、緑の景観づくり、生態系保全などに活かしていきます。

基本方針 2-3……生きものの種への対応

自然共生の一面として、生物種に関する様々な問題の解決が必要であることから、重要種の保護、生態系かく乱種への対応、有害種や鳥獣害への対応に取り組みます。

③ 生活環境分野の基本方針

国・県の取組と連携し、「健全な生活環境を守るまち」を実現していくために、次の基本方針によって施策の展開を図ります。

基本方針 3-1……公害の防止

広域的な取組により公害防止と環境基準達成を継続する必要があることから、国・県との協力・連携により、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の防止に取り組めます。

基本方針 3-2……化学物質やアスベスト等のリスクへの対応

公害対策の他に生活環境問題に的確に対応する必要があることから、国・県との協力・連携により、化学物質による環境汚染の防止、アスベストへの対応等に取り組めます。

④ 廃棄物分野の基本方針

市民・事業者、近隣自治体などと連携して、資源を有効利用する循環型社会のまちを目指すために、次の基本方針によって施策の展開を図ります。

基本方針 4-1……ごみの適正処理

法やマナーに基づいてごみの処理・処分を適正に行い、また地域社会や制度の変化に対応していく必要があることから、ごみの収集の方法改善やごみ出しのルールやマナーの遵守、廃棄物の不法投棄やポイ捨ての防止などに取り組めます。

基本方針 4-2…… ごみの発生抑制と資源化

ごみの減量化と資源の循環利用のため、ごみの発生回避・発生抑制を第一として、資源リサイクルなどと、5R（発生回避、発生抑制、再利用、修理、再生利用）の推進に取り組みます。

基本方針 4-3…… 環境の美化

環境の美化に関する様々な問題の解決が求められていることから、美化活動の促進、空き地・空き家対策、環境マナーの普及啓発などに取り組みます。

⑤ 環境学習分野の基本方針

市民・事業者・市が連携し、みんなで力を合わせる環境創造のまちを目指すために、次の基本方針によって施策の展開を図ります。

基本方針 5-1…… 環境情報の発信と環境学習の促進

環境に関する自主的な行動・活動を広げるには、一人ひとりの意識・意欲に継続的に働きかけ、環境の学びを助けることが重要であることから、学びの土台となる環境情報の整備と発信、環境学習の促進と支援、将来世代に向けて学校における環境学習の支援などに取り組みます。

基本方針 5-2…… 地域資源と文化の継承と活用

地域の環境を知る教材であり都市の個性の要素である地域資源と文化について、継承と活用に取り組み、環境保全がまちづくりと連携し、個性を活かしたまちの発展に寄与するよう努めます。

基本方針 5-3…… 環境保全活動の促進と活用

市民や事業者による環境保全活動が重要な役割を担うことから、環境保全活動の促進と支援、環境保全活動のネットワークづくり、事業者との協力体制づくりに取り組みます。

(3) 計画の体系

望ましい環境像の実現に向けた計画の体系を次のように設定します。

環境像	基本目標	基本方針	施策の展開
地域の自然と共生し 地球の環境を考え 健やかに暮らせるまち かしま	1 気候変動 低炭素に取り組み、気候変動に適応するまち	基本方針 1-1 気候変動の影響への適応	①豪雨などの気象災害への対応 ②熱中症などの健康被害への対応 ③その他の気候変動適応策
		基本方針 1-2 温室効果ガス排出量の削減	①省エネルギーの推進 ②次世代エネルギーへの転換 ③低炭素都市づくり ④フロン類対策などの推進
	2 自然環境 生物多様性を確保し、自然と共生するまち	基本方針 2-1 緑と水辺の保全と活用	①緑の保全と活用 ②河川環境の保全と活用 ③海岸環境の保全と活用
		基本方針 2-2 都市の緑の創造	①建物や敷地の緑化 ②公共空間の緑化 ③家庭における緑化の促進
		基本方針 2-3 生きものの種への対応	①重要種の保護 ②生態系かく乱種への対応 ③有害種や鳥獣害への対応
	3 生活環境 健全な生活環境を まもるまち	基本方針 3-1 公害の防止	①大気汚染、悪臭の防止 ②河川の水質、土壌・地下水の保全 ③騒音・振動の防止
		基本方針 3-2 化学物質やアスベスト等のリスクへの対応	①化学物質による環境汚染の防止 ②アスベスト対策
	4 廃棄物 資源を有効利用する循環型社会のまち	基本方針 4-1 ごみの適正処理	①適正なごみ処理の推進 ②ごみ出しの適正化 ③廃棄物の不法投棄やポイ捨てなどの防止
		基本方針 4-2 ごみの発生抑制と資源化	①ごみの発生回避・発生抑制の推進 ②リサイクルの推進
		基本方針 4-3 環境の美化	①美化活動の促進 ②空き家・空き地対策 ③環境マナーの普及啓発
	5 環境学習 みんなで力を合わせる環境創造のまち	基本方針 5-1 環境情報の発信と環境学習の促進	①環境情報の整備、発信 ②学習の促進、支援 ③学校における環境学習の支援
		基本方針 5-2 地域資源と文化の継承と活用	①地域資源の継承と活用 ②歴史や文化の継承と活用
		基本方針 5-3 環境保全活動の促進と活用	①環境保全活動の促進、支援 ②環境保全活動のネットワークづくり ③事業者との協力体制づくり

第 3 章

施策の展開

基本目標と基本方針に基づき、施策の展開を図ります。

1 気候変動分野の施策

基本目標 1「低炭素に取り組み、気候変動に適応するまち」の実現に向けて、施策の展開を図ります。

基本方針 1-1 気候変動の影響への適応

① 豪雨などの気象災害への対応

- 近年、日本各地では、市民が経験したことのないような集中豪雨や台風が大きな被害をもたらしており、地球の気候変動の一面と考えられています。本市の地形条件を踏まえると、気候変動が進むにつれ、津波・高潮、台地斜面の土砂災害、河川の氾濫や内水氾濫が強大化、激甚化する可能性があります。このことを想定し、市民・事業者・市が一体となって気象災害への対策を図っていきます。

主な取組	担当
水防団（消防団が組織を兼ねる）の活動の推進と地域防災力の充実強化	交通防災課
市道の雨水排水の整備と維持管理	道路建設課 施設管理課
雨水公共下水道の整備	下水道課
河川を流末とする雨水排水施設やポンプ場、調整池などの整備	道路建設課 施設管理課 農林水産課
平常時は公園など多目的に利用可能な調整池の検討	施設管理課
霞ヶ浦流域全体の関係者が協働し、流域全体で行う流域治水の推進	交通防災課 他
管理者との連携による海岸保全施設の維持管理	交通防災課 港湾振興課 農林水産課
地震、津波、台風などに対応した避難施設などの整備	交通防災課 施設管理課

- 自然災害による被害を予測したハザードマップについて、市民・事業者への周知、環境学習への活用、必要に応じた更新などを図っていきます。

主な取組	担当
鹿嶋市ハザードマップ（洪水、内水氾濫、土砂災害、津波）の更新と普及活動	交通防災課
浸水のおそれのある場所についての注意喚起、浸水リスク回避の促進	交通防災課
危険物施設等における耐津波対策の促進	交通防災課

☆ハザードマップポータルサイトとマイ・タイムラインについて



国土交通省では、防災に役立つ様々なリスク情報や全国の市町村が作成したハザードマップを、より便利に活用できるようにするために、ハザードマップポータルサイトを公開しています (<https://disaportal.gsi.go.jp/index.html>)。さらに、住民一人ひとりの生活に合わせた風水害発生時の行動計画をつくるマイ・タイムラインの活動を推進し、学校教育に活用を図るなどもしています。(左絵：マイ・タイムライン検討ツール 逃げキッド)

② 熱中症などの健康被害への対応

- 気候変動にともない日本各地の夏の暑さが厳しくなる傾向にあって、熱中症をはじめとする健康被害の危険性が増しています。そのため、市民や観光客、学校などに対して、注意喚起など啓発・情報提供を行います。

主な取組	担当
熱中症についての注意喚起	保健センター 交通防災課 商工観光課 教育委員会 生活福祉課 環境政策課

- 街中や観光地において、日差しや暑さを和らげ涼しく過ごすことのできるクールスポットの創出や情報整備について、検討していきます。

主な取組	担当
クールスポットの創出や情報整備について、検討	商工観光課

- 地域の気象が変わっていくことにより、蚊など疫病を媒介する生物が増大する可能性が考えられていることから、情報収集と注意喚起などを図ります。

主な取組	担当
農業の病害虫対策の推進	農林水産課
蚊などによる健康被害の防止	保健センター

② その他の気候変動適応

- 気候変動によって、農作物の生育環境が変わる、病害虫が増える、漁場が変わるなど、予想しにくい様々な影響の可能性があります。そのため、情報収集や、関係機関との協力による対策などを図ります。

主な取組	担当
茨城県地域気候変動適応センターとの連携	環境政策課

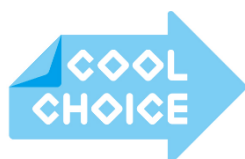
基本方針 1-2 温室効果ガス排出量の削減

① 省エネルギーの推進

- 国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」に連動して、省エネルギーの身近な行動を促す啓発・情報提供を図ります。

主な取組	担当
国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」を活用した啓発	環境政策課

☆COOL CHOICE（クールチョイス）とは



2030 年度に温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 26%削減するという目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組のことです。

- 民生部門（家庭、オフィス、店舗など）の省エネルギーでは、住宅やビルなど建物のエネルギー損失を減らすことが特に大きな効果につながることから、建物のエコ改修（遮熱、断熱など）、エネルギー性能の高い新築について、啓発・情報提供を図ります。

主な取組	担当
建物のエネルギー対策に関する情報提供	環境政策課

- 市役所の事務事業や所管施設について、率先的、計画的な省エネルギーを進めます。

主な取組	担当
グリーンカーテンの取組や公共施設の LED 照明導入などのエネルギー対策	各施設管理担当
市職員の環境配慮行動	環境政策課 全庁

② 次世代エネルギーへの転換

- エネルギーの脱炭素への流れを踏まえて、再生可能エネルギー（太陽光、風力等）や蓄電池の導入、水素エネルギー、ゼロエネルギー建物（ZEH、ZEB）などについて、市民や事業者への啓発・情報提供を行うとともに、国や県と連携を図ります。

主な取組	担当
再生可能エネルギー（太陽光、風力等）や蓄電池の導入、水素エネルギー、ゼロエネルギー建物（ZEH、ZEB）などについての情報提供	環境政策課

- 市の所管施設について、二酸化炭素排出削減効果とともに、啓発や学習の面も考慮して、再生可能エネルギーや蓄電池、ZEB など次世代のエネルギーシステムの導入を検討していきます。

主な取組	担当
再生可能エネルギーや蓄電池、ZEB など次世代のエネルギーシステムの導入を検討	各施設担当課

③ 低炭素都市づくり

- 「過度に自動車に依存した交通行動」から「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を利用した交通行動」への変容を促すことで、車からの二酸化炭素排出の削減を図ります。これにあたり、自転車の利用環境や市民からの要望の多い公共交通の利便性について改善を図り、自転車や公共交通についての啓発を行います。

主な取組	担当
路線バスやコミュニティバスの利便性の向上	政策秘書課
デマンド型乗合いタクシーの運行の持続性の確保、利便性の向上	政策秘書課
公共交通の乗り継ぎ利便性の向上	政策秘書課
公共交通のバリアフリー化	政策秘書課
公共交通の情報提供の充実と利用啓発	政策秘書課
観光用レンタサイクルの充実と情報発信	商工観光課

- 歩行空間の改善を通じて、車への依存を減らし、車からの二酸化炭素排出の削減を図ります。

主な取組	担当
歩道の整備と維持管理、バリアフリー化	道路建設課 施設管理課

- 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造への転換を図ることにより、公共交通の利用、移動・輸送の効率化、インフラの長寿命化・効率化などの面から、都市全体としての省エネルギー化を図っていきます。

主な取組	担当
段階的・計画的な土地利用の誘導と保全	都市計画課
立地適正化計画策定の必要性・有用性の検討	都市計画課

- 車の電動化や自然エネルギーの活用、水素エネルギー利用など、国や世界がエネルギーの脱炭素を目指していることから、情勢に応じて、脱炭素とエネルギー自立型の都市づくりにつながるエネルギーシステムの導入を検討していきます。

主な取組	担当
エネルギー関連施設の誘致と立地周辺環境への配慮	政策秘書課 都市計画課

② フロン類対策などの推進

- フロン類など、二酸化炭素以外の温室効果ガスエネルギーの削減について、国や県と連携した対策を図ります。

主な取組	担当
フロン類の回収、フロン類を使用する機器などの廃棄についての情報提供、啓発	環境政策課 廃棄物対策課

2 自然環境分野の施策

基本目標2「生物多様性を確保し、自然と共生するまち」の実現に向けて、施策の展開を図ります。

基本方針 2-1 緑と水辺の保全と活用

① 緑の保全と活用

- 法令で指定されている地域制緑地について、所管する県などとも連携して、適正な保全と活用を図ります。

主な取組	担当
県との連携による、鹿島神宮や北浦周辺の水郷筑波国定公園の保全と活用	施設管理課
県との連携による、小山不動自然環境保全地域の保全と活用	環境政策課
県との連携による、唐臼緑地環境保全地域、沼尾緑地環境保全地域の保全と活用	環境政策課
県との連携による、鹿島灘沿岸の保安林の保全と活用	農林水産課

- 市内の北浦湖岸など水辺周辺の緑地、台地上のまとまった樹林地、鹿島灘沿岸の保安林、市街地ゾーンと産業ゾーンの緩衝帯としての緑地、斜面緑地などの多様な緑地については、生物多様性の確保や市民の憩いの場として、適切な保全に努めます。

主な取組	担当
緑地保全地域や風致地区などの活用の検討	都市計画課

- 市街地に点在する平地や斜面の樹林地について、生態系・生物多様性や緑の景観などに連続性をもたらす環境であると認識し、特性を活かした保全と活用に努めます。

主な取組	担当
市街地に点在する平地や斜面の樹林地について特性を活かした保全と活用	施設管理課

- 農地について、産業基盤であるとともに、生態系・生物多様性や緑の景観、治水などの基盤となる重要な環境であると認識し、利用と一体となった保全を図ります。

主な取組	担当
農業後継者の育成、確保	農林水産課
環境にやさしい農業の普及に向けた支援	農林水産課
土地改良や農村環境保全への支援	農林水産課

- 市内の多様な緑について、それぞれの特性を活かして、自然体験や自然学習、農業体験、体験型観光などへの活用を図ります。

主な取組	担当
体験農園交流の取組の推進	農林水産課

② 河川環境の保全と活用

- 鰐川から北浦湖畔にかけての水辺空間について、霞ヶ浦を軸に大きな広がりを持つ生態系・生物多様性や緑の景観などの基盤となる重要な環境であると認識し、国や県、流域の市町村と協力して、保全に努めるとともに、美しい湖畔景観を活かし、観光やスポーツ、市民の憩いの場などへの活用を図ります。

主な取組	担当
鰐川から北浦湖畔にかけての水辺空間について、美しい湖畔景観を活かし、観光やスポーツ、市民の憩いの場などへの活用を図る	環境政策課 商工観光課

- 御手洗公園や鉢形雨水幹線（西谷親水遊歩道）を始めとした身近な水辺空間について、生態系・生物多様性や緑の景観などに連続性をもたらす環境であると認識し、それぞれの特性を活かした保全と活用を図ります。

主な取組	担当
身近な水辺空間について、それぞれの特性を活かした保全と活用を図る	施設管理課 下水道課

☆かわまちづくり支援制度について



河川管理者と連携して河川を活用し、まちの活性化につなげるための、国土交通省の制度です。例えば堤防上のサイクリングロードに休憩場所を設置するというような水辺空間を利用するための整備などが想定されています。（左絵：かわよろずくん）

③ 海岸環境の保全と活用

- 鹿島灘の砂浜と水産資源について、太平洋岸の生態系・生物多様性や緑の景観などの基盤となる重要な環境であると認識し、管理者などと協力して、適正な保全、管理を図ります。

主な取組	担当
管理者との連携による海岸保全施設の維持管理	港湾振興課 道路建設課 農林水産課
密漁の監視	農林水産課
ヨシ帯の保全活動の支援	農林水産課
潮干狩りのルールやマナー、安全の啓発	農林水産課 商工観光課

- 鹿島灘沿岸の美しい海浜景観を活かし、観光やスポーツ、市民の憩いの場などへの活用を図ります。

主な取組	担当
海水浴場の開設と運営	商工観光課

基本方針 2-2 都市の緑の創造

① 建物や敷地の緑化

- 事業所の建物や敷地について、緑を活かした景観づくり、熱対策、生態系保全を求めています。

主な取組	担当
事業所の建物や敷地について緑を活かした景観づくり、熱対策、生態系保全を求める	環境政策課 都市計画課

日本製鉄 桜公園



新浜緑地公園（港湾施設）



平井児童公園（緩衝緑地）



② 公共空間の緑化

- 道路や公園、公共建物やその敷地など公共空間について、防犯や防災に配慮しながら、緑を活かした景観や熱対策、生態系保全などに向けた緑化を図ります。

主な取組	担当
「花いっぱい運動」による沿道の緑化	施設管理課
公共施設の緑の整備と維持管理	各施設管理担当
街路樹の整備と維持管理	道路建設課 施設管理課

津賀城址公園



鹿島城山公園



大野潮騒はまなす公園のハマナス



③ 家庭における緑化の促進

- 家庭における、花や緑を育てる楽しみや、緑を活かした熱対策を促すため、啓発・情報提供や支援を行います。

主な取組	担当
家庭における、花や緑を育てる啓発・情報提供や支援を行う	環境政策課 施設管理課

基本方針 2-3 生きものの種への対応

① 重要種の保護

- 絶滅危惧種を始めとした重要な生物種について、国や県、関係機関などと協力して、保護を図ります。

主な取組	担当
重要な生物種が生息することの啓発・情報提供	環境政策課

西台児童公園



西谷親水遊歩道



② 生態系かく乱種への対応

- 特定外来生物指定種に代表される、地域の生態系をかく乱し、悪影響を及ぼす生物種について、状況の把握と、制度や専門的な知見を踏まえた適切な対応を図ります。

主な取組	担当
県等関係機関から情報収集し環境団体と連携して対応	環境政策課

③ 有害種や鳥獣害への対応

- 鳥獣による農地や家屋に著しい害をもたらしている生物種、病気を媒介する生物種などに対して、状況の把握と、制度や専門的な知見を踏まえた適切な対応を図ります。

主な取組	担当
カラスの有害駆除	農林水産課
スズメバチの巣の駆除への支援	環境政策課
鳥獣被害対策の推進	農林水産課

3 生活環境分野の施策

基本目標3「健全な生活環境を守るまち」の実現に向けて、施策の展開を図ります。

基本方針 3-1 公害の防止

① 大気汚染、悪臭の防止

- 国や県と連携して、大気の調査・監視を継続的にを行い、結果を公表します。

主な取組	担当
大気汚染常時監視システムによる大気の常時監視	環境政策課
光化学スモッグ発生時の注意喚起	環境政策課
粉じんなどの調査	環境政策課

- 事業場等に対して、大気汚染や悪臭の防止のための啓発・指導を行います。

主な取組	担当
鹿島臨海工業地域立地企業との公害防止協定の締結・自己監視等の事務	環境政策課

- 煙や臭気などによる被害やトラブルの防止に向けた対策を推進します。

主な取組	担当
不適正な野焼きや野外焼却に対する啓発・指導	廃棄物対策課
臭気防止の啓発、異臭などの発生時の対応	環境政策課

② 河川の水質、土壌・地下水の保全

- 国や県と連携して、海や河川、地下水の調査・監視を継続的にを行い、結果を公表します。

主な取組	担当
公共用水域の水質の調査・監視	環境政策課
地下水の汚染の調査・監視	環境政策課 廃棄物対策課

- 国や県、本市を含む広域市町村の連携により、北浦の水質改善を図ります。

主な取組	担当
霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（茨城県）による霞ヶ浦の水質対策の推進	環境政策課

霞ヶ浦の流入河川



資料：茨城県霞ヶ浦環境科学センター

- 事業場等に対して、水質汚濁や土壌汚染の防止、適正な地下水採取のための啓発・指導を行います。

主な取組	担当
鹿島臨海工業地域立地企業との公害防止協定の締結・自己監視等の事務	環境政策課
市内の土地への土砂の持込みや持出しの際に必要な許可制の運用と、土砂不法投棄の監視	廃棄物対策課

- 農薬や肥料の適切な利用に向けた啓発・指導を行います。

主な取組	担当
エコ農業（減農薬）による農業生産の促進、支援	農林水産課

- 生活排水の適正処理の普及に取り組みます。

主な取組	担当
公共下水道の計画的な整備	下水道課
公共下水道供用区域における下水道接続の啓発、支援	下水道課
農業集落排水供用区域における下水道接続の啓発、支援	農林水産課
公共下水道と農業集落排水の整備計画区域外における合併処理浄化槽利用の啓発、支援	環境政策課
家庭や飲食店などにおける排水について、汚れを減らすための啓発・情報提供	下水道課 農林水産課 環境政策課

③ 騒音・振動の防止

- 国や県と連携して、騒音・振動の調査・監視を継続的に行い、結果を公表します。

主な取組	担当
自動車騒音常時監視業務	環境政策課

- 騒音・振動の防止に向けた対策を推進します。

主な取組	担当
交通騒音・振動対策について、必要に応じた管理者への要望	環境政策課
事業場等や建設工事に対する、騒音・振動の防止のための啓発・指導	環境政策課
生活音や店舗等の音によるトラブルの防止のための啓発	環境政策課

基本方針 3-2 化学物質やアスベスト等のリスクへの対応

① 化学物質による環境汚染の防止

- 有害な化学物質を保管・利用する事業所に対して、流出事故や健康被害の防止、情報公開を求めています。

主な取組	担当
鹿島臨海工業地域立地企業との公害防止協定の締結・自己監視等の事務	環境政策課

② アスベスト対策

- アスベスト（石綿）の拡散防止のため、啓発・情報提供を行います。

主な取組	担当
県などとの連携によるアスベストに関する情報の提供	環境政策課
公共施設におけるアスベスト対策の実施、アスベスト使用に関する情報の提供	各施設管理担当課

4 廃棄物分野の施策

基本目標 4「資源を有効利用する循環型社会のまち」の実現に向けて、施策の展開を図ります。

基本方針 4-1 ごみの適正処理

① 適正なごみ処理の推進

- 家庭からのごみ（一般廃棄物）の収集・運搬について、従来の処理を継続しながら、社会や法制度、広域処理の動向を踏まえて、新たな収集システムを検討していきます。

主な取組	担当
ごみステーションに出されたごみの収集運搬	廃棄物対策課
資源集積所へ集積された資源の回収	廃棄物対策課
高齢者などごみ出し困難者への対応 新たな収集システムの検討	廃棄物対策課

- 事業系ごみの収集運搬体制について、許可制度運用の判断に向けて、収集量などの状況を総合的に検討していきます。

主な取組	担当
事業系ごみの収集運搬体制の検討	廃棄物対策課

- 鹿嶋市立衛生センターに搬入される不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの選別を通じてリサイクル率の向上、最終処分量の削減に努めます。

主な取組	担当
鹿嶋市立衛生センターにおける中間処理の推進	廃棄物対策課
選別した缶・ペットボトル類及び資源として回収した古紙などの、再資源化原料としての売却	廃棄物対策課
破碎処理後の不適物・不燃物の委託処分	廃棄物対策課

- 将来に向けたごみ処理体制の検討、構築に取り組みます。

主な取組	担当
可燃ごみの処理について、神栖市との2市による広域での新焼却施設における焼却処理への移行	廃棄物対策課
災害廃棄物処理計画策定に向けた検討	廃棄物対策課

② ごみ出しの適正化

- 家庭からのごみ出しについて、ルールやマナーの啓発・情報提供、適正化への助言・指導を行います。

主な取組	担当
ごみの分別に関する情報提供と、分別ルールが守られていないごみに対する指導	廃棄物対策課

- 事業所からのごみ（一般廃棄物）の適正化を図ります。

主な取組	担当
ごみの適正排出に向けた事業所などへの助言・指導と、 廃棄物処理施設搬入時の監視・指導	廃棄物対策課

③ 廃棄物の不法投棄やポイ捨てなどの防止

- 不法投棄・ポイ捨てに対して、各種啓発チラシの配布や防止看板・横断幕の設置などの啓発活動を行います。

主な取組	担当
不法投棄防止看板の貸出	廃棄物対策課
各種啓発チラシの配布	廃棄物対策課

- 地域協働による清掃活動や、県・警察など関係機関と連携してのパトロールを行うなどして、不法投棄をさせない意識づくり・環境づくりに取り組みます。

主な取組	担当
警察 OB を含む市職員によるパトロール	廃棄物対策課
環境サポーター統一行動の実施	廃棄物対策課
市内環境美化運動の実施	廃棄物対策課
海岸一斉清掃の実施	廃棄物対策課
監視カメラの設置による監視体制の強化	廃棄物対策課
地区管理地の現状回復作業（不法投棄物処分）	廃棄物対策課

基本方針 4-2 ごみの発生抑制と資源化

① ごみの発生回避・発生抑制の推進

- ごみの発生回避・発生抑制を進めるため、広報媒体を用いて啓発・情報提供を行います。

主な取組	担当
5R（リデュース[発生抑制]・リユース[再利用]・リサイクル[再生利用]・リフューズ[発生回避]・リペア[修理]）の啓発、情報提供	廃棄物対策課
耐久消費財などの長期使用、リターナブル（繰り返し利用できる）製品や再生原材料を使った製品の積極的な選択についての啓発、情報提供	廃棄物対策課
かしまゴミ分別アプリの普及推進と活用	廃棄物対策課

- 近年、家庭や事業所などにおける食品ロス（消費期限が切れた手付かず食品や食品食べ残しなどの廃棄）が世界的にも注目され、国も対策を始めていることから、「もったいない」を意識した行動について、生ごみ減量化の行動と併せて、啓発・情報提供を行います。また、フードバンクなどの新たな取組についても検討していきます。

主な取組	担当
生ごみの水切りや食品ロスに関する情報提供	廃棄物対策課 消費生活センター
イベント開催等を通じたフードバンクなどの取組の検討	廃棄物対策課 生活福祉課

- ごみの排出に対する意識を変えていくための仕組みを検討していきます。

主な取組	担当
ごみ処理有料化に関する市民意見や周辺自治体の状況、ごみの排出状況などの調査と、制度導入の検討	廃棄物対策課

- 事業系ごみの減量化のため、啓発や指導を行います。

主な取組	担当
飲食店との協力による、宴会などの食べ残しを減らす「3010（さんまるいちまる）運動」	廃棄物対策課

☆3010（さんまるいちまる）運動とは



農林水産省・消費者庁・環境省が2019年末から始めた、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーン。「乾杯後30分間」は席を立たずに料理を楽しみましょう、「お開き10分前」になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、と呼びかけています。茨城県は「いばらき食べきり協力店」への登録を募集しています。

- 廃プラスチックの削減と資源化のため、国の対策と連携した取組を推進します。

主な取組	担当
国が推進するレジ袋削減やプラスチック・スマートなどと連携した、SDGsを含めた廃プラスチック対策	廃棄物対策課

☆プラスチックスマートとは



環境省が2018年10月に立ち上げたキャンペーン「プラスチック・スマート-for Sustainable Ocean」。世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、個人、自治体、NGO、企業、研究機関など幅広い主体が連携共同して取組を推し進めることを目的とします。

③ リサイクルの推進

- 家庭から排出される生ごみについて、資源としての有効活用の検討や自家処理を促進します。

主な取組	担当
生ごみ堆肥化と生ごみ処理機導入についての情報提供と支援	廃棄物対策課

- ごみ分別の徹底を図ります。

主な取組	担当
ごみの分別に関する情報提供と、分別ルールが守られていないごみに対する指導	廃棄物対策課

- 量販店などにおける資源の店頭回収について、情報提供を行います。

主な取組	担当
店頭回収を行う事業者についての情報提供と、取組に積極的な事業者のエコショップ認定	廃棄物対策課

- 事業者の取組の促進

主な取組	担当
事業者が分別・資源化に容易に取り組みやすくするための新たな回収システムの検討	廃棄物対策課
近隣自治体や全国の自治体の状況などを勘案した廃棄物処理手数料の適正化	廃棄物対策課

基本方針 4-3 環境の美化

① 美化活動の促進

- 市民・事業者・市が協力、連携して地域の清掃活動など美化活動を推進します。

主な取組	担当
不法投棄防止看板の貸出	廃棄物対策課
環境サポーター統一行動の実施	廃棄物対策課
市内環境美化運動の実施	廃棄物対策課
海岸一斉清掃の実施	廃棄物対策課

② 空き家・空き地対策

- 空き家・空き地について、所有者などに維持管理や衛生保全を求めていくとともに、実態の把握、法制度の適正な運用を図ります。

主な取組	担当
空き家・空き地の衛生保全の啓発	交通防災課 環境政策課 都市計画課

③ 環境マナーの普及啓発

- ごみの持ち帰り、犬の糞の始末、プラスチックごみ問題への意識など、環境マナーの普及啓発を図ります。

主な取組	担当
ごみやペット、騒音、臭気などに関する迷惑行為の防止に向けた啓発	環境政策課 廃棄物対策課

5 環境学習分野の施策

基本目標 5「みんなで力を合わせる環境創造のまち」の実現に向けて、施策の展開を図ります。

基本方針 5-1 環境情報の発信と環境学習の促進

① 環境情報の整備、発信

- 環境の学習や行動のための資料や教材、指針やガイドなどについて、整備と発信を図ります。

主な取組	担当
広報かしまを活用した環境保全や環境学習の情報発信	環境政策課
鹿嶋市かなめーるやマチイロ（アプリ）を活用した環境保全や環境学習の情報発信	環境政策課
会員制交流サイト（SNS）を活用した環境保全や環境学習の情報発信	環境政策課

- 環境学習に向けた事業者の協力について、市民が広く利用できるよう情報発信を図ります。

主な取組	担当
環境学習の情報発信	環境政策課

② 環境学習の促進、支援

- 市民の環境の学習や行動の実践について、啓発活動やイベント、機会づくりなどの促進、支援を図ります。

主な取組	担当
市職員による出前講座	社会教育課 環境政策課
図書館の施設と資料の充実	社会教育課 中央図書館
社会教育・生涯学習活動における環境学習	社会教育課 環境政策課
公民館活動における環境学習、環境面の地域の課題への取組	社会教育課 中央公民館
青少年育成における環境学習	社会教育課 環境政策課

- 事業者の従業員などに向けた環境学習や環境配慮の指針について、促進を図ります。

主な取組	担当
環境学習の促進	環境政策課

③ 学校における環境学習の支援

- 学校教育の中での環境学習や自然体験などについて、教育現場の状況や、保護者や教員など当事者のニーズなどを踏まえて、教材や資材、プログラムや機会、施設活用などの面から支援を図ります。

主な取組	担当
学校支援ボランティアによる環境学習支援	社会教育課

基本方針 5-2 地域資源と文化の継承と活用

① 地域資源の活用と継承

- 本市には、鹿島灘や北浦・鰯川からなる水辺空間、山林や農地からなる緑地空間、鹿島神宮や鹿島神宮境内附郡家跡など、「鹿嶋らしさ」の要素となる多様な地域資源があります。地域資源は、個性ある都市を支えるとともに、自然の仕組みや環境の成り立ちを伝えるものでもあることから、都市づくりと環境学習の両面で地域資源を活用し、良好な状態で将来世代が継承していくよう、情報の整備・発信や啓発活動などを図っていきます。

主な取組	担当
地域おこし協力隊の活動の推進	商工観光課

② 歴史や文化の継承と活用

- 歴史的、文化的な地域資源は、過去からの人と自然の関わりを今に伝えていることから、都市づくりと環境学習の両面で活用し、良好な状態で将来世代が継承していくよう、文化財としての保護とともに、情報の整備・発信や啓発活動などを図っていきます。

主な取組	担当
指定文化財の保全や整備及び文化的歴史的景観の活用	社会教育課
緑地と社寺などが一体となって歴史的・文化的価値を有している場所に対する特別緑地保全地区などの活用 の検討	都市計画課 環境政策課

国指定史跡 鹿島神宮境内附郡家跡

鹿島郡家跡（郡庁域）



坂戸神社



基本方針 5-3 環境保全活動の促進と活用

① 環境保全活動の促進、支援

- 市民や事業者が行う民間の環境保全活動について、促進、支援を図ります。

主な取組	担当
民間の環境保全活動について、促進、支援	環境政策課

② 環境保全活動のネットワークづくり

- 環境保全活動を行う市民や事業者と市が様々な形でネットワークづくりを図ります。

主な取組	担当
かしま環境ネットワークを活用した市民・事業者・市の協力・連携の推進	環境政策課

③ 事業者との協力体制づくり

- 事業者の事業活動における環境対策、環境配慮について、市民や市との交流、協力の体制づくりを図ります。

主な取組	担当
事業所と連携しての環境展・消費生活展での環境保全啓発	環境政策課

鹿嶋市環境展・消費生活展



第 4 章

市民・事業者・市・滞在者の自主的な行動

市民・事業者・市・滞在者の各主体に望まれる、環境に配慮した行動の指針を示し、自主的な環境配慮の実践を働きかけていきます。

1 市民に望まれる行動

(1) エネルギー消費から排出される二酸化炭素を減らすための市民の行動

- こまめな節電・節水に努める。
- 家電の効率的な使い方や清掃・手入れに気を付ける。
- 省エネ型の機器を選ぶ。
- 水道やお湯の無駄のない使い方に気を付ける。
- エコマーク、グリーンマーク、省エネラベリング制度などの環境ラベルを目安に、環境にやさしい商品を選ぶ。
- 使い方に合った燃費の良い車を選ぶ。
- 急発進や急加速をしないなど、エコドライブに努める。
- 外出の方法はできるかぎり徒歩や自転車、公共交通を選ぶ。
- 断熱や空調の効率を考えた家づくり、リフォームを行う。
- 太陽熱利用や太陽光発電、燃料電池や蓄電システム、HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）、ZEH（ネットゼロエネルギーハウス）など、住宅向けの新たなエネルギーシステムを活用する。

(2) 自然を大切にするための行動

- 生態系を壊す行為として、ペットを放すことや、野生動物へのエサやり、ごみの投棄などをしない。
- 花や緑を育て、生活の中で自然に親しむ。
- 自然を体験し学ぶことや、自然を保全する活動に参加するよう努める。
- 土砂の流出防止や土壌保全、雨水の保水や水源かん養、防風防砂など、森林が果たしている役割を知り、森林保全への理解を深める。
- 農業や農村と自然との関係を知り、里山の保全と活用への理解を深める。
- 体験農園や体験型農業を利用し、農業に親しむ。
- 河川や地下水の流れ、水資源の利用、水がもたらす水害、霞ヶ浦の歴史などを知り、水循環についての理解を深める。
- 鹿島灘の海流や沿岸の地形、漁業、鹿島臨海工業地帯について知り、海の環境への理解を深める。
- 生物の種類や、生物が生育・生息する環境について知り、生物多様性への理解を深める。
- 家づくりに県内産木材を利用する。

(3) 環境を美しく保ち、みんなが快適に暮らすための行動

- ごみの自家焼却（野焼き）をしない。
- 雑草を除去するなど空き家・空き地の管理をきちんと行う。
- ペットは責任ある飼い方をして、犬の糞を持ち帰る。
- ごみのポイ捨てをしない。
- ごみ出しのルールやごみステーション管理費用について理解し、正しく行動する。
- 清掃活動、美化活動への協力、参加に努める。
- 生活排水の汚れを減らすよう、皿などの汚れはあらかじめ拭き取ってから洗い、調理くず、油は流さない。
- 下水道整備区域や農業集落排水処理区域では下水道等に接続し、未整備区域では合併処理浄化槽を設置して、定期清掃など適正な利用と管理を行う。
- 単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽への転換に努める。
- 家庭にある化学物質（殺虫剤、肥料、洗剤など）は正しく使う。
- 騒音や臭気、雑草繁茂、不衛生などで近隣に迷惑を掛けない。
- 土地の特性を知り、地盤や井戸水の安全に気を付ける。

(4) ごみを減らし、資源を無駄なく使うための行動「5R」

① Refuse : ごみになるものを家庭に持ち込まない（発生回避）

- よく考えて必要なものだけを買う。
- 包装や使い捨て容器を減らす。

② Reduce : 家庭で出るごみを減らす（発生抑制）

- 食材を買いすぎない、保管は管理できる範囲で。
- 食材をできるだけ無駄なく使う、傷む前に食べきる。
- 生ごみを自家処理（たい肥化、土に埋める）する。

③ Reuse : そのまま使えるものは何度も使う（再利用）

- 中古品売買やレンタルサービスを活用する。
- 容器などを返却し再利用できる製品（リターナブル）を選択する。

④ Repair : 修理してもう一度使用する（修理）

- ものの手入れをきちんとして、できるだけ長く使う。
- ものを再生して使う。
- 中古の住宅をリフォームして長く住む。

⑤ Recycle : 資源として使う（再生利用）

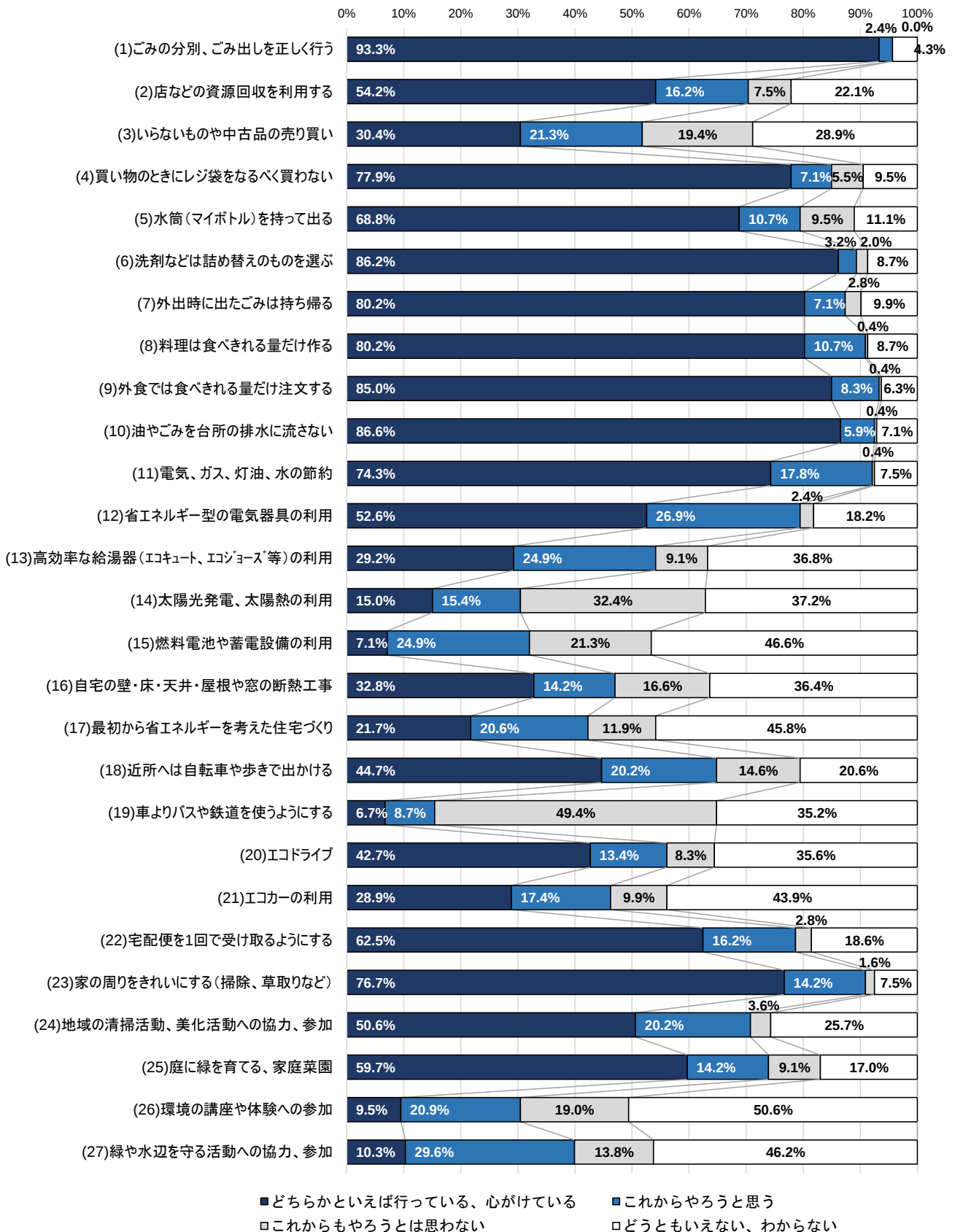
- ごみ出しの分別をきちんとする。
- 資源回収などに協力する。

（5）環境について理解を深め、取り組みを広げるための行動

- 日頃から地域の歴史的な名所や自然の景勝地などを訪ね、地域の歴史や環境の成り立ちへの理解を深める。
- 様々な地域資源・観光資源に親しみ、鹿嶋市の魅力への理解を深める。
- 地域の地理や気候、生態系について学び、自然景観への理解を深める。
- 住居の配置、色彩、形状について、周辺の景観との調和に配慮するよう努める。
- 花やみどりについての講習会を利用する。
- 公園や河川の清掃や管理に対して協力、参加に努める。
- 環境や地域に関わる学習や活動に対して、協力、参加に努める。
- かしま環境ネットワークの活動に対して、協力、参加に努める。

市民の行動の状況

市民へのアンケートで、家庭での身近な環境保全の取組について尋ねたところ、約 9 割の市民が「ごみの分別、ごみ出しを行う」「外食では食べきれる量だけ注文する」「油やごみを台所の排水に流さない」について「どちらかといえばやっている、心がけている」と回答しています。



2 事業者に望まれる行動

(1) エネルギー消費から排出される二酸化炭素を減らすための行動

- こまめな節電・節水を社内に普及させる。
- 機器の効率的な利用や清掃・手入れに努める。
- 省エネ型の機器の選択に努める。
- 水道やお湯の効率的な利用に努める。
- 車両の効率的な利用、使い方に合った燃費の良い車の導入に努める。
- 製造や建設、流通・販売、事務などの業務プロセスの効率化、設備の省エネ性能の向上に努める。
- 照明器具のLED化に努める。
- 社屋は、断熱や空調の効率を考えた作りに努める。
- 太陽熱利用や太陽光発電、燃料電池や蓄電システム、BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）、ZEB（ネットゼロエネルギービル）など、新たなエネルギーシステムを活用する。
- 農家のハウス栽培では、燃料の効率的な利用と管理、自然エネルギーの利用や資材の再利用などに努める。
- 剪定枝のチップ化、たい肥の活用など、バイオマスの利活用に努める。

(2) 自然を大切にするための行動

- 敷地や建物の緑化に努める。
- 森林の保全への協力、参加に努める。
- 建設等において県内産木材の利用に努める。
- 農地を適切に管理し、耕作放棄地の発生防止に努める。
- 河川や霞ヶ浦、海岸について、水循環や水辺の生態系の保全に努める。
- 漁業資源の保全と生育環境改善に努める。
- 有害獣への適切な対策に努める。
- 土地の改変においては、生態系の保全に配慮した計画や工法を採用するよう努める。

(3) 環境を美しく保つための行動

- 排煙や排水、化学物質取扱などについて、法律や条例を遵守するとともに、より厳しい自主的な対策や管理に努める。
- 車両の効率的な利用と適切な点検整備、使い方に合った燃費の良い車の導入に努める。
- 家畜し尿、畜産排水について、適正な処理を行う。
- 取り扱う化学物質について、データ公表など PRTR 制度の運用に努める。
- 農薬や除草剤の正しい使用、薬剤散布における拡散防止に努める。
- 騒音・振動や悪臭について、法律や条例を遵守するとともに、より厳しい自主的な対策や管理に努める。
- 地盤沈下や地下水の枯渇を防ぐよう、法律や条例を遵守するとともに、より厳しい自主的な対策や管理に努める。
- 化学合成農薬、化学肥料の使用を最小限にするなど、健全な農地土壌の維持に努める。
- 新たな建築物や構造物が周辺の景観や歴史的背景、自然環境と調和するように工夫し、快適で魅力的な都市景観の創造に努める。
- 看板、屋外広告物などの設置に際して、素材・デザイン・色彩・大きさ・設置方法などについて、周囲の景観との調和や落下・倒壊など公衆に対する危害の防止に努める。

(4) ごみを減らし、資源を無駄なく使うための行動

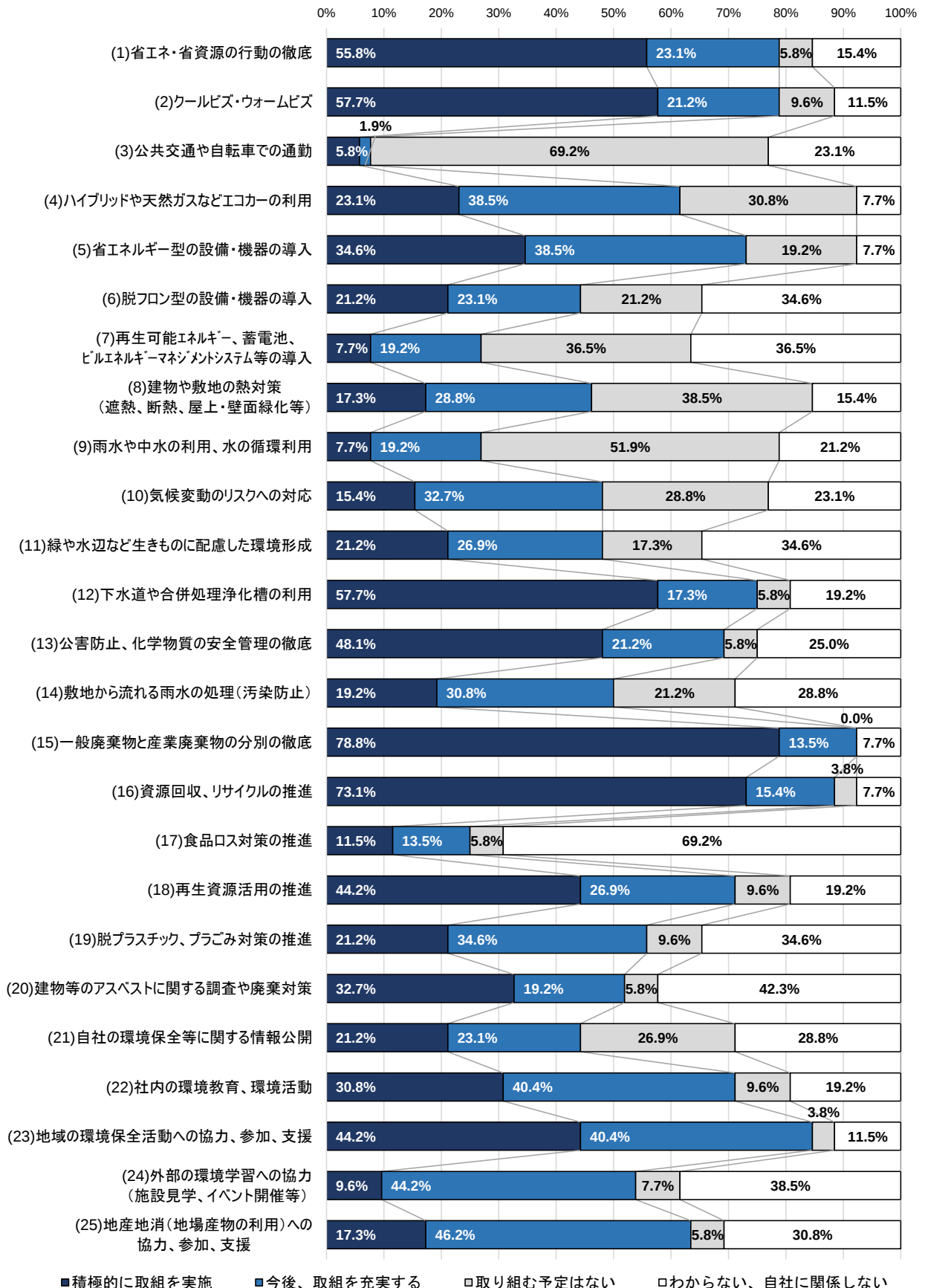
- 製造や建設、流通・販売、事務などの業務プロセスにおいて、廃棄物の発生抑制、資材の再利用や再資源化に努める。
- 園芸用廃プラスチック類の適正な回収、処理に努める。
- 食べ残しや売れ残り等の食品廃棄物の発生抑制及び再資源化に努める。
- 資源の循環利用に向けた製品・商品の開発に努める。
- 農業用資材の再利用、再生品活用、資源化に努める。
- 社会全体で資源の循環利用を推進するための仕組みづくりに協力する。

(5) 社会とともに環境保全の取り組みを広げるための行動

- 環境保全の活動やボランティアへの協力、参加に努める。
- 環境学習への支援に努める。
- 社員・職員などの環境学習、環境保全の社内活動や社外でのボランティアの推進に努める。
- 環境マネジメントや環境方針の策定・運用に努め、環境問題の世界的な動向にも関心を持って経営する。
- 土地の改変においては、地域環境への影響を最小限に抑えるよう努める。
- 環境保全に貢献する技術開発や販売、投資など、エコビジネスの展開に努める。
- 自社の技術や営業を活用し、環境保全につながるビジネスや社会基盤づくりへの展開に努める。
- 環境保全の社会活動や地域の取組への協力、参加に努める。
- 製品の情報表示や広報など、環境保全に対して適切な情報発信に努める。

事業者の行動の状況

事業者へのアンケートで、自社での環境保全対策の取組について尋ねたところ、7割を超える事業者が、「一般廃棄物と産業廃棄物の分別の徹底」「資源回収、リサイクルの推進」について「積極的に取組を実施」と回答しています。



3 市の率先行動

(1) 事務・事業における環境配慮

- 照明、事務機器、冷暖房、エレベータの適正な使用を通じて、節電に努める。
- 効率的な事務処理を通じて、省エネルギー・省資源に努める。
- LED照明などエネルギー効率のよい設備機器の導入に努める。
- クールビズ・ウォームビズを推進する。
- 公用車の適正な利用と管理（エコドライブなど）により、省エネルギーに努める。
- 燃費のよい車や次世代自動車の導入に努める。
- 用紙や水道の節約に努める。
- 廃棄物の発生抑制と資源回収を徹底する。
- 廃棄物の適正処理を徹底する。
- グリーン購入に努める。

(2) 市有施設のライフサイクル（設計・施工・管理・修繕・解体）における環境配慮

- 市有施設の設計・施工段階における環境配慮（エネルギー対策、建材の安全対策など）を推進する。
- 市有施設の管理における環境配慮（省エネ、省資源、グリーン購入、環境汚染防止など）を推進する。
- 修繕・解体における環境配慮（エコリフォーム、建材の安全対策など）を推進する。

(3) 公共事業等における環境配慮

- 公共事業の構想や基本計画等の決定時における環境配慮を推進する。
- 建設副産物等のリサイクル等を推進する。
- 環境負荷の少ない資材・機材の使用等に努める。
- 県内産木材の利用など森林保全につながる対策を推進する。
- イベントにおける環境配慮を推進する。
- 委託事業等における環境配慮を推進する。
- 公共施設のエネルギー対策を推進する。

4 滞在者に望まれる行動

(1) エネルギー消費から排出される二酸化炭素を減らすための滞在者の行動

- ◇ 滞在先での節電・節水に協力する。
- ◇ レンタカー・カーシェアリングでは、使い方に合った燃費の良い車を選ぶ。
- ◇ 急発進や急加速をしないなど、エコドライブに努める。
- ◇ 可能な場合は徒歩や自転車、公共交通を活用する。

(2) 自然を大切にするための行動

- ◇ 生態系を壊す行為として、ペットを放すことや、野生動物へのエサやり、ごみの投棄などをしない。
- ◇ 自然を体験し学ぶことや、自然を保全する活動に参加するよう努める。
- ◇ 土砂の流出防止や土壌保全、雨水の保水や水源かん養、防風防砂など、森林が果たしている役割を知り、森林保全への理解を深める。
- ◇ 農業や農村と自然との関係を知り、里山の保全と活用への理解を深める。
- ◇ 体験農園や体験型農業を利用し、農業に親しむ。
- ◇ 河川や地下水の流れ、水資源の利用、水がもたらす水害、霞ヶ浦の歴史などを知り、水循環についての理解を深める。
- ◇ 鹿島灘の海流や沿岸の地形、漁業、鹿島臨海工業地帯について知り、海の環境への理解を深める。
- ◇ 生物の種類や、生物が生育・生息する環境について知り、生物多様性への理解を深める。

(3) 環境を美しく保ち、みんなが快適に暮らすための行動

- ◇ ペットは責任ある飼い方をして、犬の糞を持ち帰る。
- ◇ ごみのポイ捨てをしない。
- ◇ 騒音や臭気などで近隣に迷惑を掛けない。

(4) 環境について理解を深め、取り組みを広げるための行動

- ◇ 地域の歴史的な名所や自然の景勝地などを訪ね、地域の歴史や環境の成り立ちへの理解を深める。
- ◇ 様々な地域資源・観光資源に親しみ、鹿嶋市の魅力への理解を深める。
- ◇ 地域の地理や気候、生態系について学び、自然景観への理解を深める。
- ◇ 環境や地域に関わる学習や活動に対して、協力、参加に努める。
- ◇ かしま環境ネットワークの活動に対して、協力、参加に努める。

資料編

資料 1 鹿嶋市環境基本計画（案）について（答申）

資料 2 策定経過及び検討組織

資料 3 鹿嶋市環境基本条例

資料 4 アンケート結果

資料 5 用語解説

資料 1 鹿嶋市環境基本計画（案）の策定について（答申）

（1）鹿嶋市環境基本計画（案）について（答申）

令和 3 年 3 月 18 日

鹿嶋市長 錦 織 孝 一 様

鹿嶋市環境審議会
会長 松 原 克 志

令和 3 年 3 月 2 日付け鹿環政諮問第 1 号をもって当審議会に諮問のあった、鹿嶋市環境基本計画(案)について、つぎのとおり答申する。

鹿嶋市環境基本計画(案)について、当審議会において鹿嶋市環境基本条例第21条の規定に基づき、慎重に審議した結果、本案は妥当なものと認める。

なお、鹿嶋市環境基本計画の実施にあたっては、望ましい環境像である「地域の自然と共生し地球の環境を考え 健やかに暮らせるまち かしま」の実現に向けて、下記の事項に留意し、計画の円滑な推進に努めるよう要望する。

記

- 1 鹿嶋市は 2020 年 7 月には、2050 年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しており、最終目標はゼロカーボンであることから、「基本目標 1 気候変動分野」に「脱炭素社会を目指すこと」を加えること。
- 2 第 4 章「市民・事業者・市・滞在者の自主的な行動」、「1 市民に望まれる行動」の中に「単独処理浄化槽設置者は合併処理浄化槽への転換に努めること」を加えること。



資料 2 策定経過及び検討組織

(1) 策定経過

開催日	事項	内容等
2019(令和元)年 8月7日	第1回鹿嶋市環境審議会	・ 委嘱状交付 ・ 鹿嶋市環境基本計画について
12月19日	第1回鹿嶋市環境基本計画策定検討部会	・ 現行鹿嶋市環境基本計画の進捗状況の報告 ・ 環境情勢の動向と現行鹿嶋市環境基本計画の課題について
2020(令和2)年 2月6日	第2回鹿嶋市環境審議会	・ 現行鹿嶋市環境基本計画の進捗状況の報告 ・ 環境情勢の動向と現行鹿嶋市環境基本計画の課題について
6月30日	第1回鹿嶋市環境基本計画策定委員会	・ 鹿嶋市環境基本計画の策定方針について ・ 鹿嶋市環境基本計画の策定に係るアンケートについて
7月20日	第3回鹿嶋市環境審議会	・ 鹿嶋市環境基本計画の策定方針について ・ 鹿嶋市環境基本計画の策定に係るアンケートについて
8月21日	第2回鹿嶋市環境基本計画策定委員会	・ 鹿嶋市環境基本計画骨子案について
9月4日～9月23日	市民・事業者アンケート	・ 市民 700 人、市内事業者 100 社を対象に、郵送によるアンケートを実施
9月	児童・生徒アンケート	・ 市内の小学生、中学生、高校生 500 人を対象に学校でのアンケートを実施
10月5日	第4回鹿嶋市環境審議会	・ 鹿嶋市環境基本計画骨子案について
10月29日	第3回鹿嶋市環境基本計画策定委員会	・ 鹿嶋市環境基本計画素案について
12月2日	第5回鹿嶋市環境審議会	・ 鹿嶋市環境基本計画素案について
12月23日	部長会議	・ 鹿嶋市環境基本計画素案について
2021(令和3)年 1月13日～2月1日	パブリックコメント	・ 市庁舎等での閲覧による意見募集 ・ 市ホームページでの意見募集
2月18日	第4回鹿嶋市環境基本計画策定委員会	・ 鹿嶋市環境基本計画(案)について
3月2日	第6回鹿嶋市環境審議会	・ パブリックコメント結果について ・ 鹿嶋市環境基本計画(案)について(答申)

(2) 検討組織

①鹿嶋市環境審議会

区分	役職	氏名	所属等
市民		井口 善成	鹿嶋の海岸を守る会 会長
	副会長	須藤 謙	かしま環境ネットワーク 代表
		小峯 瑞雄	鹿嶋市区長会 監事
		柳井 忠明	連合鹿行地域協議会 事務局長
		高野 真理子	鹿嶋市こども会育成連合会 会長
		犬塚 行治	鹿嶋市浄化槽事業推進組合 副組合長
		札 敏夫	鹿嶋市校長会 会長
事業者		出頭 進司	なめがたしおさい農業協同組合 鹿嶋支店長
		小原 一八	きたうら広域漁業協同組合 支部長
		但田 賢哉	鹿島臨海工業地域環境保全推進協議会 日本製鉄(株)東日本製鉄所鹿島地区 鹿島環境防災室長
学識経験者	会長	松原 克志	常盤大学総合政策学部 教授
関係行政機関		須藤 純一	国土交通省霞ヶ浦河川事務所 所長
		菊田 英雄	鹿行県民センター環境・保安課 課長

②鹿嶋市環境基本計画策定委員会

市民生活部長	生活福祉課長	道路建設課長
市民生活部次長	介護長寿課長	都市計画課長
広報推進課長	保健センター長	施設管理課長
政策秘書課長	交通防災課長	下水道課長
財政課長	廃棄物対策課長	水道課長
総務課長	農林水産課長	総務就学課長
こども相談課長	商工観光課長	社会教育課長

資料 3 鹿嶋市環境基本条例

○鹿嶋市環境基本条例

平成 12 年 3 月 24 日

条例第 4 号

目次

- 第 1 章 条例の目的とその基本理念(第 1 条―第 3 条)
- 第 2 章 環境の保全等を担う主体とその責務(第 4 条―第 7 条)
- 第 3 章 施策の基本的・総合的推進(第 8 条―第 11 条)
- 第 4 章 施策の効果的推進(第 12 条―第 20 条)
- 第 5 章 環境審議会(第 21 条)

附則

私たちのまち鹿嶋市は、豊かな水と緑の大地、温暖な気候に恵まれ、先人から受け継いだ悠久の歴史とともに、近代技術の粋である鹿島港を中心とした工業の集積などにより、めざましい発展を遂げてきた。

しかしながら、産業や科学技術の発展により、生活は便利で活力に満ちたものになってきている一方で、資源やエネルギーを大量に消費し、廃棄物を生み出し、結果的に産業型公害や生活型公害を発生させてきた。

それらが私たちの共有する環境に大きな負荷を与え、いまや人類の存続の基盤である環境を地球的規模で損なうまでになってきている。

私たちは、これまでの生活様式や事業活動を見直し、身近な水や緑などの地域環境を大切にすることが、ひいては地球環境を守ることにつながると自覚するとともに、このかけがえのない環境をより豊かに将来の世代へ引き継いでいくことが求められている。そのために、市、市民、事業者がそれぞれの責務を果たし、本市を訪れる滞在者とも協力し合って、環境の保全に向け行動していかなければならない。

私たちは、人と自然が共有できるまち、環境への負荷の少ないまちづくりを目指して、その基本となる考え方と進め方を明らかにし、現在と将来の市民の安全で健康かつ快適な生活を実現するため、この条例を制定する。

第 1 章 条例の目的とその基本理念

(目的)

第 1 条 この条例は、鹿嶋市の環境の保全、回復及び創出(以下「環境の保全等」という。)について、その基本理念を定め、市、市民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境保全等に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を市民等の参加のもとに総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全等であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の安全で健康かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全等は、市民が安全で健康かつ快適な生活を営むうえで欠かせない良好な環境を確保するためのものであるとともに、この環境から受ける恩恵を将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然が共生する、環境への負荷の少ない循環を基調とした、将来にわたり持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全等は、市、市民、事業者及び滞在者がそれぞれの責務と役割分担に応じて、自発的、積極的に、相互に協力、連携のもと行われなければならない。

4 地球環境保全は、市、市民、事業者及び滞在者が自らの課題であることを認識し、その事業活動や日常生活において、積極的に取り組まなければならない。

第 2 章 環境の保全等を担う主体とその責務

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める環境の保全等について基本理念(以下「基本理念」という。)をもとに、環境の保全等に関し、自然的、社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の環境の保全等に関する施策のうち、広域的な取り組みを必要とする施策の策定、実施にあたっては、対象の地方自治体等と連携してその推進に努めなければならない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

- 2 市民は、環境への負荷を低減するため、その日常生活において廃棄物の排出、騒音の発生、自動車の使用等を抑制し、再生資源の利用に努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴い生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理するとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、その事業活動に際して、環境の保全等に関する計画の作成、実施及び管理に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

- 3 事業者は、その事業活動に伴い、製品その他の物を製造、使用又は廃棄するに際し、環境への負荷の低減に努めるとともに、再生資源その他環境への負荷を低減する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

(滞在者の責務)

- 第7条 保養、観光、レクリエーションその他の目的で本市に滞在する者は、その滞在に伴う環境への負荷の低減、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第3章 施策の基本的・総合的推進

(市の基本施策)

- 第8条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境の保全等に関する基本的な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 公害の防止策を進め、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
- (2) 野生生物の生息又は生育に配慮し、多様な生態系の確保を図るとともに、森林、農地、谷津等の適正な保全及び地域に応じた緑化の推進を図り、人と自然との豊かな触れ合いの場を確保すること。
- (3) 鹿島灘、北浦、河川等の水辺地の環境の適正な保全及び整備を図るとともに、水と緑を生かした都市基盤の整備を推進すること。
- (4) 地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的遺産又は文化的遺産の保存等を推進し、潤い、安らぎのある環境の実現を図ること。
- (5) 地域の環境に配慮した秩序ある開発が行われるように必要な措置を講じ、良好な都市の形成を推進すること。
- (6) 廃棄物の減量化、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的利用等を推進するとともに、安全で美しい環境づくりを推進すること。
- (7) 廃棄物処理施設、公共下水道その他の環境の保全等に資する公共施設の整備を図るとともに、環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用が促進されるために必要な措置を講ずること。
- (8) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を推進するとともに、国、県、他の地方公共団体その他関係行政機関と連携し、地球環境の保全に関する国際交流を推進し、地球環境の保全等を図ること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全等に必要な施策を講ずること。

(環境基本計画)

- 第9条 市長は、前条の基本施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標、施策の方向及び配慮の方針その他良好な環境の保全等のために必要な事項について定めるものとする。

- 3 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ市民及び事業者の意見を反映させるなど必要な措置を講ずるとともに、第21条に規定する鹿嶋市環境審議会の意見を聴かななければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

- 第10条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定、実施するにあたっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

- 2 市は、前項に規定する整合を図るために必要な体制を整備しなければならない。

(年次報告)

- 第11条 市長は、市の環境の状況、環境の保全等に関する施策の実施状況等を明らかにするため、環境基本計画に基づき年次報告書を作成し、公表しなければならない。

第4章 施策の効果的推進

(規制等の措置)

第12条 市は、環境の保全等に係る支障を防止する必要があると認めるときは、当該支障を防止するために必要な規制等の措置を講じなければならない。

(経済的措置)

第13条 市は、環境への負荷の低減その他の環境の保全等に関する活動を推進する市民、事業者等に対して経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷その他の環境の保全等に係る支障を生じさせる活動又は生じさせる原因行動を行う市民、事業者等に対して経済的な負担を課すための措置を講じることができる。

(市民等の参加の促進)

第14条 市は、環境の保全等に関して市民、事業者及び滞在者の意思を施策に反映できるよう必要な措置を講じなければならない。

2 市は、環境の保全等に関する施策が効果的に推進されるよう、市民、事業者、滞在者及びこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)の参加、協力等を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、市民、事業者、滞在者及び民間団体が、地域の環境や地球環境の保全等に関して、相互の連携を深め、協力し合って行動できるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全等に関する教育、学習及び広報)

第15条 市は、市民、事業者、滞在者及び民間団体が環境の保全等について理解を深め、活動を行う意欲を増進できるよう、環境の保全等に関する教育、学習及び広報について必要な措置を講じなければならない。

(自発的活動の支援)

第16条 市は、市民、事業者、滞在者又は民間団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

(情報の提供及び公開)

第17条 市は、環境の保全等に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全等に関する情報の提供及び公開に努めなければならない。

(調査及び研究の実施)

第18条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に推進するため、環境の状況その他環境の保全等に関し必要な事項の調査及び研究を実施するよう努めなければならない。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の保全等に係る支障の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第20条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第5章 環境審議会

(環境審議会)

第21条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づく環境の保全に関する審議会として、鹿嶋市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、委員24人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員

5 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(鹿嶋市公害防止条例の一部改正)

2 鹿嶋市公害防止条例(昭和46年鹿嶋市条例28号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

資料 4 アンケート結果

(1) 実施概要

鹿嶋市環境基本計画を策定するにあたり、市民、事業者、児童・生徒における、市域の環境や地球環境問題等に関する意識や行動の傾向を把握し、計画の推進に活用するために、アンケートを実施した。

対象	方法	配布数	回答数	回答率	期間
市民 市内在住の18歳以上の住民	調査票を郵便で 発送・返信	700 (無作為抽出)	253	36.1%	2020（令和2）年 9月4日～同月23日
事業者 市内で営業している 事業者	調査票を郵便で 発送・返信	100	52	52.0%	2020（令和2）年 9月4日～同月23日
児童・生徒 市立小学校5年生 市立中学校2年生 県立鹿島高校2年生	各学校へ配布、回 答を依頼	494	494	100.0%	2020（令和2）年 9月

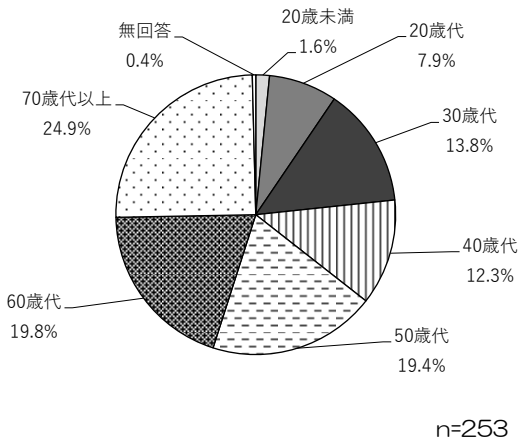
備考

- 割合（％）は、すべて有効回答数（n値）に対する回答数の割合をあらわしている。
- 比率は小数点以下2位を四捨五入して算出した百分率（％）で表しており、見かけ上の合計が100％に満たなかったり超えたりする場合もある。

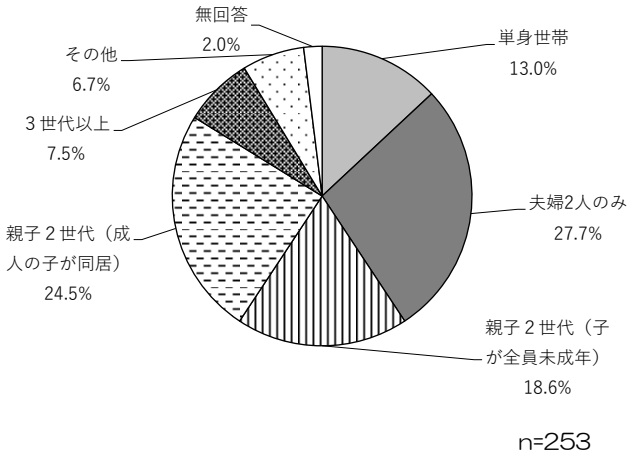
(2) 市民回答

問1 ご自身について

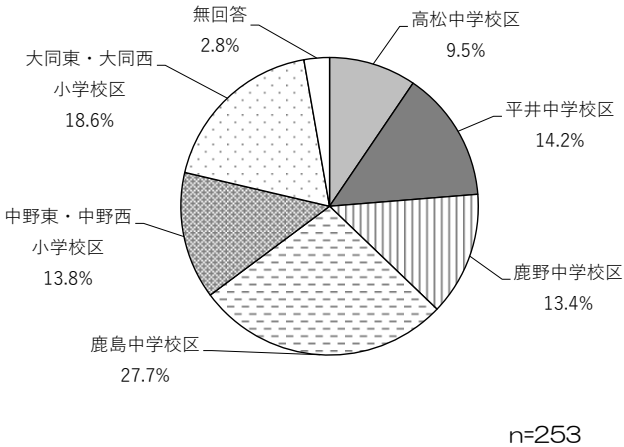
① 年代



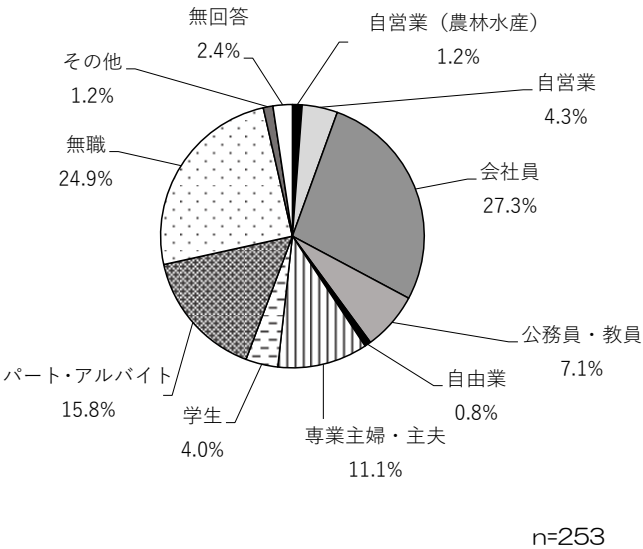
② 世帯構成



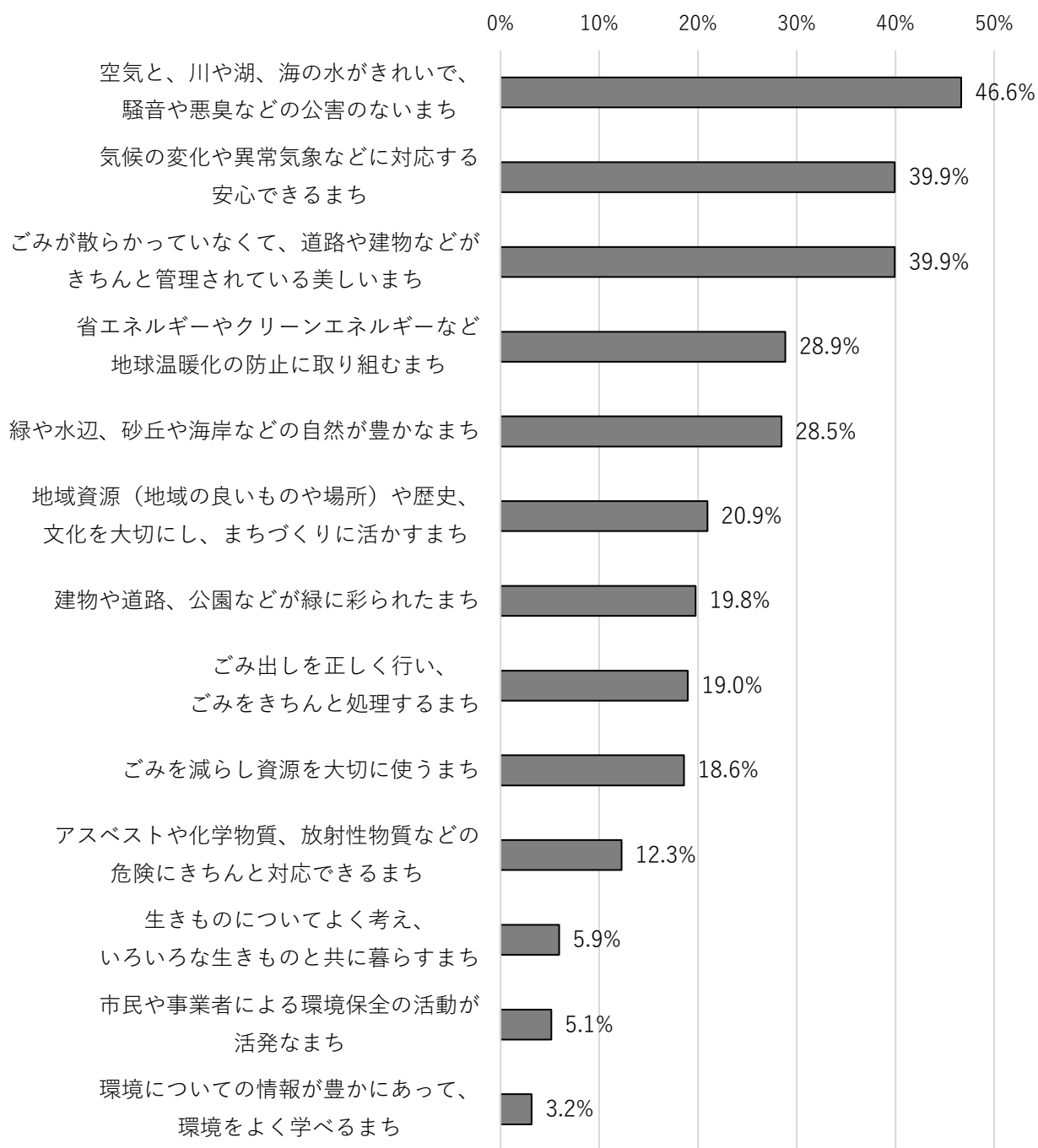
③ 居住地区



④ 職業

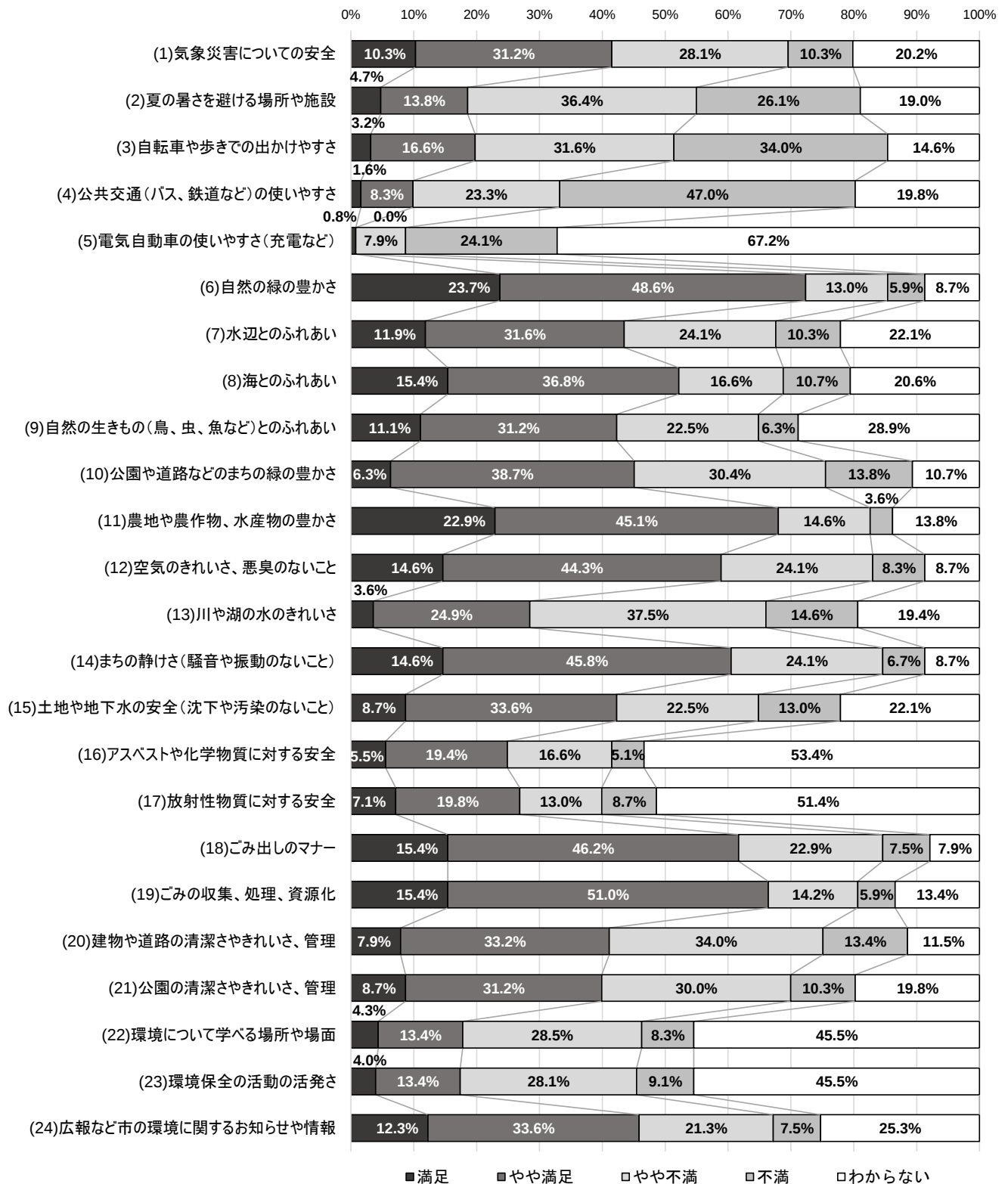


問2 鹿嶋市の環境が将来どのような環境になれば良いと思いますか（3つまで選択）



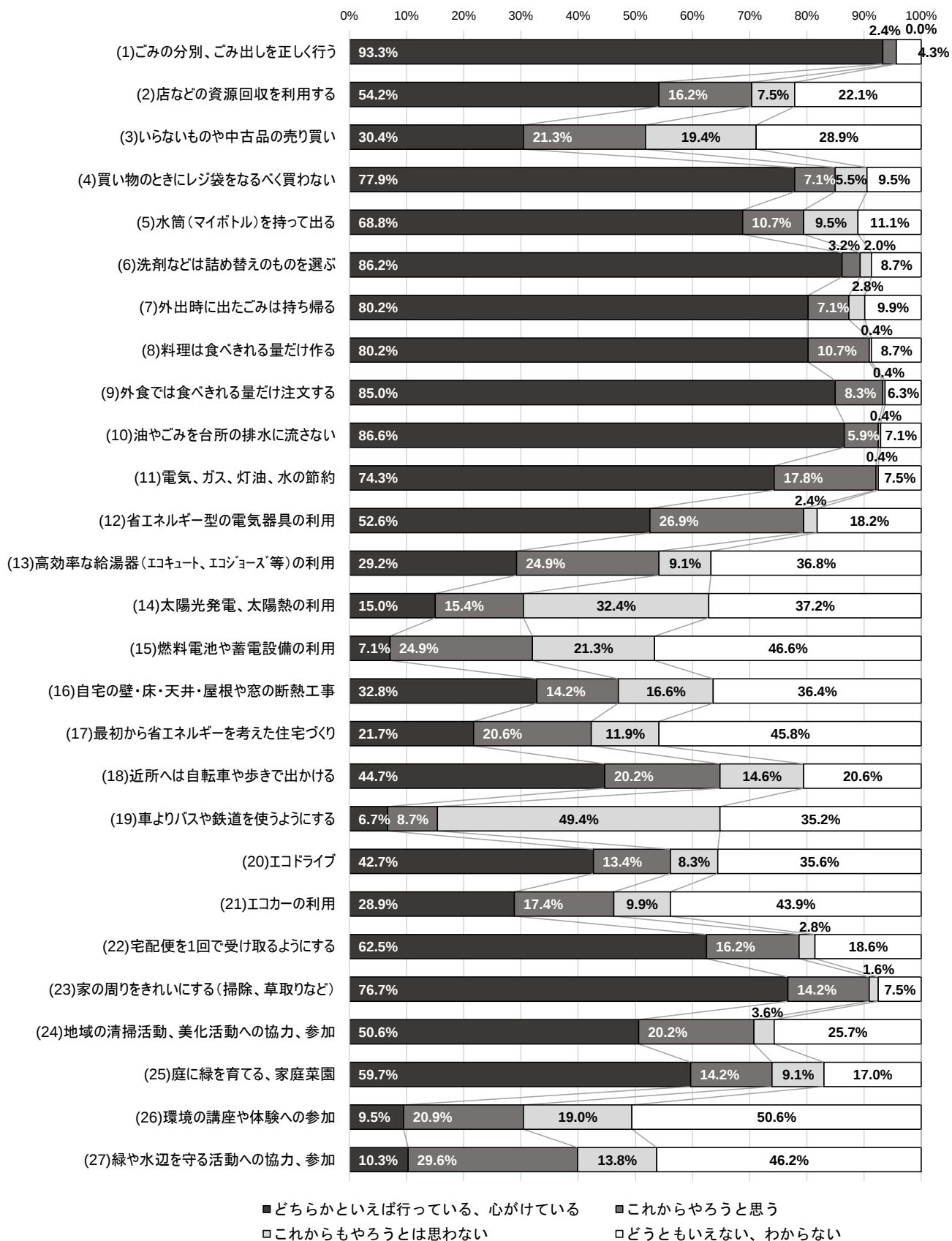
n=253

問3 住まい周辺の環境についてどのように感じていますか



n=253

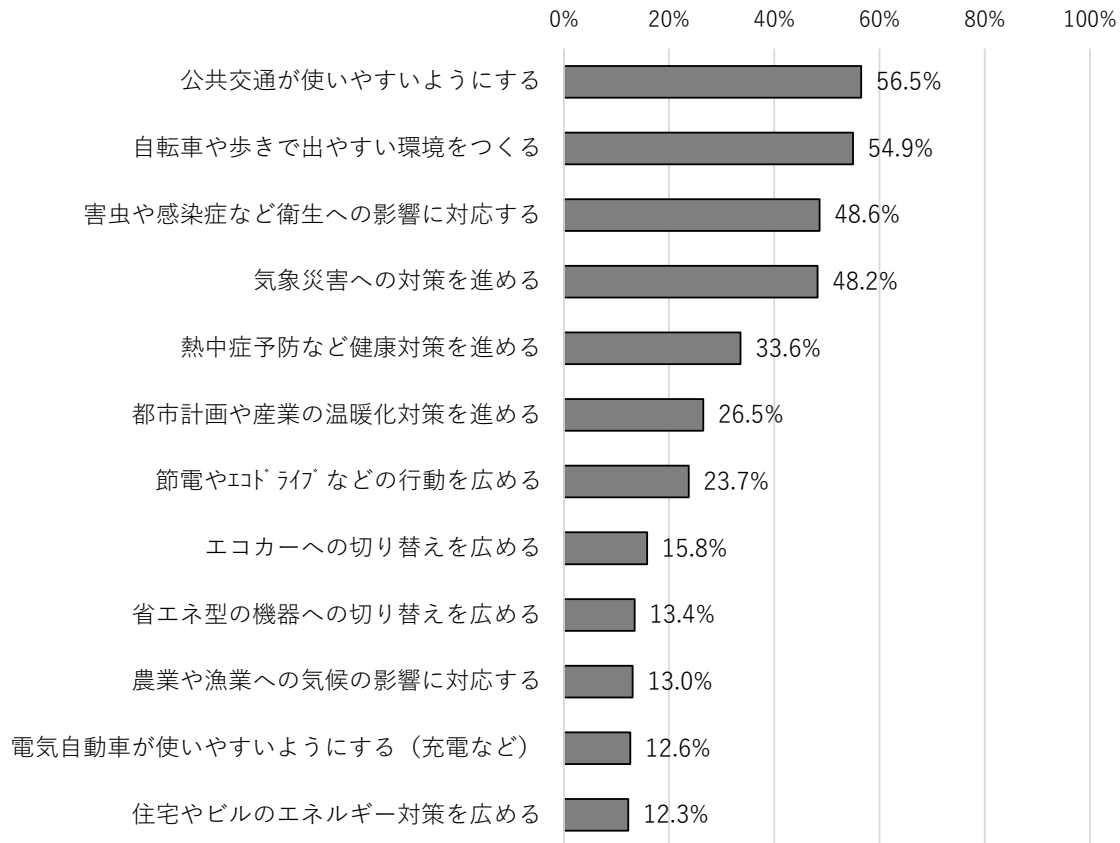
問 4 家庭では、身近な環境保全にどのくらい取り組んでいますか



n=253

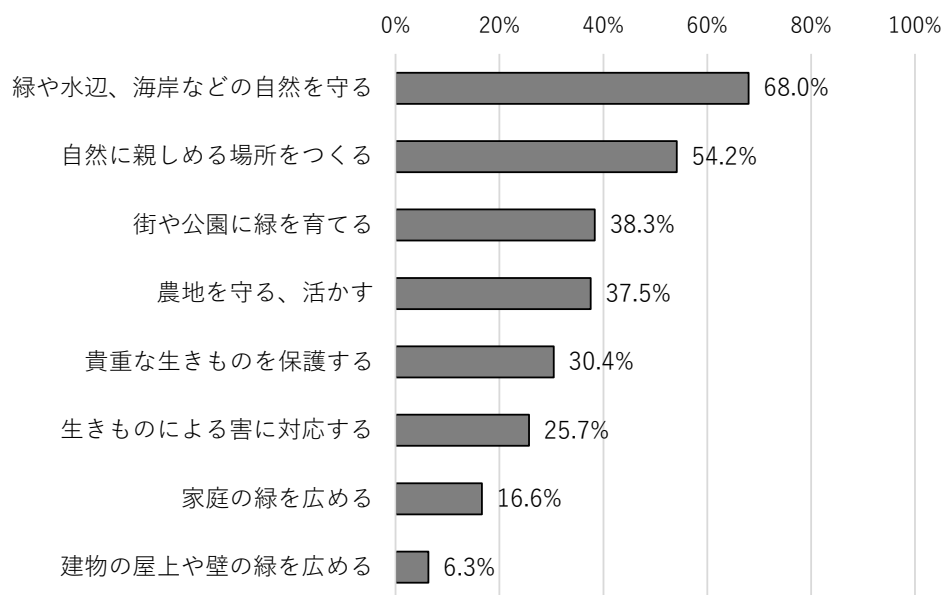
問 5 市がこれから取り組んでいくこととして、どんなことに関心がありますか
(選択数に制限なし)

① 地球温暖化を防ぎ、気候変動に適応するために



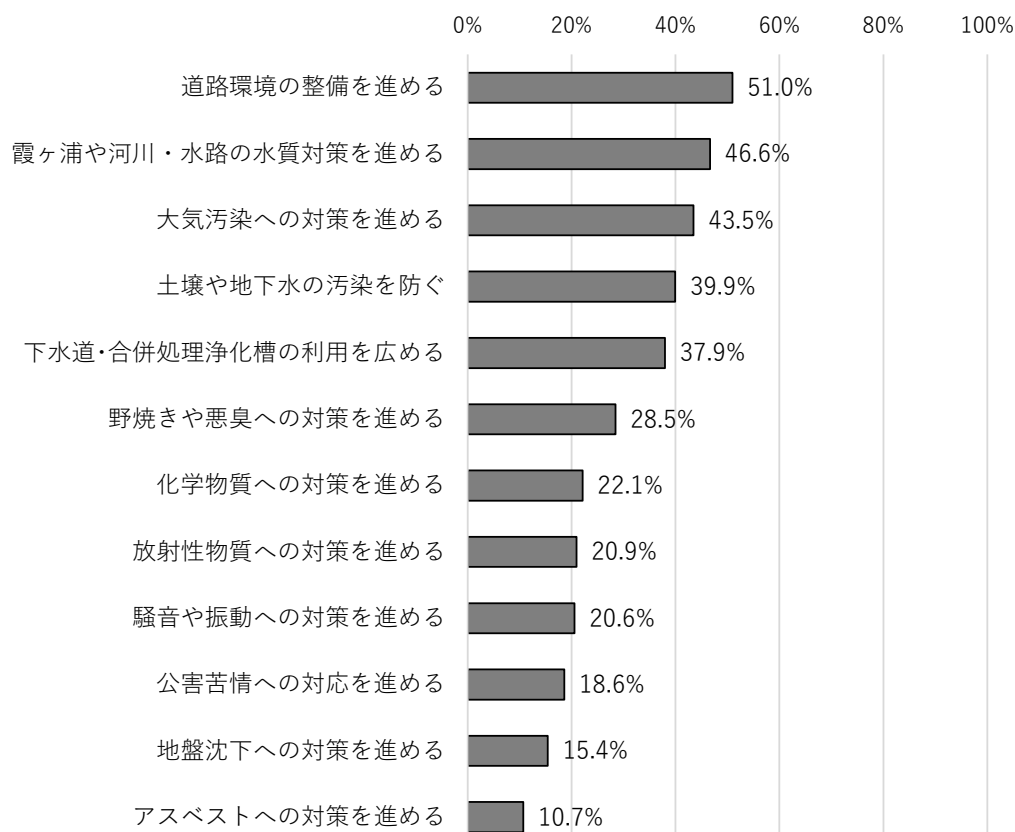
n=253

② 自然が豊かなまちのために



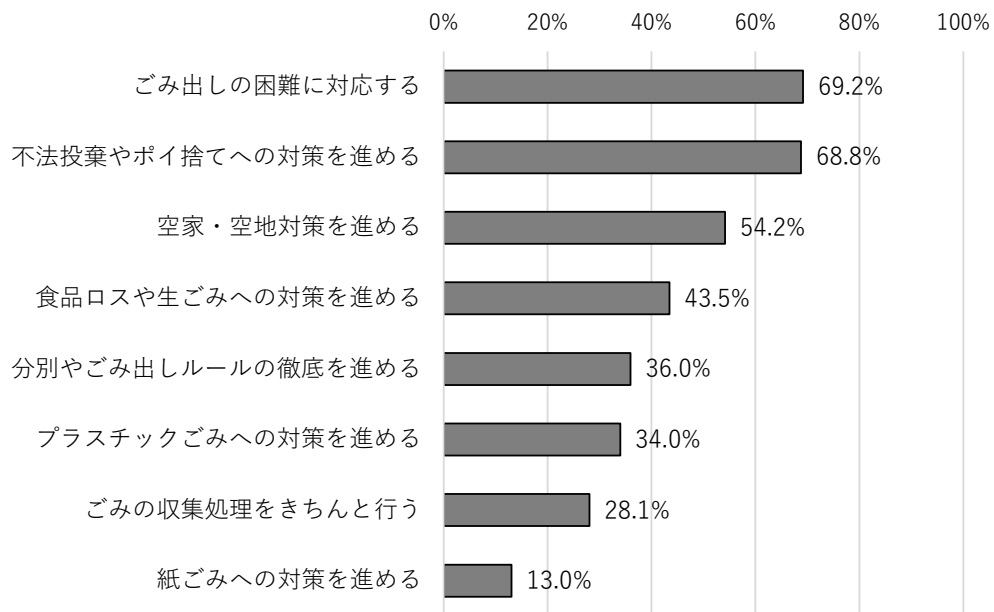
n=253

③ 公害などのない安全なまちのために



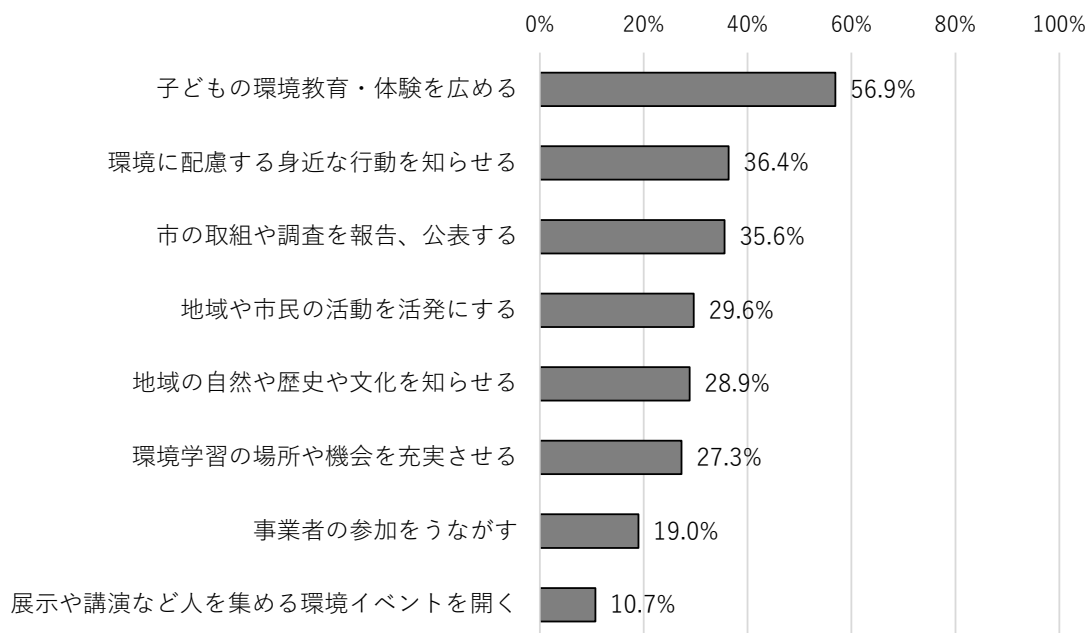
n=253

④ ごみを減らし、資源を大切にし、まちをきれいに保つために



n=253

⑤ みんなが環境問題や地域をよく知って、環境保全に取り組むために

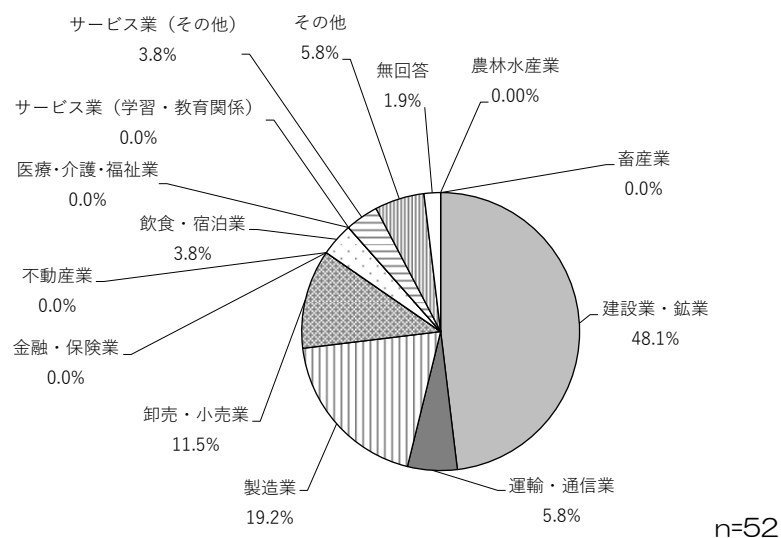


n=253

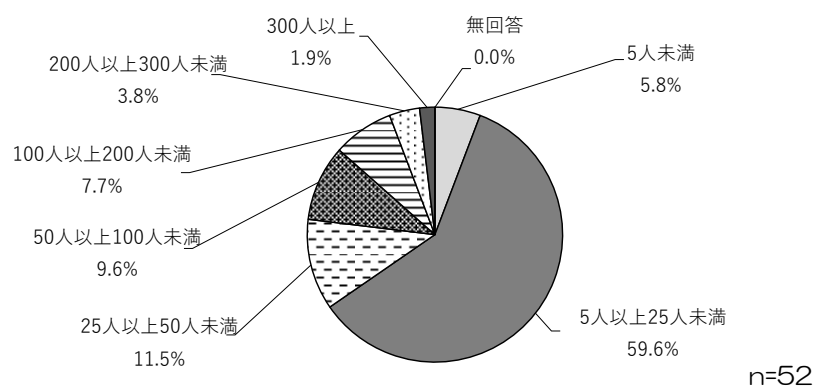
(3) 事業者回答

問1 事業所について

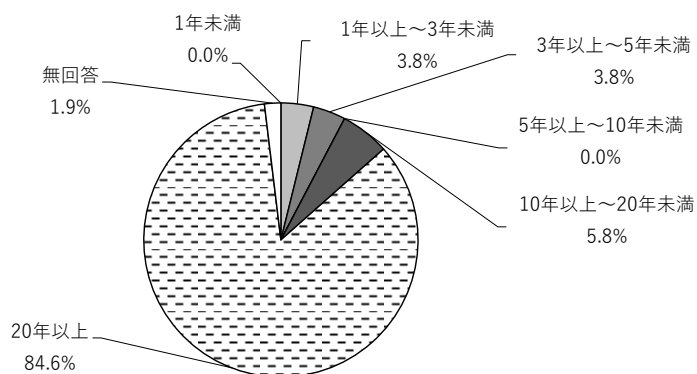
① 業種（主たる業務の業種、該当するものを1つ）



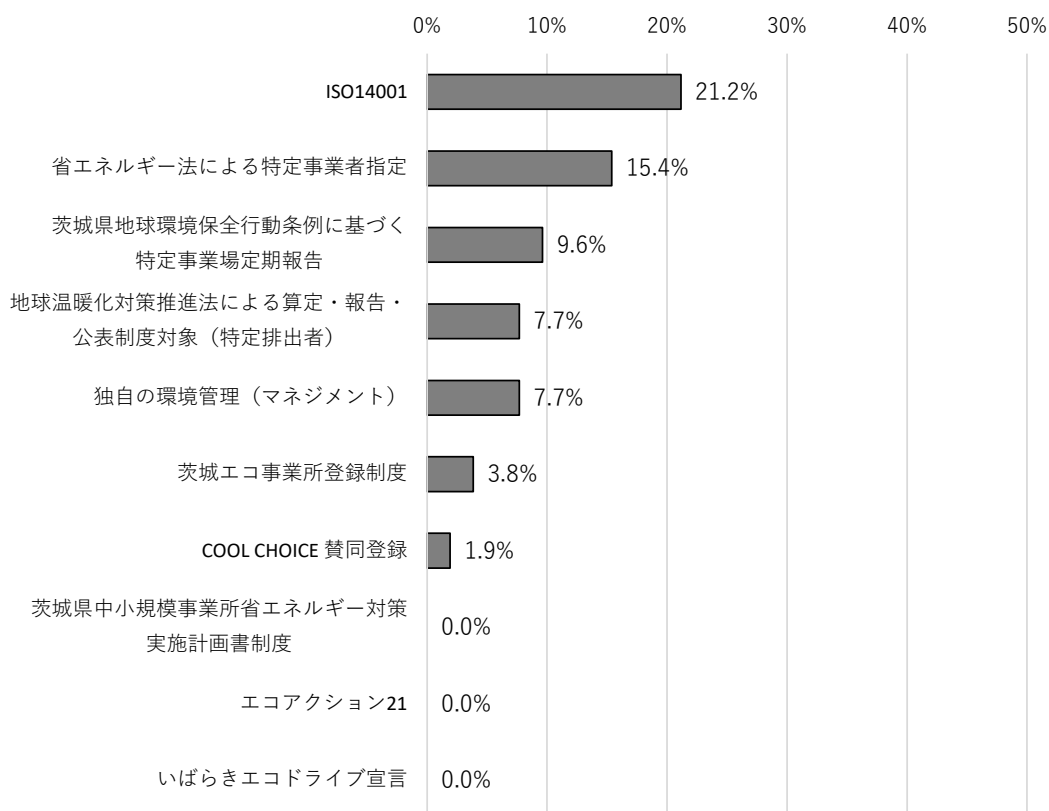
② 従業員数（非正規雇用・パートを含む）



③ 市内での営業年数（市内に事業所を設置してからの年数）

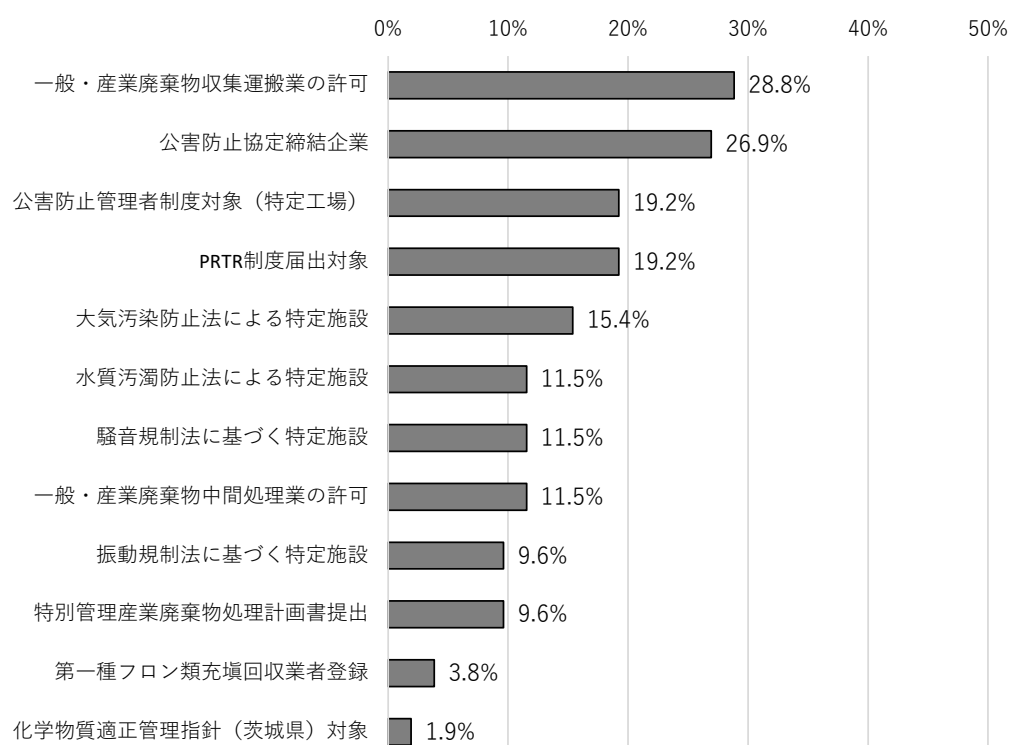


④ 貴事業所での環境管理や登録などの状況（該当するものを全て選択）



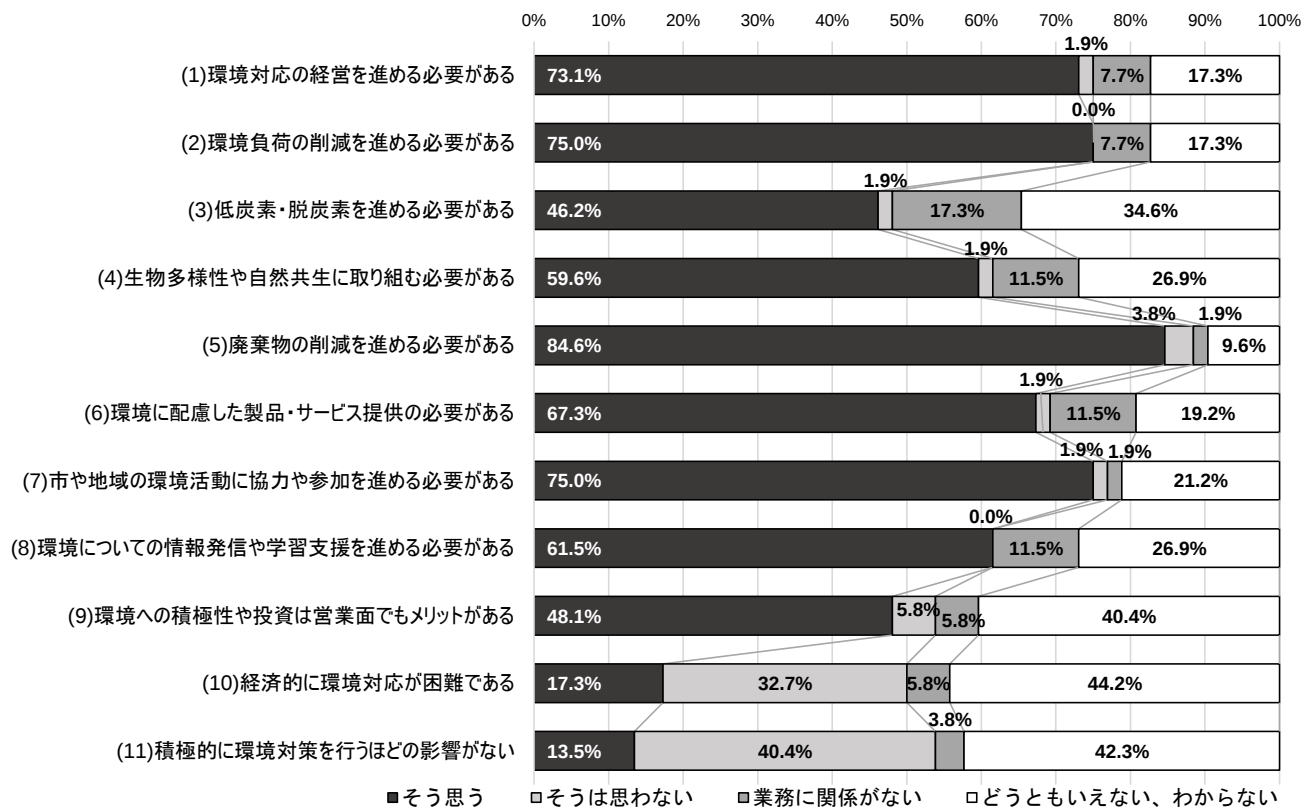
n=52

⑤ 貴事業所の公害や廃棄物処理に係る指定や届出、許可（該当するものを全て選択）



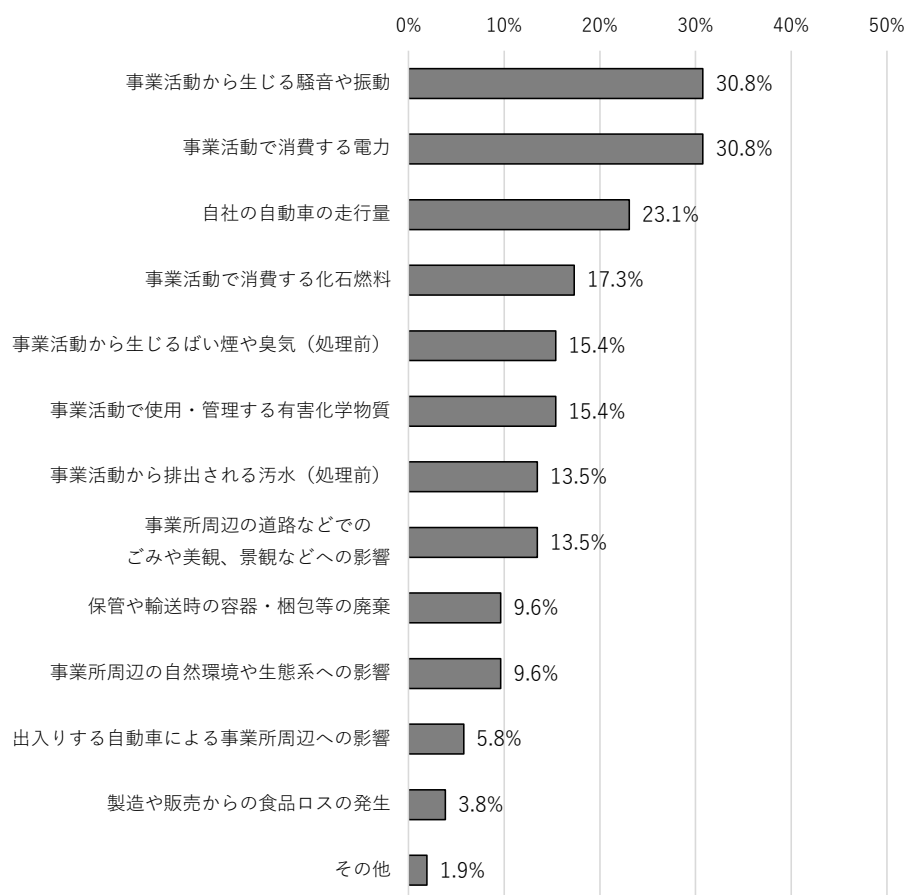
n=52

問 2 環境保全や環境問題への対応についての考え



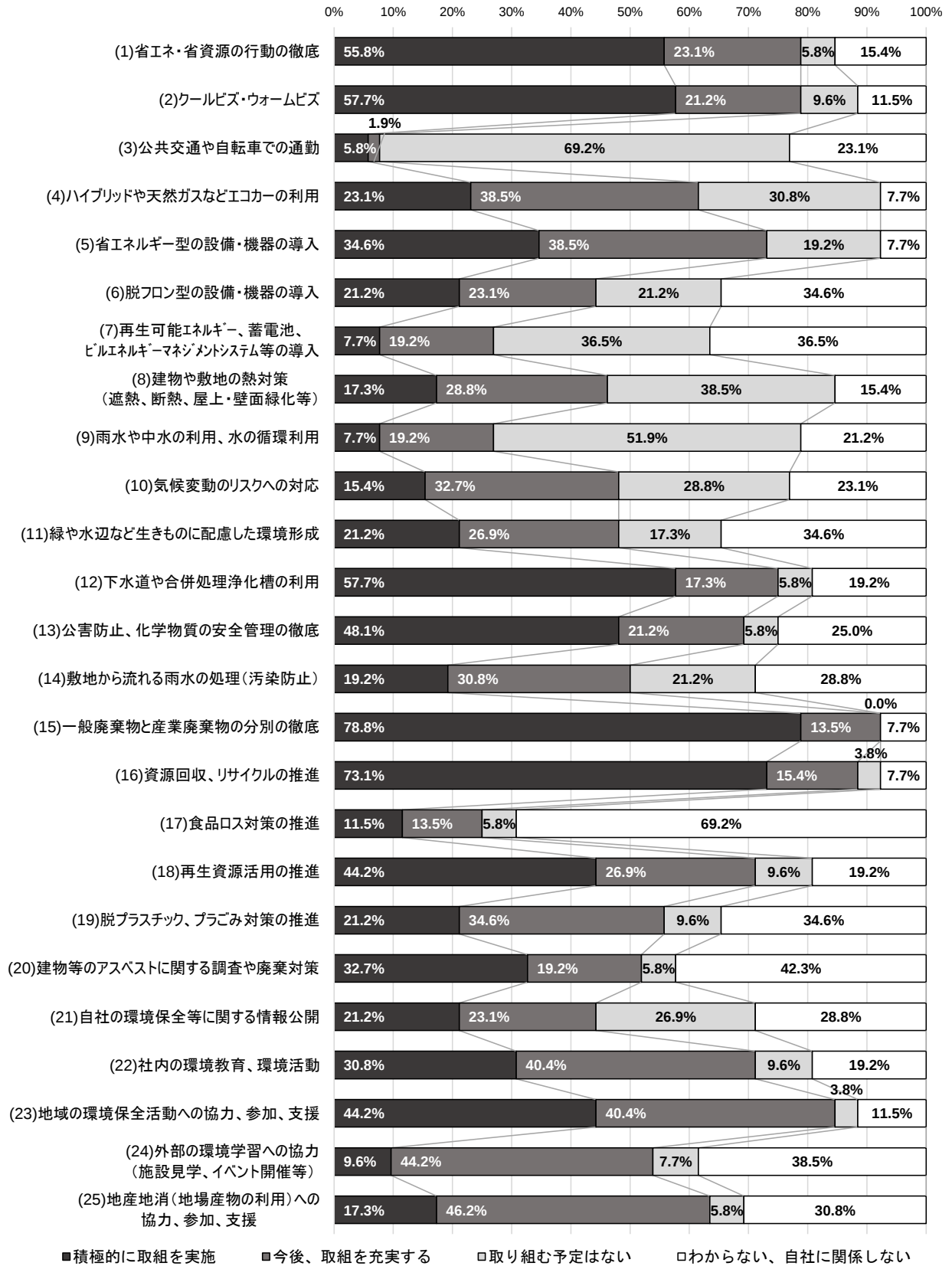
n=52

問 3 自社の事業活動に伴う環境負荷、環境への影響（選択数に制限なし）



n=52

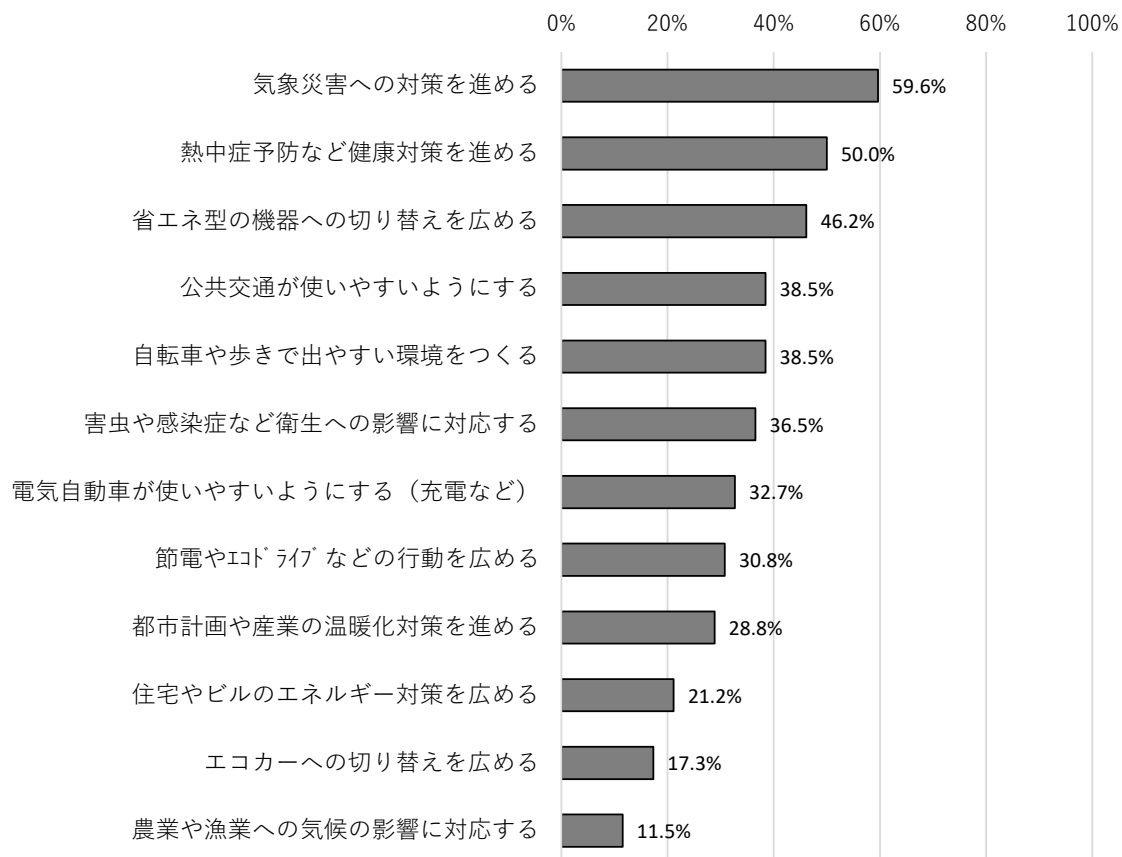
問 4 環境保全対策の取組状況



n=52

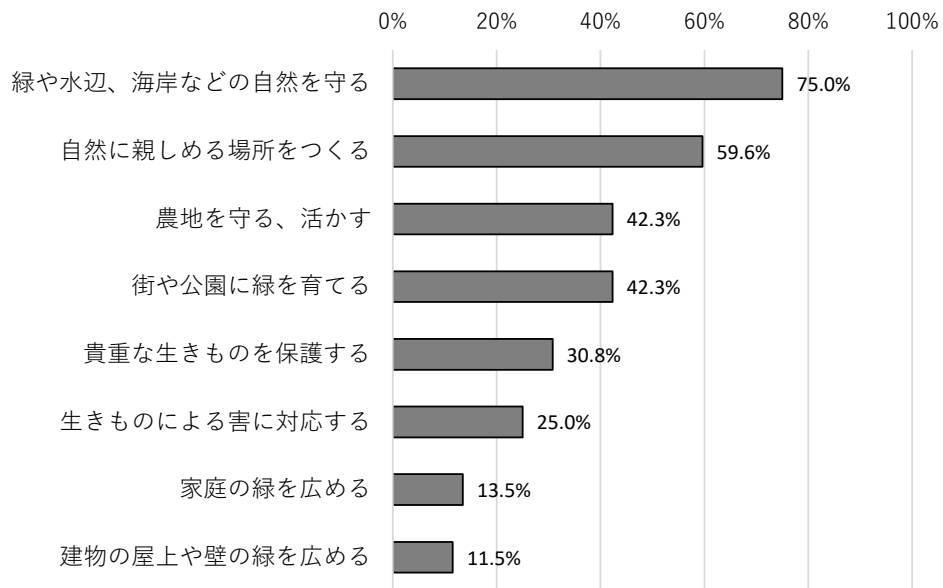
問 5 市がこれから取り組んでいくこととして、どんなことに関心がありますか
(選択数に制限なし)

① 地球温暖化を防ぎ、気候変動に適応するために



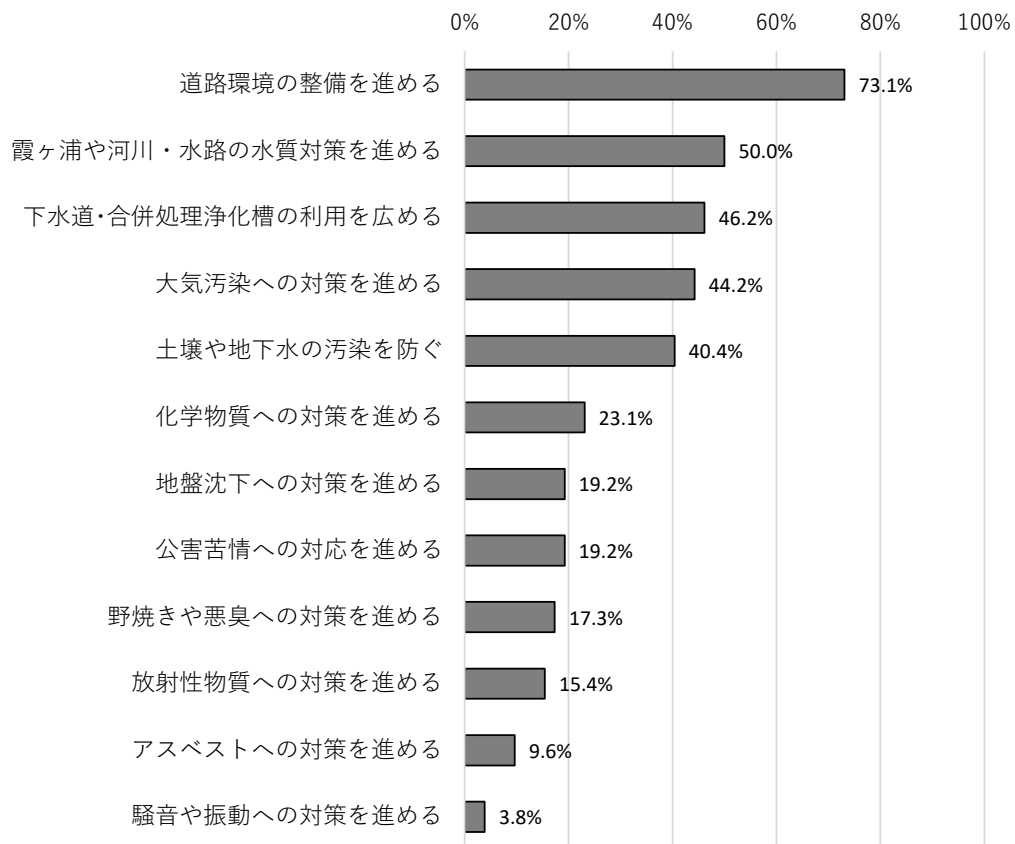
n=52

② 自然が豊かなまちのために



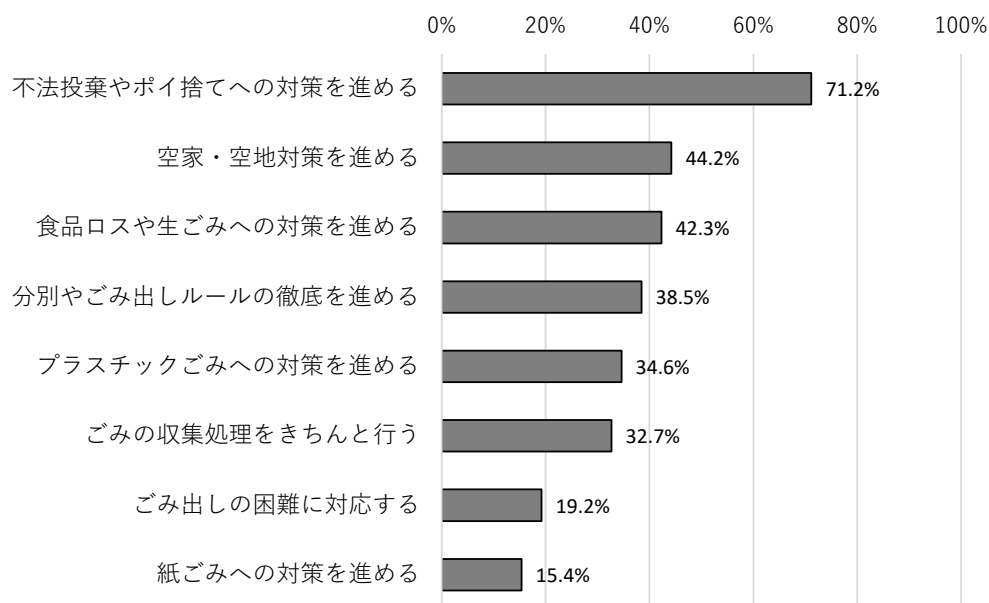
n=52

③ 公害などのない安全なまちのために



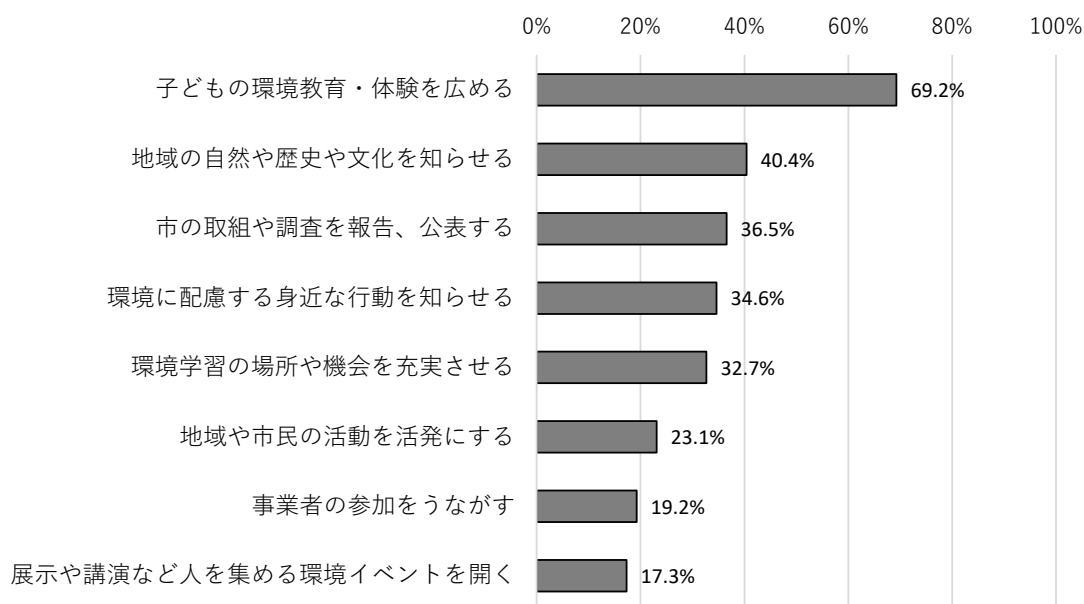
n=52

④ ごみを減らし、資源を大切にし、まちをきれいに保つために



n=52

⑤ みんなが環境問題や地域をよく知って、環境保全に取り組むために

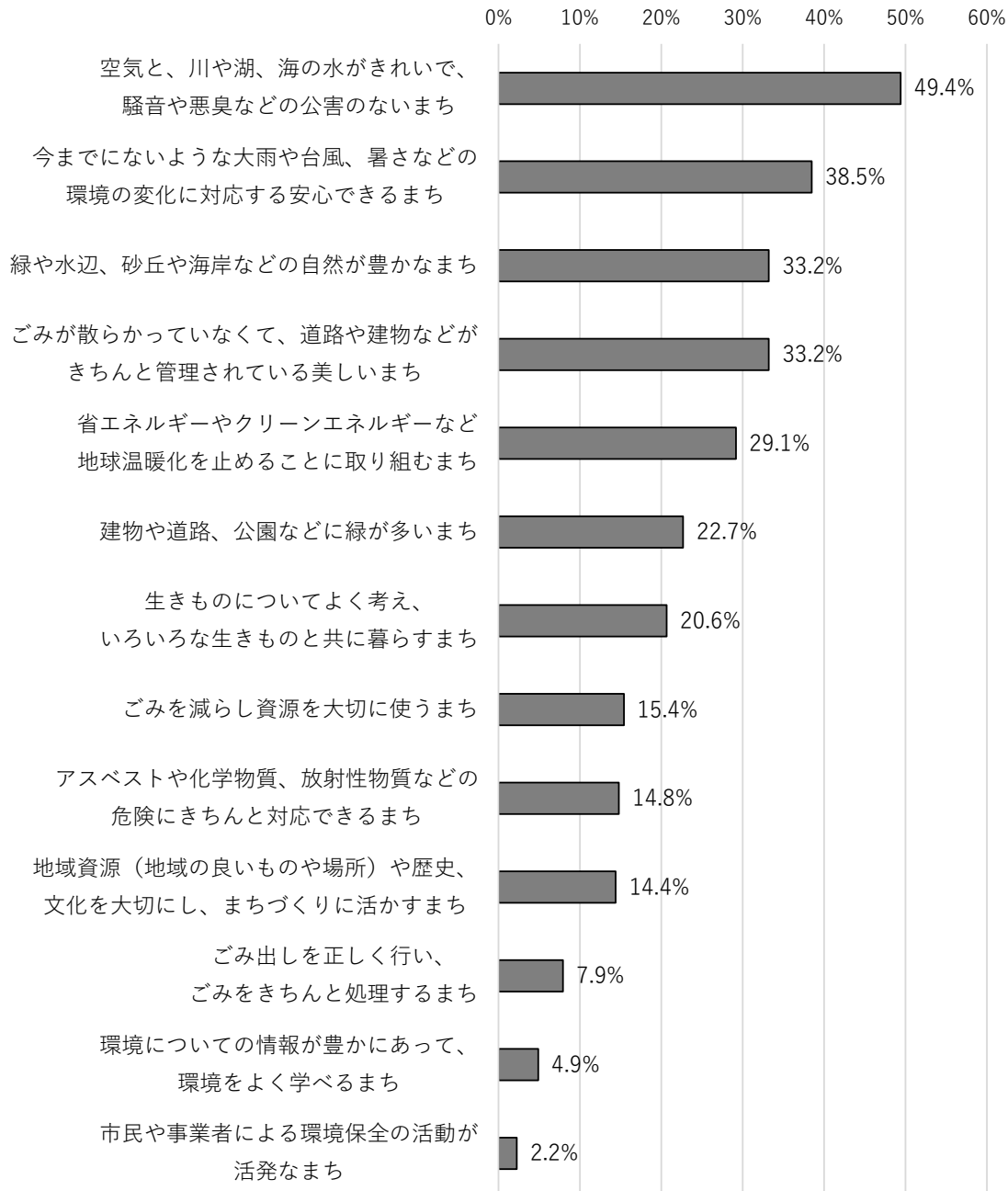


n=52

(4) 児童・生徒回答

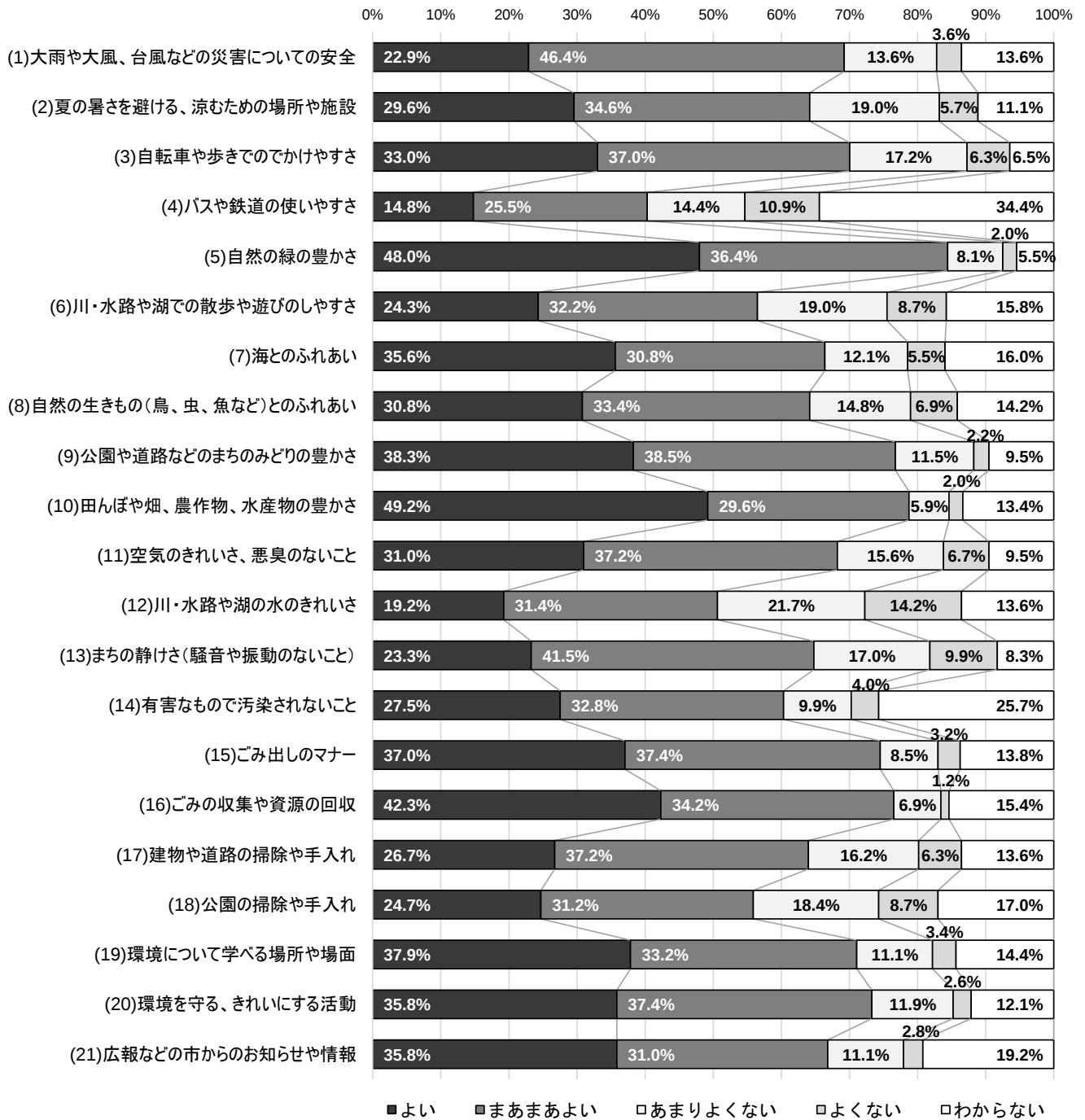
問 1 学校名・学年

問 2 鹿嶋市の環境が将来どのような環境になれば良いと思いますか（3 つまで選択）



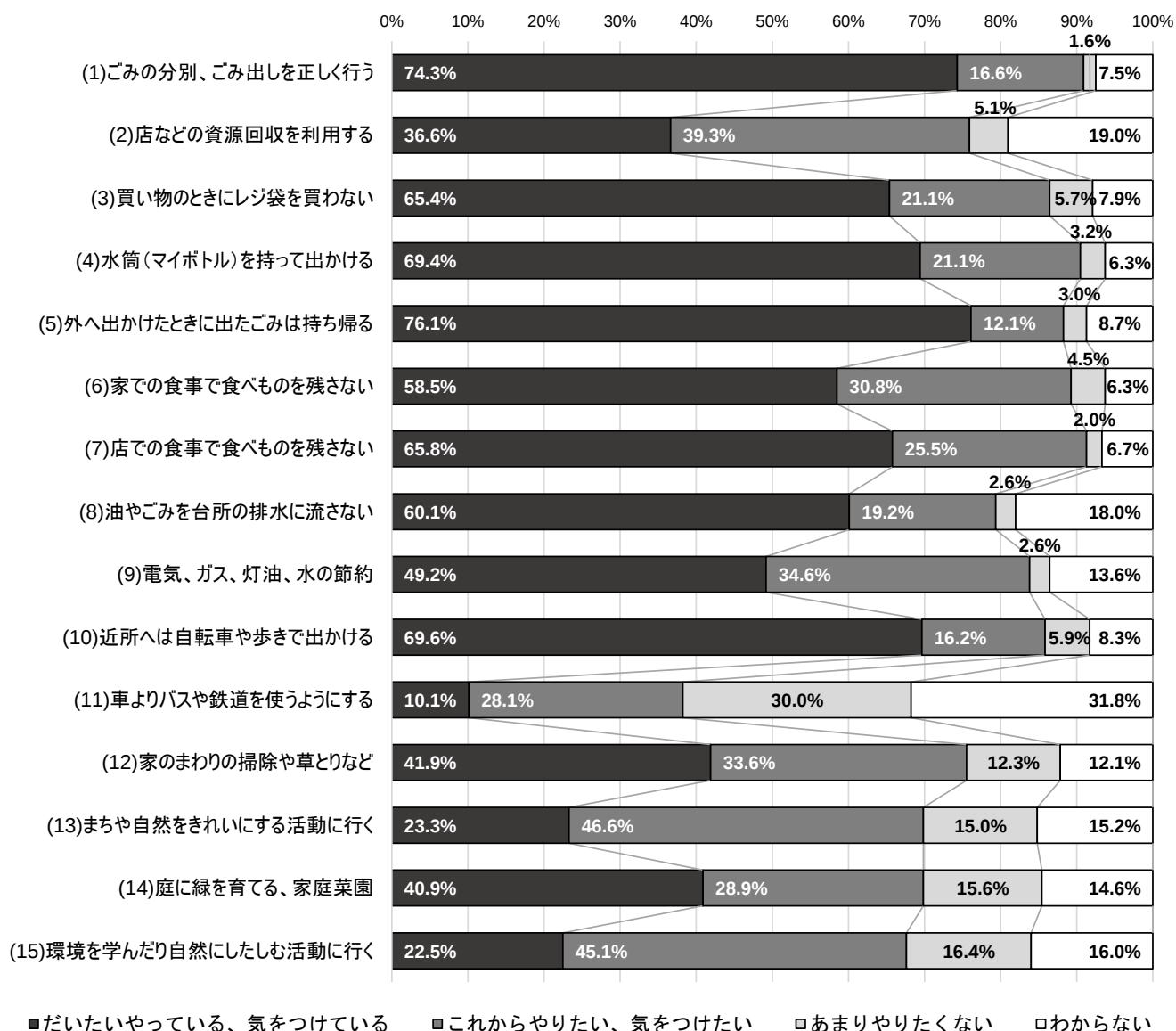
n=494

問3 住まい周辺の環境についてどのように感じていますか



n=494

問 4 ふだん、どのくらい環境のことに気を付けていますか



n=494

資料 5 用語解説

【英字】

BEMS (Building Energy Management System)

ベムスと読む。ビル等の建物内で使用する電力使用量等を計測蓄積し、導入拠点や遠隔での把握を行い、空調・照明設備等の接続機器の制御やデマンドピークを抑制・制御する機能等を有するエネルギー管理システムのこと。

BOD (Biochemical Oxygen Demand)

生物化学的酸素要求量。水中の有機物を生物化学的に分解する際に消費される水中の酸素量であって、数値が小さいほどよい。河川の汚れの基準として使われる。

COD (Chemical Oxygen Demand)

化学的酸素要求量。水中の汚濁物を酸化した際に消費される酸素量であって、数値が小さいほどよい。湖沼や海の汚れの基準として使われる。

HEMS (Home Energy Management System)

ヘムスと読む。住宅のエアコンや給湯器、照明等のエネルギー消費機器と、太陽光発電システムやガスコージェネレーションシステム（燃料電池等）などの創エネ機器と、発電した電気等を備える蓄電池や電気自動車などの蓄エネ機器をネットワーク化し、居住者の快適性の確保やエネルギー使用量の削減を目的に、エネルギーを管理するシステムのこと。

LED (Light Emitting Diode)

電流を流すと発光する半導体で、発光ダイオードとも言う。LED は蛍光灯に比べて消費電力が約 2 分の 1 であること、材料に水銀などの有害物質を含まないこと、熱の発生が少ないことなどから環境負荷が低い発光体として、照明などに利用されている。

PM2.5

粉じんを参照。

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) 制度

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。

RDF (Refuse Derived Fuel)

ごみを固形燃料に加工したもの。

ZEB (Net Zero Energy Building)

ゼブと読む。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指したビル。

ZEH (Net Zero Energy House)

ゼッチと読む。ZEB と同様に、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

【ア行】

アオコ

水中の植物プランクトンが大量に増殖し、池や湖沼の水面が緑色の粉をまいたようになる現象。
植物プランクトンのうちラン藻あるいはシアノバクテリアと呼ばれる一群による。

アスベスト

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれている。極めて細い繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、建材（吹き付け材、保温・断熱材、スレート材など）、摩擦材（自動車のブレーキライニングやブレーキパッドなど）、シール断熱材（石綿紡織品、ガasketなど）といった様々な工業製品に使用されてきた。肺がんや中皮腫を発症する発がん性が問題となり、現在では、原則として製造・使用等が禁止されている。吸い込んでから発症までに長い期間があり、1960年代の石綿輸入量の増加した時期から40年近くを経た2000年頃から患者が急増した。

アプリ

アプリケーションソフトウェアの略で、目的にあった作業をするために、パソコンやスマートフォンなどに入れる応用ソフトウェアのこと。

ウォームビズ

暖房に必要なエネルギー使用量を削減することによって、CO₂の発生を削減し地球温暖化を防止することを目的に、暖房時の室温20度を目安として、快適に過ごすライフスタイルを呼びかける運動。

エコカー

従来のガソリンエンジンやディーゼルエンジンを動力とする自動車に対して、大気汚染物質の排出が少ない、燃費性能が優れCO₂の排出が少ないなど、走行時の環境負荷を大きく減らした、環境性能が高い自動車。次世代自動車もほぼ同義。

燃料電池自動車 (FCV)	英語：Fuel Cell Vehicle。水素を燃料にして自家発電し、電気モーターを動力とする自動車。
電気自動車 (EV)	英語：Electric Vehicle。外部電源から充電し、電気モーターを動力とする自動車。電池（バッテリー）のほか、補助的に発電用のエンジンを持つものもある。
ハイブリッド自動車 (HV)	英語：Hybrid Vehicle。エンジンと電気モーターを組み合わせで動力とする自動車。エンジンを発電専用とするもの（シリーズ式）もある。
プラグインハイブリッド自動車 (PHV・PHEV)	英語：Plug-in Hybrid Vehicle (Plug-in Hybrid Electric Vehicle)。HVに、外部電源から充電できる機能を持たせた自動車。
クリーンディーゼル自動車	ディーゼル車規制条例を受けて開発された、環境負荷の少ないディーゼルエンジンを動力とする自動車。
天然ガス自動車	天然ガスを使うエンジンを動力とする自動車。

エコキュート

高効率給湯器を参照。

エコジョーズ

高効率給湯器を参照。

エコドライブ

省エネルギー、CO₂や大気汚染物質の排出削減のための運転方法。アイドリングストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。

エコマーク

商品のライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品の認定を示すマーク。

エコリフォーム

省エネや省資源などの環境配慮と、快適で健康的な暮らしを実現する建物改修。

エネファーム

家庭用燃料電池製品の統一名称で、エネルギーとファーム（農場）の造語。都市ガス・LP ガスから取り出した水素と、空気中の酸素を化学反応させて電気と熱を発生させるコージェネレーションシステム。化学反応で電気エネルギーを直接取り出すためエネルギーロスが少なく、電気と熱の両方を有効利用することができるため、エネルギー効率が高い。

温室効果ガス（GHG）

英語：Greenhouse Gas。温室効果（太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める働き）をもつ気体のこと。地球温暖化対策推進法の対象ガスは次表の通り。また、水蒸気も温室効果をもち、温室効果への寄与度は最も大きい。

二酸化炭素（CO ₂ ）	代表的な温室効果ガス。主な排出源は化石燃料の燃焼など。
メタン（CH ₄ ）	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。主な排出源は稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
一酸化二窒素（N ₂ O）	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（例えば二酸化窒素）などのような害はない。主な排出源は燃料の燃焼、工業プロセスなど。
ハイドロフルオロカーボン（HFCs）	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。主な用途はスプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど。
パーフルオロカーボン（PFCs）	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。主な用途は半導体の製造プロセスなど。
六フッ化硫黄（SF ₆ ）	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。主な用途は電気の絶縁体など。
三フッ化窒素（NF ₃ ）	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。主な用途は半導体の製造プロセスなど。

【力行】

かしま環境ネットワーク

かしまの自然環境や生活環境をはじめ、色々な分野で地域を考え、改善そして保全活動をする「地域団体と地域住民」が集まるネットワーク組織。市民・市民団体・事業所・行政と連携しながら、家庭や地域の環境から地球環境までを考え、未来に豊かな自然環境を引き継ぐために、環境活動を広げる活動をしている。

環境方針

企業などの組織が経営や運営の理念に基づいて定める、環境に関する取組の基本方針。

環境マネジメント

企業などの組織が、事業活動の中で排出物を減らすことや、エネルギー消費量を減らすことなど、環境への負荷を低減していくための「方針・計画 (Plan)」を立て、それを「実行(Do)」し、その達成度を「点検・評価(Check)」し、結果をもとに「見直し・改善(Action)」するという PDCA サイクルを繰り返して行うことで、継続的に環境負荷の削減が図れるような組織体制にするための管理システム。1970 年代から、欧米企業で実施例が見られるようになり、1996（平成 8）年には国際標準化機構（ISO）により、環境マネジメント全般に係る国際標準規格である「ISO14000 シリーズ」が発効し、そのうち、認証取得の対象となる「ISO14001」は、環境マネジメントシステムについて規定している。

気候変動

英語: Climate Change。地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化で、地球温暖化とほぼ同じ意味で使われる。

気候変動枠組条約

気候変動の問題に対する国際的な枠組みを定めた国際条約。1992 年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開かれた環境と開発に関する国際連合会議（UNCED、地球サミット）で採択され、1994 年に発効した。ここにおける最高意思決定機関が気候変動枠組条約締約国会議（COP）である。

京都議定書

1997 年に京都で開かれた「気候変動に関する国際連合枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）」において採択され、2005 年に発効した。2000 年以降の先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定め、日本では、2008～2012 年の間に温室効果ガスを 1990 年比で 6% 削減することが求められた。排出枠（カーボンクレジット、炭素クレジット）を取引する仕組み（京都メカニズム）が定められ、自国の削減努力が及ばない部分についてはカーボンオフセットの取組による排出枠の確保や排出枠の購入で埋め合わせる形となっている。逆に排出枠が余れば、その分を売ることもできる。この仕組みにより、経済成長と温室効果ガス排出削減の両立が図られた。

クールビズ

冷房に必要なエネルギー使用量を削減することによって、CO₂ の発生を削減し地球温暖化を防止することを目的に、冷房時の室温 28 度を目安として、快適に過ごすライフスタイルを呼びかける運動。

グリーン・イノベーション

環境保全やエネルギーに関する新技術の開発と、人、組織、社会の変革のこと。

グリーンマーク

古紙を原料に再生利用した製品であることを示すマーク。

公害

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。(環境基本法第2条)

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽光線によって複雑な光化学反応を起こしてつくられるオゾン、パーキシルアシルナイトレートなどの酸化性物質の総称。これによる大気汚染を光化学スモッグという。高濃度になると粘膜への影響などが知られているほか、農作物などへの影響も報告されている。

光化学スモッグ

光化学オキシダントを参照。

高効率給湯器

エネルギーの消費効率に優れた給湯器。従来の瞬間型ガス給湯機に比べて設備費は高いが、CO₂排出量の削減やエネルギー費用の面で優れている。

種類	動力	仕組み
エコキュート	電気ヒートポンプ給湯器	大気中の熱をポンプで圧縮して高温化し、貯湯タンクの水を水熱交換器で温める
エコジョーズ	潜熱回収型ガス給湯器	排熱を利用して効率よく水を温める
エコフィール	潜熱回収型石油給湯器	排熱を利用して効率よく水を温める
ハイブリッド給湯器	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器	エコキュートのヒートポンプ技術とエコジョーズの排熱利用技術を併用する

コミュニティバス

交通空白地域、不便地域などで地域住民の移動手段を確保するために、主に自治体などが主体的に計画・運営するバス。

コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

【サ行】

サーマルリサイクル

廃棄物を単に焼却処理するだけではなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。

再生可能エネルギー

石油や石炭、天然ガス、原子力等の有限と考えられる枯渇性エネルギーに対して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーをいう。太陽エネルギー、風水力、バイオマス(持続可能な範囲で利用する場合)、地熱、雪氷熱、潮波力等を利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電等のリサイクルエネルギーがある。

里山

農林漁業の集落や農地と、その周囲の人間の影響を受けた生態系が存在する段丘や丘陵、山地を一体的に捉えた環境全体を指す。同様の海を里海ということがある。

自然共生社会

自然の保護又は整備を通じて社会経済活動と自然環境を調和させることを自然共生といい、それが実現する社会。

循環型社会

第一に廃棄物等排出の抑制、第二に排出された廃棄物等の資源としての利用、最後に利用できないものの適正処分をすることにより実現される、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会。

省エネラベリング制度

エネルギー消費機器の省エネ性能を示すラベルで、2000年8月にJIS規格として導入された表示制度である。省エネ法等に基づきメーカーが製品やカタログに表示している情報を元にしており、家電製品やガス石油機器などが国の定める目標値(トップランナー基準=省エネ基準)をどの程度達成しているか、その達成度合い(%)を表示している。

生態系

ある地域に生息する生物群集(同じ場所で生活しているいろいろな種の個体群)とそれを取り巻く無機的环境(気象、土壌、地形、光、温度、大気など)を合わせた一つのまとまり。

生態系サービス

食糧や水の供給、気候の安定など、人の暮らしを支えている自然の恵みのこと。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。ある地域にどれくらいの種類の生物又は生物を構成する系が存在しているかを指す「種の多様性」及び「生態系の多様性」と、「遺伝子の多様性」がある。

生物多様性条約

生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とした条約。1992(平成4)年採択、1993(平成5)年12月発効。日本は1993(平成5)年5月に締結した。

ゼロエネルギー建物

先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物。ZEB、ZEHも参照。

【タ行】

脱炭素

低炭素をさらに推し進め、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等レベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で、大気中の温室効果ガスを安定させると同時に生活の豊かさを実感できるようにしていくこと。カーボン・ニュートラルともいう。

地域資源

自然環境のほか、人的・人文的なものも含めて、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉える考え方、もしくはそれらを意味する総称。

地球温暖化

気候変動を参照。

低炭素社会

現状の産業構造やライフスタイルを変えることで、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出量を低減した社会。

デマンド型

利用者が電話などで乗車を要請（デマンド）することで利用する交通手段。路線や運行時刻は決まっておらず、事前に予約をし、複数人の乗り合いで目的地まで送迎を行う。

特定外来生物

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、日本の在来生物の生態系や、人の生命・身体、農林水産業関連に被害を及ぼすおそれのあるとして環境省が指定している生物のこと。特定外来生物は、輸入、販売、飼育、栽培、運搬等が禁止されている。

【ナ行】

内水氾濫

洪水による河川本川の水位（外水）の上昇や流域内の多量の降雨によって、堤内地の自然排水が困難となり堤内に停滞した雨水（内水）が氾濫すること。

燃料電池

水素と酸素の化学反応（水の電気分解の逆反応）により、電力と熱を発生させる技術。発電時の環境負荷が極めて小さい一方で、燃料となる水素の製造と供給・運搬の部分が課題となっている。

農業集落排水

集落の散在する農村に適した污水处理システムとして、おおむね 1,000 人以下の規模で実施される、いわゆる農村下水道を整備する事業

【ハ行】

バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」とされている。廃棄物系バイオマス、未利用バイオマス、資源作物の3つからなる。

花いっぱい運動

第二次大戦後の復興の中で、社会を美しく・明るく・住みよくするために始められた運動。現在は花を植えることで街の景観を良くすることを目的として、様々な自治体で行われている。

バリアフリー

生活の中で不便を感じることで、様々な活動をしようとするときに障壁（バリア）をなくすこと。もともとは建築用語で道路や建築物の物理的な障害の除去を意味していたが、現在ではあらゆる人の社会参加を困難にしているすべての分野での障壁の除去という広い意味で使われ、その場合はユニバーサルデザインともいう。

東日本大震災

2011（平成 23）年 3 月 11 日 14 時 46 分頃に、三陸沖の宮城県牡鹿半島の東南東 130km 付近、深さ約 24km を震源として発生した地震。地震規模を示すマグニチュード（M）は 9.0 で、日本国内観測史上最大、世界でも 1900 年以降 4 番目の規模であった。岩手、宮城、福島県を中心とした太平洋沿岸部を巨大な津波が襲い、甚大な被害をもたらした。

フードバンク

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈してもらい、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。

フロン類

フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）の総称。化学的にきわめて安定した性質で扱いやすく、人体に毒性が小さいといった性質を有していることから、エアコン、冷蔵・冷凍庫の冷媒や、建物の断熱材、スプレーの噴射剤など、身の回りの様々な用途に活用されてきた。しかし、オゾン層の破壊、地球温暖化といった地球環境への影響が明らかになったため、より影響の少ないフロン類や他の物質への代替が進められている。温室効果ガスも参照。

粉じん

物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質のことで、主に人の呼吸器系に沈着して健康に影響を及ぼす。大気中に気体のように長時間浮遊しているものを浮遊粉じんといい、そのうち粒子径が 10 μ m 以下のものを SPM（浮遊粒子状物質）、粒子径が 2.5 μ m 以下のものを PM2.5（微小粒子状物質）という。

【ラ行】

リーマンショック

2008（平成 20）年 9 月にアメリカの投資銀行リーマンブラザーズが経営破綻し、それをきっかけに世界的な株価下落・金融危機が発生し、経済の大混乱と不況を招いた出来事。

編集

鹿嶋市 市民生活部 環境政策課

〒314-8655

茨城県鹿嶋市大字平井 1187 番地 1

電話：0299-82-2911（代表）



市の花 ハマナス



市の鳥 キジ



市の木 マツ

